附属資料

附 属 資 料

7	証券監視委 <i>0</i> .)組織・事務概要	117
	1 - 1	組織及び事務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	1 - 2	証券取引等の監視体制の概念図	119
	1 - 3	証券監視委の機能強化	120
	1 - 4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	121
	1 - 5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	122
	1 - 6	機構図	123
	1 - 7	組織・事務に係る法令の概要	125
	1 - 8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	136
2	証券監視委の)活動実績等······	137
	2 - 1	証券監視委の活動状況	137
	2 - 2	取引審查実施状況	138
	2 - 3	証券検査実施状況	139
	2 - 4	勧告実施状況	151
	2 - 5	告発実施状況	
	2 - 6	建議実施状況	214
	2 - 7	金融商品取引法改正後の権限及び範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	219
3	自主規制機関	 の活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	224
	3 - 1	日本証券業協会の活動状況	224
	3 - 2	証券取引所の活動状況	225
	3 - 3	金融先物取引業協会の活動状況	229
	3 - 4	東京金融取引所の活動状況	230
0	公正な市場の)確立に向けて~ 「市場の番人」としての今後の取組み~	231
0	証券検査に	関する基本指針	233
0	オー・エイ	チ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について	245
0	外国為替証	処金取引業者に対する検査結果の概要について	251
0	証券検査に	関する「よくある質問」	259
0	金融商品取	引法における課徴金事例集	265

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、 同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び証券監視委は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する 事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制のまま金融 庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

(3) 事務概要

監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

口 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品 取引業者等に対して検査を行う。

また、犯罪収益移転防止法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守 状況の検査を行う。

ハ 課徴金調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・ 偽計、相場操縦、内部者取引などの不公正取引及び重要な事項につき虚偽記載のある有価証 券報告書等の提出に係る課徴金調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯罪収益移転防止法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客 等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

(2) 勧告

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

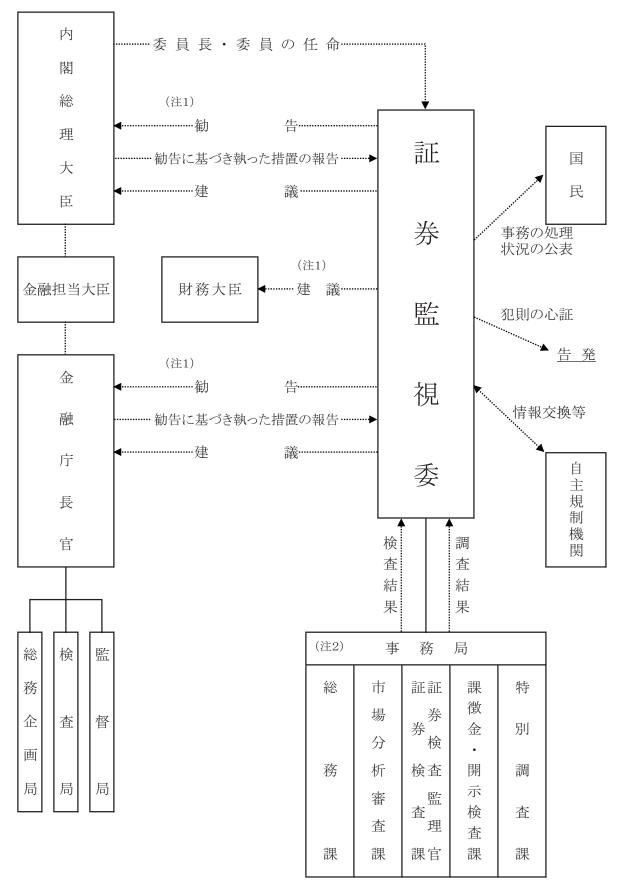
(4) 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

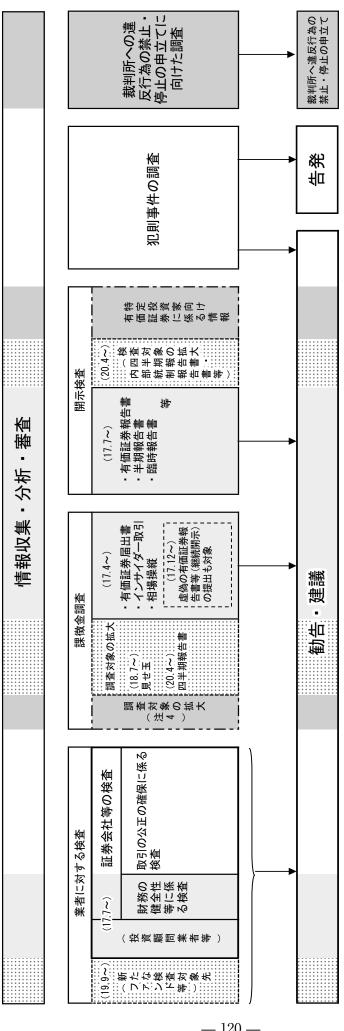
⑤ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、 金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。 (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から5課体制に再編。



|::::::|| 部分が「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。 (世)

四半期報告書、内部統制報告書及び確認書は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。 (注2)

| 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い検査・調査等の対象となる部分。 (洪3)

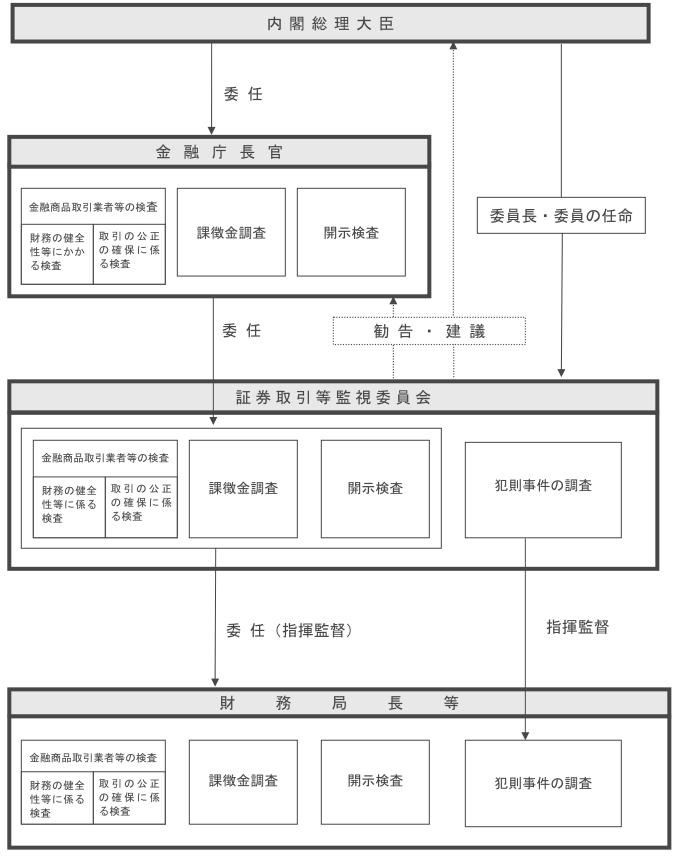
今般、拡大する調査対象の内容は以下のとおり。 (注4) ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。

・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。

・発行開示書類・継続開示書類の不提出。

・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



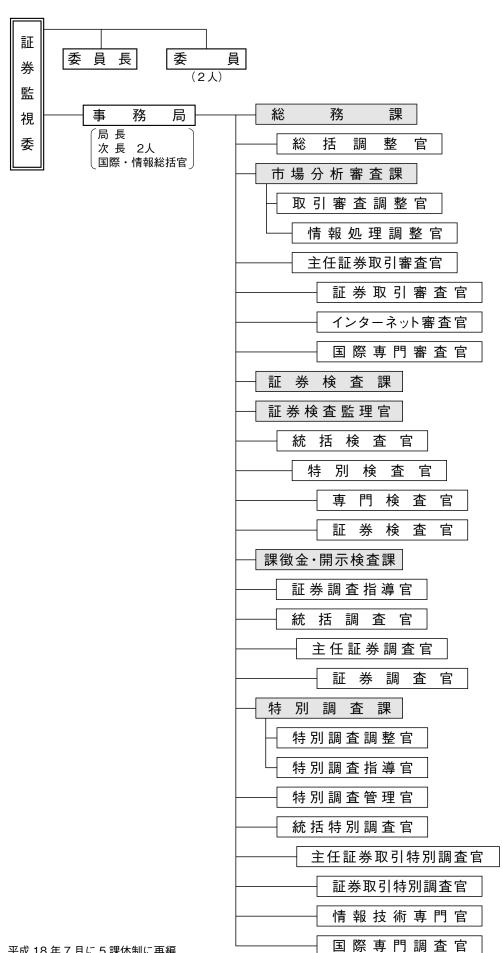
- (注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第7項等)。
- (注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。
- (注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 - ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金 融商品取引業者等を指定する公示
 - ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

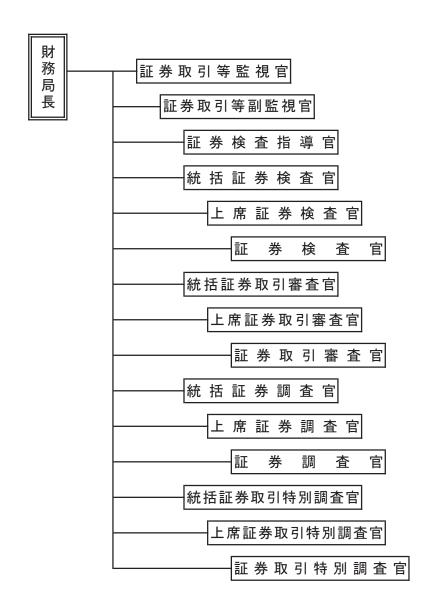
年度				予 算 定 員		
		- 戊		証券監視委	財務局等	合 計
4	Ļ	年	度	84人	118人	202人
5	5	年	度	84人	118人	202人
6	6	年	度	86人	118人	204人
7	7	年	度	88人	118人	206人
8	3	年	度	89人	118人	207人
9)	年	度	9 1人	118人	209人
1	0	年	度	98人	126人	224人
1	1	年	度	106人	132人	238人
1	2	年	度	112人	138人	250人
1	3	年	度	122人	143人	265人
1	4	年	度	182人	182人	364人
1	5	年	度	217人	199人	416人
1	6	年	度	237人	204人	441人
1	7	年	度	307人	245人	552人
1	8	年	度	3 1 8人	246人	564人
1	9	年	度	3 4 1 人	268人	609人
2	0	年	度	358人	282人	640人

1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注) 平成 18年7月に5課体制に再編



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織、権限等

証券監視委の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規定の概要			
第4条	金融庁の所掌事務			
第6条	証券監視委の設置			
第8条	証券監視委の所掌事務			
第9条	委員長及び委員の職権の行使			
第10条	証券監視委の組織			
第11条	委員長			
第12条	委員長及び委員の任命			
第13条	委員長及び委員の任期			
第14条	委員長及び委員の身分保障			
第15条	委員長及び委員の罷免			
第16条	委員長及び委員の服務等			
第17条	委員長及び委員の給与			
第18条	会議			
第19条	事務局			
第20条	勧告			
第21条	建議			
第22条	事務の処理状況の公表			

2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣 及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金融商品取引法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項、	第194条の7第2項第1号、	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と
第2項、第3項	第3項	取引をする者、子特定法人(金融商品取引業
		者等(登録金融機関を除く)がその総株主等
		の議決権の過半数を保有する銀行等)、金融
		商品取引業者等を子会社とする持株会社、金
		融商品取引業者等から業務の委託を受けた
		者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品
		取引業者を子会社とする持株会社の主要株
		主、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品
		取引業者の子銀行等
第60条の11	第194条の7第2項第2号、	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と
	第3項	取引を行う者、取引所取引許可業者から業務
		の委託を受けた者
第63条第8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者から業務の
		委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号、	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引
	第3項	をする者
第75条	第194条の7第2項第4号、	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券
	第3項	の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融
		商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の4	第194条の7第2項第5号、	認定金融商品取引業協会(「一般社団法人及
	第3項	び一般財団法人に関する法律(平成18年法律
		第48号)」施行前においては「公益法人金融

		商品取引業協会」)、認定金融商品取引業協
		会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の
		委託を受けた者
第103条の4	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届
		出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総
		株主の議決権の百分の五を超える対象議決権
		の保有者)
第106条の6	第194条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第106条の16	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届
		出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総
		株主の議決権の百分の五を超える対象議決権
		の保有者)
第106条の20	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持
		株会社の子会社
第151条	第194条の7第2項第6号、	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、
	第3項	金融商品取引所に上場されている有価証券の
		発行者、金融商品取引所から業務の委託を受
		けた者
第153条の4におい	第194条の7第2項第6号、	自主規制法人
て準用する第151条	第3項	
第155条の9	第194条の7第2項第7号、	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参
	第3項	加者、外国金融商品取引所から業務の委託を
		受けた者
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機
		関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託
		を受けた者

〔投信法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第1項	第225条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社 等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業 務に関して取引する者
第213条第1項、第2 項、第3項、第4項、 第5項	第225条第2項、第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、 投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行 役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保
		管会社等と当該投資法人に係る業務に関して 取引する者

[SPC法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第2項にお	第290条第2項第1号、第	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲
いて準用する第217	3項	渡人
条第1項		
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項にお	第290条第2項第2号、第	特定目的信託の原委託者
いて準用する第209	3項	
条第2項(第217条		
第1項)		

〔保振法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第8条第1項	第41条の2第2項	保管振替機関

〔社振法〕

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項	第136条第2項	振替機関

[犯罪収益移転防止法]

検査又は報告・資料の 徴取の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第1項	第20条第6項第1号、第2 号、第7項 (附則第5条に より読替え)	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関、保管振替機関、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関、口座管理機関

(2) 課徴金調査の権限、課徴金の対象範囲

① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、 検 査 の 権 限 規 定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項 第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

⁽注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第172条	虚偽の有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により有価証券を取得させ、売り付けた者等
第172条の2	虚偽の有価証券報告書等を提出した者
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者
第175条	内部者取引をした者

(3) 開示検査の権限

開示検査の権限についてはディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として平成17年7月より、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は検査を行う権限が、閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第27条の22第1項	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第2項		意見表明報告書の提出者、その関係者、参考人
第27条の22の2第2 項において準用する 第27条の22第1項		公開買付者、その他の関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、 その他の関係者、参考人
第27条の30第2項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人(注1)
第193条の2第5項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人(注1)

- (注1)以下の権限については証券監視委に委任されていない。
 - ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限(金商法施行令第 38条の2第1項第1号及び第2号)

- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限(金商法施行令第38条の2第1項第3号)
- (注2) 上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており(金商法施行令第38条の2第1項ただし書)、これらの権限及び(注1)に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に 基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有 の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯 則 事 件 の 調 査 の 権 限
金商法第 210 条 犯罪収益移転防止 法第 28 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、 第 211 条の 2 犯罪収益移転防止 法第 28 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調 査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条 及び犯罪収益移転防止法第 28 条において定められており、個別的に掲げる と以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規定の概要
第5条、第24条	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等(注)
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
	等	
第 30 条の 2 等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取 引業者等	広告等の規制

条項	行為者	規定の概要
第 37 条の 3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の 4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の 5	金融商品取引 業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条の2第1号	金融商品取引 業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止
第 39 条第 1 項	金融商品取引 業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 41 条の 2	金融商品取引 業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取引 業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の 禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計等の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提 出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超え る売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等 関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

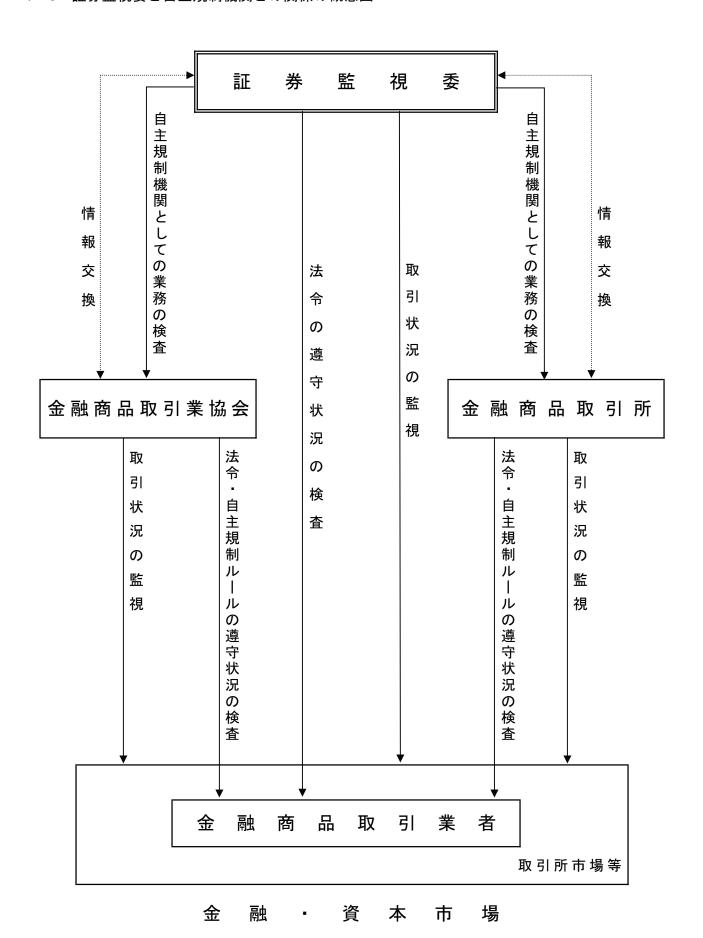
条項	行為者	規定の概要							
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止							
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限							
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁 止							
第 171 条	有価証券の 不特定多数 者向け勧誘 等をする者 等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止							

⁽注)金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む(20年4月1日以降開始する事業年度について適用)。

[犯罪収益移転防止法]

条 項	行為者	規定の概要
第4条第4項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



— 136 —

2 証券監視委の活動実績等

2-1 証券監視委の活動状況

総 括 表

区		_	事務年度 分	4~12	13	14	15	16	17	18	19	合 計
		犯	別事件の告発 (件)	36	7	10	10	11	11	13	10	108
		雀	告 (件)	188	26	30	26	17	39	43	59	428
	証	券村	金査結果に基づく勧告	188	26	30	26	17	29	28	28	372
	課勧		金納付命令に関する	_					9	14	31	54
			服告書等の提出命令に る勧告	_					1	1	0	2
		廷	建 議 (件)	4	0	2	1	0	5	3	0	15
				内618	内72	内81	内93	内83	内111	内107	内132	内1,297
	金	融	商品取引業者(者)	767	96	118	125	113	150	150	187	1,706
				内618	内72	内81	内93	内83	内86	内80	内111	内1,224
		第	一種金融商品取引業者	767	96	118	125	113	111	99	138	1,567
				内617	内72	内81	内92	内83	内73	内68	内63	内1,149
			旧国内証券会社	694	82	98	107	96	88	78	89	1,332
			旧外国証券会社	72	14	20	17	17	10	9	1	160
				内1	内0	内0	内1	内0	内13	内12	内48	内75
証			旧金融先物取引業者(業者)	1	0	0	1	0	13	12	48	75
券		第	二種金融商品取引業者	_							2	2
検		+ ル	次军口要老,协次品号。此册要老	内—	内—	内—	内—	内—	内25	内27	内21	内73
_			資運用業者、投資助言・代理業者 3投信・投資顧問業者(業者))	_					39	51	47	137
査	投	資.	法人(法人)	_					2	7	10	19
				内46	内5	内11	内10	内20	内23	内26	内29	内170
	登	録:	金融機関(機関)	55	7	13	13	27	28	27	32	202
	_	므사:	立 口从人类 去	内—	内—	内—	内0	内0	内1	内1	内1	内3
	金 (IE	配	商品仲介業者 券仲介業者(業者))	_		_	0	0	1	1	1	3
	自主規制機関(機関)		1	2	0	2	0	2	6	1	14	
	そ	ወ ₁	他	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	問	題	点が認められた会社(社等)	551	57	78	67	67	93	142	121	1,176
	•			内877	内122	内255	内305	内307	内320	内408	内500	内3,094
取 ⁱ (注)		香	£ (件)	2,062	392	684	687	674	875	1,039	1,098	7,511

⁽注)
1. 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。
2. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
3. 内書きの数字は、財務局等に係るものである。
4. 上記の金融商品取引業者(旧証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当金融商品取引業者(旧証券会社)の支店単独検査を実施している。

2-2 取引審査実施状況

(単位:件)

		15年7月	16年7月	17年7月	18年7月	19年7月
区	分	\sim	\sim	\sim	\sim	~
		16年6月	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月
価格形质	戈に関するもの	154	153	169	141	141
内部者取	対引に関するもの	500	506	693	884	951
7	の他	33	15	13	14	6
,	合 計	687	674	875	1,039	1,098
	(証券監視委)	382	367	555	631	598
	(財務局等)	305	307	320	408	500

2-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

区分	15年7月 ~16年6月	16年7月 ~17年6月	17年7月 ~18年6月	18年7月 ~19年6月	19年7月 ~20年6月
金融商品取引業者	125	113	150	150	187
第一種金融商品取引業者	125	113	111	99	138
旧国内証券会社	107	96	88	78	89
(証券監視委)	(15)	(13)	(15)	(10)	(26)
(財務局長等)	(92)	(83)	(73)	(68)	(63)
支 店 単 独 検 査	23支店	23支店	19支店	19支店	15支店
旧外国証券会社	17	17	10	9	1
(証券監視委)	(17)	(17)	(10)	(9)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
旧金融先物取引業者	1	0	13	12	48
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(1)	(0)	(13)	(12)	(48)
第二種金融商品取引業者	_	_	_	_	2
(証券監視委)	_	_	_	_	(2)
(財務局長等)	_	_			(0)
投 資 運 用 業 者	_	_	14	22	26
(証券監視委)	_	_	(14)	(22)	(25)
(財務局長等)	_		(0)	(0)	(1)
投資助言·代理業者	_	_	25	29	21
(証券監視委)	_	_	(0)	(2)	(1)
(財務局長等)	_	_	(25)	(27)	(20)
登 録 金 融 機 関	13	27	28	27	32
(証券監視委)	(3)	(7)	(5)	(1)	(3)
(財務局長等)	(10)	(20)	(23)	(26)	(29)
金融商品仲介業者	0	0	1	1	1
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)
投 資 法 人	_		2	7	10
(証券監視委)	_	_	(2)	(7)	(10)
(財務局長等)	_		(0)	(0)	(0)
自 主 規 制 機 関	2	0	2	6	1
(証券監視委)	(2)	(0)	(2)	(6)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	0	0	0	1	2
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

⁽注1) 上記の計数は、着手件数である。 (注2) 「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを 実施するものである。

⁽注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

		X		分				15年7月 ~16年6月	16年7月 ~17年6月	17年7月 ~18年6月	18年7月 ~19年6月	19年7月 ~20年6月
	第一種	旧国	内	証	券	会	社	87	97	131	128	124
	金融商品取	旧外	玉	証	券	会	社	102	125	184	119	41
金融商品	引業者	旧金属	融 先	物耳	文 弓	業	者	459		63	101	49
取引業者	第二種金融商品取引業者				者					90		
	投 資 運 用 業 者						者			142	129	116
	投	資 助	言·	代	理	業	者			17	24	20
登	録	金金	R	触	機	ray.	関	53	42	47	46	35
金	融	商品	占仲	1 介	~	業	者				3	50
自	主	規	#.	il	機		関	60	_	74	134	404
	その他				-	-	_	 .	50			

⁽注1) 19事務年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

⁽注2) 15年7月~16年6月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は1社の実績である。

⁽注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は 「旧投資顧問業者」である。

3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

	区	分			15年7月 ~16年6月	16年7月 ~17年6月	17年7月 ~18年6月	18年7月 ~19年6月	19年7月 ~20年6月
検	査 終	了	件	数	130	147	150	209	219
	金融商	品取引	業者		117	118	120	164	180
	第一種金	融商品	取引業	者	117	118	93	113	139
	旧国	内 証	券 会	社	101	103	69	90	93
	旧外	国証	券 会	社	15	15	12	11	2
	旧金鬲	生先 物	取引業	羊者	1		12	12	44
	投 資	運用	業	者			10	25	18
	投資助	言・作	代理業	者			17	26	23
星	录	è 融	機	関	11	28	27	30	31
<u></u>	金融 商	品仲	介業	者		l	1	1	0
找	资 資	Ý.	去	人			2	7	4
É	主	見制	機	関	2	1	_	7	1
7	-	の		他				_	3

- (注1) 「検査終了件数」とは、検査事務年度中に被検査法人等に対し検査結果通知書を交付し、 検査が終了した件数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含ま ない。
- (注2) 「投資運用業者」、「投資助言・代理業者」及び「投資法人」は、平成17年7月からの証券検査―元化に伴い、金融庁から証券監視委に移管された。
- (注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

(2) 問題点が認められた会社等の数

	区分	17年7月 ~18年6月	18年7月 ~19年6月	19年7月 ~20年6月
ļ ļ	問題点が認められた会社等の数	93	142	121
	不公正取引に関するもの	18	20	11
	投資者保護に関するもの	50	74	49
	財産・経理等に関するもの	25	25	44
	その他業務運営に関するもの	60	101	81

- (注1) 「問題点が認められた会社等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した 会社等の数をいう。
- (注2) 問題点の区分は、証券検査一元化に伴い検査範囲及び検査対象先が拡大したため、 見直しを行った。区分は、「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、 「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」とした。
- (注3) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた会社等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社等の数」の数値とは一致しない。

(参考) 16事務年度までの問題点が認められた会社数

			区		分				15年7月 ~16年6月	16年7月 ~17年6月
問	題	点が	認	め	られ	た。	会 社	:数	67	67
	市	場	ル		ル	等	関	係	43	50
	営	業		姿	勢	ļ	関	係	7	8
	内	部	管	理	体	制	関	係	51	43
	そ			ı	の			他	1	1

- (注1) 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
- (注2) 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、 各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社 があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

4 グループー体型検査及び金融庁検査局同時検査の実施状況

グループー体型検査	クレディ・スイス証券
	クレディ・スイス投信
	ゴールドマン・サックス証券
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
	大和証券
	大和証券エスエムビーシー
金融庁検査局同時検査	ドイツ証券
	JPモルガン証券
	J Pモルガン・アセット・マネジメント

- (注1) グループー体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。
- (注2) 金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループー体型検査を兼ねる。 ただし、JPモルガン・アセット・マネジメントについては、グループー体型検査であるが、金融庁検査局同時検査は行っていない。

5 平成19検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担当		区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
委員会	金	商業者						
	ļ	一種業	1	みずほ証券	H19.4.3	H19.5.28	H19.10.19	\circ
		(旧国内)	2	コスモ証券	H19.4.16	H19.6.1	H19.7.11	
			3	モルガン・スタンレー証券	H19.4.16	H19.6.8	H19.7.9	
			4	バークレイズ・キャピタル証券	H19.4.16	H19.6.8	H19.11.30	0
			1	三菱UFJ証券(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H19.11.29	
•••••			2	メリルリンチ日本証券(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H19.11.29	
***************************************			3	ドイツ証券(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H19.11.29	
			4	しんきん証券	H19.8.23	H19.9.5	H19.10.9	İ
	ļ		5	岡三証券	H19.8.27	H19.10.12	H20.4.9	
			6	松井証券	H19.8.27	H19.10.5	H20.2.4	
			7	カブドットコム証券(特別検査)	H19.9.13	H19.9.28	H20.1.31	
••••••			8	ジョインベスト証券(特別検査)	H19.9.13	H19.9.28	H20.1.30	
			9	SMBCフレンド証券(特別検査)	H19.9.13	H19.9.28	H20.1.29	
	ļ		10	大和証券(特別検査)	H19.9.13	H19.9.28	H20.1.30	
••••••		l	11	リテラ・クレア証券(特別検査)	H19.9.13	H19.9.28	H20.1.30	†
••••••	ļ		12	日興コーディアル証券(特別検査)	H19.9.20	H19.10.4	H20.1.31	
			13	楽天証券(特別検査)	H19.9.20	H19.10.4	H20.1.30	
	ļ		14	SBIイー・トレード証券	H19.10.22	H19.12.19	H20.5.13	0
	ļ		15	ドイツ証券	H19.10.29	H20.2.15	H20.6.18	ļ
				東海東京証券	H19.11.5	H19.12.18	H20.4.9	
			17	新生証券	H19.11.5	H19.12.18	H20.2.28	
	ļ		18	ウェル・フィールド証券(特別検査)	H19.11.27	H19.12.18	H20.2.25	
	ļ		19	大和証券	H20.1.21	H20.3.19	H20.6.27	0
			20					·
	ļ		21	ユナイテッドワールド証券	H20.2.6	H20.2.29	H20.5.13	
	ļ	/I□Ы≦T\		三菱UFJ証券(特別検査) バンクAIG証券	H20.4.14	H20.4.25	H20.6.6	
	ļ	(旧外証)	1	- 1	H19.2.19	H19.3.30	H19.7.19	0
	ļ	(本日)	1	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H19.11.29	
	ļ	運用	1	クレディ・アグリコル アセット マネジメント	H19.1.22	H19.3.2	H20.2.28	ļ
	ļ		2	ムーンライトキャピタル(特別検査)	H19.5.21	H19.6.15	H19.11.16	0
	ļ		1	日立投資顧問	H19.7.4	H19.7.18	H19.9.14	
	ļ		2	ピーシーエー・アセット・マネジメント	H19.7.4	H19.7.18	H19.9.26	ļ
	ļ		3	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ	H19.7.4	H19.7.25	H19.10.24	ļ
	ļ		4	エルシーピー・リート・アドバイザーズ	H19.8.27	H19.9.28	H20.1.22	
	ļ		5	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート	H19.8.27	H19.9.28	H20.2.29	
	ļ		6	クレディ・スイス投信	H19.9.20	H19.11.7	H20.2.4	
	ļ		7	プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ	H19.10.22	H19.12.5	H20.6.17	0
	ļ		8	ユナイテッド投信投資顧問	H19.10.22	H19.11.30	H20.6.27	ļ
	ļ		9	国際投信投資顧問	H19.10.22	H19.12.14	H20.3.14	.
	ļ		10	モリモト・アセットマネジメント	H19.10.29	H19.11.30	H20.6.27	<u> </u>
	ļ		11	シンプレクス・アセット・マネジメント	H19.11.29	H19.12.18	H20.3.18	ļ
			12	フォルティス・アセットマネジメント	H19.11.29	H19.12.18	H20.2.28	
			13	中央三井アセットマネジメント	H19.12.13	H20.2.15	H20.5.9	
			14	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	H20.1.21	H20.3.12	H20.6.13	
			15	ウエリントン・インターナショナル・マネージメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	H20.4.14	H20.5.9	H20.6.10	

担当		区 分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
	投資	法人	1	エルシーピー投資法人	H19.8.27	H19.9.28	H20.1.22	
			2	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	H19.8.27	H19.9.28	H20.2.29	\circ
			3	プロスペクト・レジデンシャル投資法人	H19.10.22	H19.12.5	H20.6.17	
			4	ビ・ライフ投資法人	H19.10.29	H19.11.30	H20.6.27	
	登	金	1	千葉興業銀行(特別検査)	H19.10.22	H19.11.16	H20.2.14	
			2	中央三井信託銀行(特別検査)	H19.10.22	H19.11.9	H19.12.21	
	自	主	1	名古屋証券取引所	H18.11.28	H19.1.19	H19.12.13	
	そ(の他	1	日本証券金融(特別検査)	H19.6.20	H19.7.4	H19.11.27	\circ
			1	大阪証券金融(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H20.2.25	
			2	中部証券金融(特別検査)	H19.8.23	H19.8.31	H19.12.3	

- (注1)区分欄の「一種業」は第一種金融商品取引業者、「旧国内」は旧国内証券会社、「旧外証」は旧外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「自主」は自主規制機関である。
- (注2) 斜字体数字は、平成18検査事務年度に検査に着手した法人である。
- (注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 なお、勧告の公表を控える場合がある。

担	当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
関	東	金	商業者						
		ļ	一種業	1	ばんせい証券	H19.2.22	H19.3.13	H19.10.17	0
		ļ	(旧国内)	2	丸國証券	H19.4.10	H19.4.26	H19.9.14	0
		ļ		3	いちよし証券	H19.5.21	H19.6.21	H19.8.30	
		ļ		4	極東証券	H19.5.24	H19.6.18	H19.12.13	
•••••		ļ		5	エル・ピー・エル日本証券	H19.5.28	H19.6.12	H19.7.25	
••••••	•••••	ļ		1	スターツ証券	H19.7.18	H19.7.24	H19.9.27	
		ļ		2	ジェービィック証券	H19.7.18	H19.7.25	H19.8.22	
		ļ		3	エアーズシー証券	H19.7.18	H19.7.24	H19.9.6	
		ļ		4	シーエー・エーエム証券	H19.7.18	H19.7.24	H19.9.27	
•••••	•••••	ļ		5	AIP証券	H19.7.18	H19.7.24	H19.9.4	
•••••		ļ		6	中原証券	H19.8.27	H19.9.19	H19.10.31	
		ļ		7	明和證券	H19.8.27	H19.9.19	H19.10.23	
		ļ		8	JAIC証券	H19.8.27	H19.9.3	H19.11.9	
•••••		ļ		9	IBS証券	H19.8.27	H19.8.31	H19.10.22	
•••••		ļ		10	IDSill.分 ジーク証券				
		ļ		11		H19.8.30	H19.9.12	H19.10.18	
		ļ			オリエント証券	H19.8.30	H19.9.19	H19.12.4	
		ļ		12	室清証券	H19.8.30	H19.9.20	H19.11.1	
		ļ		13	東洋証券(特別検査)	H19.9.20	H19.9.27	H20.2.7	
		ļ		14	藍澤證券(特別検査)	H19.9.20	H19.9.27	H20.2.6	
		ļ		15	三菱商事フューチャーズ証券	H19.10.11	H19.10.24	H20.2.19	
		ļ		16	GMOインターネット証券	H19.10.16	H19.10.30	H20.2.20	
		ļ		17	日産センチュリー証券	H19.10.16	H19.11.9	H20.2.20	
		ļ		18	アイディーオー証券	H19.10.16	H19.10.24	H19.11.22	
		ļ		19	三田証券	H19.10.16	H19.11.2	H20.2.26	
		<u> </u>		20	かざか証券	H19.11.8	H19.12.12	H20.2.19	
		<u> </u>		21	FXA証券(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.3.5	
				22	すばる証券(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.2.13	
				23	新東京シティ証券	H20.1.29	H20.2.14	H20.3.19	
•••••		ļ		24	ネットウィング証券	H20.2.19	H20.3.6	H20.4.2	
•••••	•••••	ļ		25	ひまわり証券	H20.2.19	H20.3.7	H20.4.3	
		ļ		26	オリックス証券	H20.2.19	H20.3.12	H20.6.20	
		ļ		27	SVC證券	H20.4.9	H20.4.18	H20.5.16	
•••••	•••••	ļ		28	アーク証券	H20.4.10	H20.5.14	H20.6.12	
	•••••	ļ		29	のぞみ証券	H20.5.21	H20.6.10	H20.6.30	
		ļ		30	ニュース証券	H20.5.21	H20.6.5	H20.6.30	
		ļ		31	宇都宮証券	H20.5.22	H20.6.4	H20.6.23	
		†	l	32	多摩証券	H20.5.27	H20.6.5	H20.6.27	l
•••••	•••••	 	(旧金先)	1	第一商品	H19.4.10	H19.5.11	H19.10.17	
		 		1	国泰キャピタル	H19.8.27	H19.9.26	H19.12.18	\cap
		 	l	2	フォレックスクラウン	H19.8.27	H19.8.31	H19.10.12	ļ
		 		3	新日本通商	H19.9.20	H19.10.5	H19.12.18	0
		 	l	4	日本ユニコム	H19.10.18	H19.10.5	H20.2.14	
		 	l	5	ロダーーコム アストマックスFX(特別検査)	H19.10.18	H19.11.19	H19.12.20	l
		ļ		6	ノ ヘト マップ ヘトム (特 加 恢 重) エフエックス・オンライン・ジャパン (特別 検 査)	H19.11.8	H19.11.19 H19.11.28	H20.2.6	.
		ļ	l		エフエックス・オンフィン・シャハン(特別検査) みらいFX(特別検査)				<u> </u>
		ļ		7		H19.11.14	H19.11.30	H20.2.13	
		ļ		8	ベルフォードキャピタルマネジメント(特別検査)	H19.11.14	H19.11.28	H19.12.27	<u> </u>
		ļ		9	アトランティック・ファイナンシャル・コーポレーション(特別検査)	H19.11.21	H19.12.7	H20.3.4	<u> </u>
		ļ		10	FXCMジャパン(特別検査)	H19.11.21	H19.12.10	H20.3.7	
				11	アテナFX(特別検査)	H19.11.28	H19.12.11	H20.1.18	

担当		区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
	П		12	オクトキュービック(特別検査)	H19.11.28	H19.12.11	H20.2.8	
			13	サン・キャピタル・マネジメント(特別検査)	H19.11.28	H19.12.7	H20.1.29	
			14	アリーナ・エフエックス(特別検査)	H19.12.12	H19.12.20	H20.3.7	
	1 1		15	ai明治FX(特別検査)	H19.12.12	H19.12.19	H20.2.27	
	1 1		16	カカクコム・フィナンシャル(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.2.25	
	1 1		17	グローバル・フューチャーズ・アンド・フォレックス・リミテッド(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.2.18	
	11		18	フォーランド フォレックス(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.2.13	
	1 1		19	USSフォレックス(特別検査)	H20.1.16	H20.1.24	H20.3.26	
	11		20	FXトレーディングシステムズ(特別検査)	H20.1.16	H20.1.22	H20.2.18	
	11		21	ロンナル・フォレックス(特別検査)	H20.1.16	H20.1.28	H20.2.25	
	1		22	アールスリー(特別検査)	H20.1.28	H20.2.14	H20.3.19	
	<u> </u>		23	大平洋物産	H20.1.29	H20.2.14	H20.4.2	
	11		24	サザインベストメント(特別検査)	H20.1.31	H20.2.12	H20.3.25	
	 		25	FXクリエイト	H20.2.19	H20.2.29	H20.4.17	
	╁┈╁		26	ニッツウトレード	H20.2.20	H20.3.14	H20.3.14	
	 -		27	フォーチュン・キャピタル	H20.3.5	H20.3.14	H20.5.22	
	╁┈╁		28	キャピタル・マーケット・サービシズ	H20.3.5	H20.3.14	H20.5.16	
	┼┈┼		29	イーストヒルジャパン	H20.3.5	H20.3.14	H20.5.22	
ļ	╂┈┼		30	サイバーエージェントFX	H20.3.5	H20.3.14	H20.4.10	
	 -		31	コメックス	H20.4.9	H20.4.22	H20.5.22	
	 -		32	ハーベスト・フューチャーズ	H20.4.9	H20.4.22	H20.5.23	
	╢	運用	1	JAICアセット・マネジメント	H19.8.27	H19.9.3	H19.10.22	
	╢	助言	1	ユナイテッド・マネジメント・カンパニー	H19.1.16	H19.1.19	H19.7.17	
	 	奶百	2	トレーディングスター	Н19.1.16	H19.1.19	H19.7.17	
	 -		$\frac{2}{1}$	光インベストメント	H19.10.11	H19.0.12	H19.12.6	
	 -		2	新都市Investments	Н19.12.13	H20.1.21	119.12.0 なし(廃業の為)	
	 -		<u>.</u> 3	マーケットバンク	H20.5.28	H20.6.5	出20.6.27	
近畿	全記	商業者	3	V-9719 W9	1120.3.26	1120.0.3	1120.0.27	
儿 或		一種業	1	内藤証券	H19.1.23	H19.2.19	H19.7.11	
		旧国内)	2	ひびき証券		H19.3.27		
	 `	11112471/	 3	播陽証券	H19.3.7 H19.5.23		H19.9.27	
	 -			独勝証券 フェニックス証券		H19.6.8	H19.8.23 H19.10.16	
	 -		4		H19.5.23	H19.6.15		0
	 -		1	高木証券	H19.8.28	H19.9.21	H20.5.7	
	 -		2	内藤証券(特別検査)	H19.9.18	H19.10.2	H20.2.7	
	 -		3	岩井証券	H20.1.16	H20.2.15	H20.6.27	
	├ -		4	タイコム証券(特別検査)	H20.3.4	H20.3.19	H20.5.15	<u> </u>
 	ļļ.		5	岡安証券	H20.3.5	H20.3.25	H20.5.26	<u> </u>
ļ	 .		6	光証券	H20.4.9	H20.4.25	H20.6.24	<u> </u>
 	 .		7	西脇証券	H20.4.15	H20.4.25	H20.5.16	
	H	TEL A. 21. 3	8	西村証券	H20.5.21	H20.6.6	H20.6.27	
		旧金先)	1	ヒロセ通商	H19.10.22	H19.11.9	H20.6.20	0
	ļļ.		2	外為アルフィックス	H19.11.8	H19.11.21	H19.12.25	.
ļ	ļļ.		3	大阪為替倶楽部	H19.11.13	H19.11.27	H20.6.2	
ļ	├	#1 -	4	FXトレード(特別検査)	H20.1.21	H20.2.1	H20.4.11	
ļ	ļļ.	助言	1	ランドスカイ	H19.4.16	H19.4.20	H19.8.8	
	 .		2	AKファイナンシャル・サービス	H19.6.11	H19.6.14	H19.8.7	
ļ	 		3	FINE21	H19.6.12	H19.6.28	H19.12.26	
	 		1	フューチャーベンチャーキャピタル	H19.7.23	H19.7.27	H19.10.24	
ļ			2	ザ・タイミング株式投資学研究所	H19.10.9	H19.10.18	H20.3.4	
	\Box		3	グローバルリンクアドバイザーズ	H19.10.9	H19.10.17	H20.4.15	

担当		区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
	H		4	グローバルエコノ研究所	H19.12.11	H19.12.14	H20.6.18	
			5	アップワード(特別検査)	H20.2.20	H20.3.4	なし	
	ļ		6	富士株式投資研究所	H20.3.24	H20.3.27	H20.5.26	
	ļ		7	ミロ・インベストメント	H20.3.24	H20.3.28	H20.6.23	
			8	エフピーアイ	H20.4.15	H20.4.18	H20.5.9	
		登 金	1	みなと銀行	H19.7.18	H19.8.2	H19.8.31	
	ļ <u>.</u>		2	尼崎信用金庫	H19.12.6	H19.12.19	H20.1.15	
	ļ		3	紀陽銀行	H20.5.20	H20.5.30	H20.6.18	
	ļ		4	十三信用金庫	H20.5.26	H20.6.6	H20.6.25	
北海道	金	商業者						
		一種業	1	野村證券 旭川支店	H19.10.17	H19.10.31	H19.11.26	
		(旧国内)	2	SMBCフレンド証券 帯広支店	H20.4.14	H20.4.25	H20.6.30	
	\boldsymbol{dash}	金 金	1	北門信用金庫	H19.8.23	H19.8.31	H19.10.11	
			2	北洋銀行	H19.12.3	H19.12.17	H20.1.25	
	ļ		3	大地みらい信用金庫	H20.3.5	H20.3.14	H20.5.26	ļ
東北	金	商業者		2 - 2 - 2 - 102 W	120.0.0			
. 14 10		一種業	1		H19.5.29	H19.6.15	H19.7.13	
	ļ	(旧国内)	1	大北証券	H19.10.17	H19.11.9	H20.1.22	
	ļ		2	野村證券 秋田支店	H20.5.20	H20.6.4	H20.6.30	
		L \	1	福島銀行	H19.8.8	H19.8.31	H19.10.18	
	ļ <u>.</u>	<u> </u>	2	北都銀行	H19.11.27	H19.12.7	H20.1.24	
	ļ		3	北日本銀行	H20.2.18	H20.2.29	H20.5.22	
	ļ		4	みちのく銀行	H20.3.12	H20.3.28	H20.5.23	
	ļ		<u>.</u> 5	東北銀行	H20.4.14	H20.4.25	H20.5.15	
東海	全	商業者	-	不相數日	1120.4.14	1120.4.23	1120.5.15	
/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		一種業	1		H18.11.15	H19.2.7	H19.9.28	\cap
	ļ	(旧国内)	2	新大垣証券	H19.5.10	H19.5.23	H19.7.10	
	ļ		3	大徳証券	H19.6.6	H19.7.13	H19.9.25	
	ļ		4	松阪証券	H19.6.6	H19.6.19	H19.9.25	
	ļ		1	豊証券	H19.8.28	H19.10.2	H19.11.27	
	ļ		2	安藤証券	H19.10.23	H19.12.7	H20.4.25	
	ļ	(旧金先)	1	岡地	H19.9.11	H19.9.28	H20.1.8	
	ļ	(1132)	2	ユニバーサル・インベストメント	H19.11.8	H19.12.5	H19.12.7	0
	ļ		3	ジェイ・エヌ・エス	H20.1.8	H20.3.19	H20.4.25	
			4	トレックス(特別検査)	H20.1.15	H20.1.31	H20.4.11	
			<u>.</u>	インタープラスト(特別検査)	H20.2.25	H20.3.10	H20.4.8	
	ļ	助言	1	三愛経済	H19.4.5	H19.4.11	H19.7.13	
	ļ	<i>1</i> 00 III	2	一条柱円 カスタマイト	H19.5.14	H19.5.18	H19.7.10	ļ
	ļ		1	中央投資経済	H20.3.18	H20.3.21	H20.6.5	
	ļ		2	ミズ情報サービス	H20.4.15	H20.4.17	H20.5.23	
	ļ		3	第一総研	H20.4.15	H20.4.17	H20.5.23	
	<u> </u>	L 登金	$\frac{3}{1}$	中京銀行	H19.7.11	H19.8.6	H19.11.28	
	15	丈 亚	2	愛知銀行	H20.4.8	H20.5.7	Н20.6.24	0
北陸	소	商業者		久 / H 郑 1	1120.4.0	1140.3.1	1140.0.44	
11)生	亚	一種業	1	今村証券	H19.10.11	H19.10.29	H20.4.16	
	1	一 <u>性</u> 来 (旧国内)	2	石動証券	H19.10.11	H19.10.29 H19.11.30	H20.4.16 H20.2.25	ļ
			1.	14 30 吨分	1119.11.10	1119.11.00	1140.4.43	ļ
		(101211)		芒肝証券	U20 2 21	H30 3 E	H30 C 3E	\cap
		(IDE)	3	荒町証券 - 野村繁巻 - 寛山寺店	H20.2.21	H20.3.5	H20.6.25	0
	7	金金		荒町証券 野村證券 富山支店 富山第一銀行	H20.2.21 H20.3.17 H19.8.22	H20.3.5 H20.4.3 H19.8.30	H20.6.25 H20.6.18 H19.11.14	0

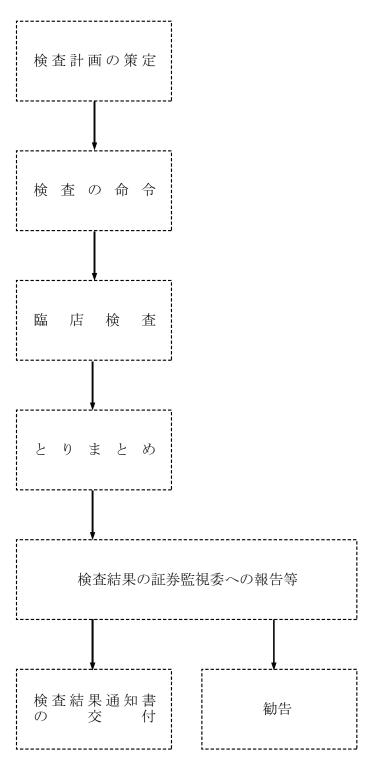
担	当		区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通 知 日	勧告
中	玉	金	商業者						
			一種業	1	ウツミ屋証券	H19.5.16	H19.6.13	H19.12.27	
			(旧国内)	1	津山証券	H19.10.10	H19.11.1	H20.1.29	
				2	東洋証券 浜田支店	H19.11.19	H19.11.30	H20.2.15	
				3	北田証券	H20.3.12	H20.3.28	H20.6.26	
				4	野村證券 下関支店	H20.4.8	H20.4.18	H20.6.5	
			助言	1	ニアユー・アセットアドバイザーズ	H19.8.28	H19.8.29	H19.11.29	
		줗	釜 金	1	トマト銀行	H19.7.31	H19.8.9	H19.12.14	
				2	玉島信用金庫	H19.8.27	H19.8.31	H19.12.14	
				3		H19.12.10	H19.12.14	H20.2.19	
				4	広島信用金庫	H20.2.20	H20.2.28	H20.6.10	
四	玉	金	商業者						
			一種業	1	徳島合同証券	H19.5.22	H19.6.7	H19.7.23	
			(旧国内)	1	三菱UFJ証券 高知支店	H19.10.10	H19.11.2	H19.12.25	
				2	三豊証券	H19.11.14	H19.12.7	H20.1.18	
				3	愛媛証券	H20.2.27	H20.3.19	H20.6.2	
				4	新光証券 徳島支店	H20.4.2	H20.4.17	H20.5.15	
			助言	1	新生投資顧問	H20.2.19	H20.2.22	H20.4.23	
		- Z	金金	1	高松信用金庫	H19.8.22	H19.8.31	H19.11.13	
				2	観音寺信用金庫	H20.5.13	H20.5.23	H20.6.19	
九	州	金	商業者						
			一種業	1	岡三証券 熊本支店	H18.11.27	H18.12.12	H19.7.2	
			(旧国内)	1	三菱UFJ証券 鹿児島支店	H19.9.18	H19.9.28	H20.1.30	
				2	日興コーディアル証券 大分支店	H19.10.15	H19.10.26	H20.2.20	
				3	大熊本証券	H19.11.19	H19.12.11	H20.4.21	
				4	新光証券 鹿児島支店	H20.4.16	H20.4.25	H20.6.25	
				5	野村證券 大分支店	H20.5.19	H20.5.28	H20.6.30	
		줗	釜 金	1	豊和銀行	H19.5.23	H19.6.1	H19.10.9	
				1	鹿児島相互信用金庫	H19.8.21	H19.8.31	H19.11.27	
			•••••	2	大分銀行	H20.2.25	H20.3.7	H20.6.19	
				3	熊本第一信用金庫	H20.3.25	H20.4.1	H20.6.12	
福	岡	金	商業者						
			一種業	1	スターアセット証券	H19.5.15	H19.6.6	H19.12.3	0
			(旧国内)	1	新光証券 大牟田支店	H19.8.23	H19.9.5	H19.10.9	
				2	前田証券	H20.4.2	H20.4.24	H20.6.11	
				3	三菱UFJメリルリンチPB証券 福岡支店	H20.5.19	H20.5.30	H20.6.18	
			(旧金先)	1	アイフォレックス	H19.11.8	H19.11.21	H20.3.28	
				2	プロテックスオフィス	H19.12.6	H19.12.14	H19.12.18	
		롳	金金	1	十八銀行	H19.10.10	H19.10.26	H19.12.6	
沖	縄	롳	金金	1	沖縄県労働金庫	H20.1.24	H20.1.28	H20.3.17	
		[2	沖縄海邦銀行	H20.2.12	H20.2.18	H20.3.17	

⁽注1) 区分欄の「一種業」は第一種金融商品取引業者、「旧国内」は旧国内証券会社、「旧金先」は旧金融先物取引業者、「登金」は登録金融機関、「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「自主」は自主規制機関である。

⁽注2) 斜字体数字は、平成18検査事務年度に検査に着手した法人である。

⁽注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。 なお、勧告の公表を控える場合がある。

6 証券検査の手順



検査の結果、重大な法令違反 等が認められた場合には、金融 庁長官等に対して行政処分等を 勧告する。

2-4 勧告実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区 分	15年7月 ~ 16年6月	16年7月 ~ 17年6月	17年7月 ~ 18年6月	18年7月 ~ 19年6月	19年7月 ~ 20年6月
勧告件数	26	17	39	43	59
課徴金納付命令に関する勧告			9	14	31
訂正報告書等の提出命令に関 する勧告			1	1	
証券検査結果に基づく勧告	25	17	29	28	28
証券監視委の行った 検査に基づく勧告	9	5	10	13	13
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	16	12	19	15	15
犯則事件の調査に基づく勧告	2	1			

⁽注) 平成15・平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に 基づく勧告を併せて行ったので、勧告合計と内訳は一致しない。

2 勧告件数 (法令違反等の内容別)

(1) 証券検査

VI. A Street for a Lieb	felding for a part	15年7月	16年7月	17年7月	18年7月	19年7月	Δ 31
法令違反等の内容	勧告対象の別	~ 16年6月	~ 17年6月	~ 18年6月	~ 19年6月	20年6月	合 計
	会社及び外務員	1	4	2	1	2	10
取引一任勘定取引契約の締結	会社のみ	1	1	1	1	<u>-</u>	3
	外務員のみ	8	4			1	13
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要	会社及び外務員	1	3	1		_	5
な事項について誤解を生ぜしめるべき表	会社のみ			2			2
示をする行為	外務員のみ				1		1
	会社及び外務員						
特別の利益を提供することを約して勧誘	会社のみ	1		1			2
する行為	外務員のみ	1					1
	会社及び外務員	2	2	1	1	1	7
作為的相場形成	会社のみ	2					2
	外務員のみ						
	会社及び外務員					1	1
職務上知りえた特別の情報に基づく有価 証券の売買及び投機的利益追及	会社のみ						
证分切允員及び投機的利益但及	外務員のみ	2	1	1	1	3	8
	会社及び外務員	1					1
法人関係情報を提供した勧誘	会社のみ						
	外務員のみ						
	会社及び外務員			1		1	2
損失補てん等	会社のみ	1			2		3
	外務員のみ			1			1
	会社及び外務員						
適合性原則違反	会社のみ	1					1
	外務員のみ						
法人関係情報に係る不公正取引の防止上	会社及び外務員	1		2	1	1	5
不十分な有価証券の売買に関する管理の	会社のみ	2				1	3
状況	外務員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、	会社及び外務員		2				2
重要な事項について説明を行っていない	会社のみ						
状況	外務員のみ						
証券業に係る電子情報処理組織の管理が	会社及び外務員			1			1
十分でないと認められる状況	会社のみ				1	2	3
	外務員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられる	会社及び外務員						
ことの不告知	会社のみ						
	外務員のみ						
	会社及び外務員			1		1	2
親法人等との非公開情報の授受	会社のみ						
	外務員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な	会社及び外務員						
行為	会社のみ						
	外務員のみ	2			2	1	5
信用の供与の条件として有価証券の売買	会社及び外務員						
等をする行為	会社のみ		1				1
	外務員のみ						
/広出版 3 エッド町 (人) 、 応 3	会社及び外務員	1					1
仮装取引及び馴合い取引	会社のみ	1	1				2
	外務員のみ		4		4		
木 佐 羽 :	会社及び外務員		1		1		2
本人確認法違反	会社のみ	3				2	5
	外務員のみ					1	1
白土担制業致の不供	会社及び外務員						
自主規制業務の不備	会社のみ	1			5	2	8
	外務員のみ						<u> </u>

法令違反等の内容	勧告対象の別	15年7月 ~ 16年6月	16年7月 ~ 17年6月	17年7月 ~ 18年6月	18年7月 ~ 19年6月	19年7月 ~ 20年6月	合 計
	会社及び外務員				5	2	7
不招請勧誘、再勧誘、両建取引の勧誘	会社のみ			5	1		6
	外務員のみ						
Man National Assets National A	会社及び外務員						
著しく事実と相違する表示のある広告を	会社のみ			2	3		5
する行為	外務員のみ						
	会社及び役職員		1	3	4	9	17
その他	会社のみ			15	13	21	49
	役職員のみ					1	1
	会社及び役職員	7	13	12	13	18	63
合 計	会社のみ	13	2	26	26	28	95
	役職員のみ	13	5	2	4	7	31

- (注) 1.1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。
 - 2. 上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。
 - (2) 課徵金納付命令

不公正取引(19年7月~20年6月) 21件 開示書類の虚偽記載(19年7月~20年6月) 10件

(3) 訂正報告書等の提出命令 開示書類の虚偽記載(19年7月~20年6月) 0件

3 勧告事案の概要一覧表

- (1) 証券検査に基づく勧告
 - ①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告 (凡例)
 - ◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。
 - ○は、会社等が勧告の対象となったもの。
 - ・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称 (表示の無いものは証券監視委の検査)。

(平成19年7月~20年6月末)

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	19.7.19	◎ 法人関係情報に基づく有価証券の売買	
		(1) バンク・エー・アイ・ジーは、当社の海外関連会社(以下「本件社債権者」という。)が引き受けた A社発行の転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本件新株予約権付社債」という。また、以下、本件新株予約権付社債の社債部分のみを「本件社債」、新株予約権部分のみを「本件新株予約権」という。)に関して、平成19年1月5日を最終日とする5連続取引日のA社株価の終値の平均値の90%に相当する金額が本件新株予約権の修正行使価額の下限金額(X円)を下回ったことから、同月9日、「同日以降、本件新株予約権を行使せず、同日時点での本件社債の未債の表債、高の全額について現金で繰上債還を受ける」という意図で、本件社債権者を代理して、本件社債に係る機上償還請求権を行使した。(2) A社は、当該繰上償還請求権の行使を受けて、投資者をして「平成19年1月9日以降、本件新株予約権は行使されない」と認識させるべき内容の「ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」(以下「本件プレス・利性権は、翌10日には、前日終値Y円から上昇し、同日午前9時39分の約定値段は、その時点での本件新株予約権の行使価額であるX円まで上昇した。 (3) バンク・エー・アイ・ジーは、上記(2)の状況を受けて、本件新株予約権を行使することに方針を転換し、同月10日午前10時26分以降、本件社債権者を代理して、本件新株予約権を行使するとともに、A社株価が同時点での本件新株予約権の行使価額を上回る状況において当該株式を売り付けることにより利益を得るべく、「本件社債権者が、本件プレス・リリースの公表後に本件新株予約権を行使し、その結果、A社株式が新たに発行された事実」が公表されていない状況において、本件社債権をの同の取引一任契約に基づき、当社トレーディング部トレーダーが個別の発注を行うことにより、当該株式を市場において売り付けた(当該売付けを、以下、「本件売付け」という。なお、同月10日から同月16日までの期間における本件新株予約権の行使及び本件売付けの状況について報告した。ところが、当該報告を受けた当該日本における代表者からは、これに対して特段の反対はなく、本件新株予約権の行使及び本件売付けは同月24日まで続行されることとなった。	会業の一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、「一個のでは、「一個のでは、」、「一個のでは、「一個のでは、」、「一個のでは、「一個のでは、」、「一個のでは、「一個のでは、」、「一個のでは、「一個のでは、」、「一個では、「一個では、「一個では、」、「一個では、「」」、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「」」、「一個では、「一個では、「」」、「」」、「一個では、「」」、「」」、「」」、「」、「」」、「」、「」」、「」、「」、「」、「」、「

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1 つづき		(5) バンク・エー・アイ・ジーは、平成19年1月17日に、大量保有報告書の変更報告書を提出し、同書面において、「本件社債権者が、同月10日に本件新株予約権を行使し、これによりA社株式を1,689,187株取得した事実」を公表した。	
		表本件新株予約権の行使及び本件売付けの状況	
		本件新株予約権の行使の状況 本件売付けの 状況	
		本件新株子約権 本件新株子約権行使 売付け株数(株) による発行株式数(株)	
		平成19年1月10日(水) 50,000,000 337,837 50,000,000 337,837 150,000,000 1,013,513	
		平成19年1月11日(木) 200,000,000 1,351,351 1,686,000 100,000,000 675,675	
		平成19年1月12日金 50,000,000 337,837 662,900	
		平成19年1月15日(月) 50,000,000 337,837 260,800	
		平成19年1月16日(火) — — — — —	
2	19.9.14 (関東)	・ 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券 の売買をする行為 丸國証券株式会社本店第二営業部歩合外務員は、当社に息子名義の 証券取引口座を開設したうえで、平成17年1月14日から同19年4月26 日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の 別を決定し、当該決定に基づく注文を自ら発注・執行することにより、 専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。	外務員に対する処分 ・職務停止13週間
3	19.9.28 (東海)	 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 九八証券株式会社常務執行役員西尾支店長は、その業務に関し、平成16年10月7日、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年10月8日から同17年7月13日までの間、取引を執行した。 九八証券株式会社執行役員庄内支店長は、その業務に関し、平成16年9月頃、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年10月6日から同17年6月20日までの間、取引を執行した。 九八証券株式会社庄内支店営業課長は、その業務に関し、平成17年6月頃、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同17年6月8日から同18年11月13日までの間、取引を執行した。 丸八証券株式会社藤が丘支店営業員は、その業務に関し、平成16年4月1日、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年4月14日から同18年5月12日までの間、取引を執行した。 	会議 19年10月22日部 10月22日部 10月22日部 10月24日部 10月24日部 10月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店 11月25日店の務 11月25日店の務 11月25日店の 11月25日 11月2

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つづき		 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為 丸八証券株式会社取締役リテール本部長及びリテール本部副本部長は、その業務に関し、当社が新規上場の際の株式公募に当たり引受主幹事会社を務めた上場会社の株式の株価について、上場日から当分の間、公募価格と同価格以上に固定させる目的をもって、本店営業部ほか営業部店の部店長らに対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託・執行するよう指示した。 これを受け、当該部店長らは、それぞれの部店において営業員に上記指示を伝え、当該指示を受けた営業員らは、平成18年4月11日から同年5月23日までの間、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、103名の顧客から203件33,200株の買付注文を受託し、取引所有価証券市場で執行した。 	・ 今にを付いている。 ・ 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で
			外務員に対する処分 ・西尾支店常務執行役 員職房停止4週間 ・庄執行後上4週間 ・庄務停止4週間 ・庄務停止4週間 ・庄務で上2週間 ・藤務で上2週間 ・藤務役リテール本部 ・取締役リテール本部 ・取部長 ・本役リテール本部 ・取部長
4	19.10.16 (近畿)	◎ 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為 フェニックス証券株式会社外国為替営業部(平成18年9月1日、外国為替部に名称変更)部長は、その業務に関し、外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)の口座を解約した顧客のリスト(当該リストに記載された顧客には継続的取引関係にある顧客に該当しない一般顧客が含まれていた。)を作成した上で、平成18年1月から同年12月までの間、営業員に対し、それらの顧客にFX取引の受託等を内容とする契約(以下「受託契約等」という。)の締結の勧誘を行うよう指示した。 また、同部長は、その業務に関し、平成18年2月中旬頃、営業員に対し、当社がFX取引業務を譲り受けた際、当社への口座移管に同意しておらず、口座が移管されていない顧客に受託契約等の締結の勧誘を行うよう指示した。 これらの指示を受けた営業員5名は、その業務に関し、平成18年2月23日から同19年1月12日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客47名に対し、電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。	会で、

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき			また、②から④については、その実施状況を、当分の間3か月ごとに書面で報告すること 外務員に対する処分・職務停止6週間
5	19.10.17 (関東)	・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 ばんせい証券株式会社大阪支店第二営業部第一営業課営業員は、平成18年11月24日及び同年12月1日に顧客2名との間で、それぞれ、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成18年11月27日から同19年1月19日までの間、取引を執行した。	外務員に対する処分 ・職務停止3週間
6	19.10.19	 ○ 親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為 (1) みずほ証券株式会社エクイティグループ業務開発部長は、平成18年6月19日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、72顧客に関する非公開情報を受領した。 (2) ① みずほ証券株式会社市場営業グループ市場営業第4部営業員は、平成18年1月13日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、71顧客に関する非公開情報を受領した同営業員の上司である市場営業グループ市場営業第4部長は、同部所属の4名の営業員に対し、当該非公開情報に基づき新規顧客を勧誘するよう指示し、当該営業員4名は、少なくとも3件の有価証券の買付けの勧誘を行った。 	会 ① では、

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7	19.11.16	 ○ 投資ー任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為 ムーンライトキャピタル株式会社は、平成15年8月26日に運用会社との間で投資顧問(助言)契約を締結し、その運用に関し助言を行っていたとするファンドについて、投資一任契約に係る業務の認可を受けた同年12月3日の前に事実上投資一任契約を締結し、その一任運用を行っていた。 	会で、
8	19.11.27	○ 品貸入札における不公正な調整について 日本証券金融株式会社は、貸借取引における貸株超過銘柄について は、当該銘柄を保有する証券会社及び生命保険会社、損害保険会社等 を参加者とする入札(以下「品貸入札」という。)により、貸付料率(以 下「品貸料」という。)を決定し、株券を調達することとしている。 しかしながら、同社においては、一部の銘柄に係る品貸入札において特定の入札参加者に対し、料率及び株数といった入札条件の変更などを要請し、不公正な入札調整を行うことにより、品貸料を引き上げていた事実が認められた。なお、当該入札調整は、遅くとも平成10年 6月頃から行われていたものと認められる。	会議のイ部強 コ勢検責を 護社 の の

	/r1 11 . → 1./.		
一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		(参考) 日本証券金融株式会社が要請を行っていたとする特定の入札参加者のうち、当委員会が検査権限を有する証券会社に対し特別検査及び報告徴求を実施した結果、特定の証券会社が、その要請に応じ入札条件を変更し、入札調整に関与していたことが認められた。当該入札調整に関与した証券会社の行為は、実行当時の証券取引法に違反する行為とは認められない。しかしながら、当該入札調整により、本来、公正な入札により決定される品貸料が引き上げられ、結果的に投資者が負担するコストが増大することとなっており、当該証券会社の行為は、会社により関与等の程度は異なるものの、公益及び投資者保護上問題があると考えられる。	を切れ及と本よ性 び公確のとる事うと発実 組る そで降ににを切れ及と本よ性 び公確のとる事うと発実 組る そで降ににを切れ及と本よ性 び公確のとる事うと発実 組る そで降ににを切れ及と本よ性 び公確のとる事うと発実 組る そで降にに
9	19.11.30	・ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為(弊害防止措置に係る禁止行為を免れることを意図した取引の着手) (1) バークレイズ・キャピタル証券株式会社が、共同主幹事会社として元引受けを行った円貨社債券(以下「本件社債」という。)について、当社クレジット・トレーディング部長は、本件社債を当社自己勘定で保有したいと考えたものの、それが困難であったことから、当社が代理を行っているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「BBPLC」という。)の口座を使って、本件社債を買い付けることとした。また、同部長は、BBPLCの口座を使って本件社債を買い付けることを検討する過程で、当該買付けが、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下「行為規制府令」という。)第12条第1項第6号に規定する「証券会社が有価証券(中略)の引受人となった日から6月を経過する日までの間において、その親法人等(中略)に当該有価証券を売却すること(後略)。」に該当することを認識した。	外務員に対する処分 未定

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき		(2) クレジット・トレーディング部長は、遅くとも平成18年12月13日までに、かねてからの友人であるA証券会社社員との間で、本件社債について、①A証券会社が募集により当社から取得する取引(以下「本件プライマリー取引」という。)と、②当社が代理するBBPLCがA証券会社から買い戻す取引(以下「本件セカンダリー取引」という。)の二つの取引(以下「本件スキーム」という。)を実行することを合意し、同年12月14日に本件プライマリー取引、同年12月15日に本件セカンダリー取引の約定が、それぞれ成立した。 (3) 以上のとおり、クレジット・トレーディング部長は、本件社債について、行為規制府令第12条第1項第6号の禁止規定を免れることを意図して本件スキームに基づく一連の取引を実行した。 なお、同年12月15日に約定が成立したBBPLCによる本件セカンダリー取引については、その後、当社コンプライアンス部が本件スキームについて問題意識を持ったことなどから、同年12月19日(処理日)、買戻し先をBBPLCから当社とした売買取引として訂正処理している。	
10	19.12.3 (福岡)	・ 金融商品取引業者の使用人による投機的利益の追求を目的とした 有価証券の売買をする行為 スターアセット証券株式会社本店営業部係長(当時)は、平成16年 6月30日から平成19年4月12日までの間、自ら銘柄、株数、価格及び 売買の別を決定し、当該決定に基づく発注を、当社とは別の証券会社 に口座を開設していた知人に依頼して、当該知人に発注させることに より、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。	外務員に対する処分 ・職務停止3週間
11	19.12.7 (東海)	 ○ 不適切な区分管理の状況 株式会社ユニバーサル・インベストメントは、平成19年11月7日現在、顧客から預託を受けた金銭の一部を当社の運転資金等に充当するなど、自己の固有財産と区分して管理していない状況となっている。 ○ 自己資本規制比率が120%を下回る状況 株式会社ユニバーサル・インベストメントの自己資本規制比率は、平成19年11月7日現在120%を下回る。 ○ 純財産額が最低純財産額を下回る状況 株式会社ユニバーサル・インベストメントの純財産額は、平成19年11月7日現在50,000千円を下回る。 	会ででいる。

一連 勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		(5) おいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと ではいい はいらい はいらい はいらい はいらい ではい はい は
12 19.12.13	○ 上場審査業務に係る不備 株式会社名古屋証券取引所は、その開設する取引所金融商品市場であるセントレックスへの有価証券の上場審査において、複数の銘柄に関し、その成長可能性を判断するに際し、利益計画の策定根拠及びその合理性、妥当性の一部について、実現可能性等の観点から十分な審査を行っていない不備が認められた。 (参考) 具体的には、複数の上場申請会社について、①上場申請当期に著しい予実の差異が生じ、かつ、その前期に売上計上の是非に関連し監査法人が変更されている、②上場申請の直後に当該期の売上高等が数回にわたり減額された結果、売上高の上昇基調が継続していると判断し得る最低水準にとどまる等の事実が認められているなど、十分な審査が求められる状況であったにもかかわらず、当取引所が、十分な審査を行っていないといった不備が認められた。 ○ 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備 株式会社名古屋証券取引所は、前回の当委員会検査及び金融庁検査において不備を指摘された事項等について、改善報告書を提出し改善措置を講じているとしていたにもかかわらず、一部の指摘事項等への改善措置の実施状況等に不備が認められた。 (参考) 具体的には、①考査業務について、前回検査において売買審査の結果等の情報を利用するよう指摘されていたが、結果的にその改善が図られていなかった、②売買審査業務については、前回検査の指摘事項の改善は図られていたものの、株価形成に係る売買審査の審査項目等に不備があり、その実効性が不十分であるといった不備が認められた。	会で、

# 19 年 1月		始. 压 + 1		
(関東) 理していない状況 株式会社国泰キャビタルは、顧客から預託を受けた外国為替証拠金 取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流別するなど、自己の固有財産と区分して管理していなかった。そのため、平成17年7月から同年10月まで、同18年2月及び同年4月から同19年8月までの名りまにおいて、区分して管理すてき額(以下「区分管理額」という。)が不足している状況となっていた。(なお、同年9月末においては、当該貸付けを解消したことなどから、区分管理額の不足は生じていない。 (大表取締役社長及び季託証拠金の区分管理を担当する取締役副社長は、上記のとおり、区分管理額が不足している状況を認識していた。もかかわらず、その原因を発明するなどの措置を講じていた。 ② 自己資本規制比率の虚偽の届出等 (代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引、発し、自己資本規制比率の虚偽の届出等がアステレーに、のの表別を行うこと。②対の方性の所在を明確に訴り替えたように民生かける架空の資金移動操作を行い、取引、民人の資性の所を注意ときまし、法令遵守に関する経営管理態勢の改善者関か日、日本の自己資本規制比率を記載した時間・年2月出りを終し、自己資本規制比率を認載した時間・年2月出りを除く、第にの主が表別した事業報告書(平成18年2月期、同19年2月却及び同年3月別及び6月の各月末、を公衆の継覧に供し、③当該自己資本規制比率の第定、(特に自己資本規制比率を記載した事業報告書(平成18年2月期、同19年2月却及び同年3月別をのの元等を記した事業報告書(平成18年2月期、同19年2月期及が同年3月別との表別を提出した。(なお、同年9月末においては、境かのの元等を講じること。また、①及び③から⑤記ついては、これの資かの指えが記述すること。また、①及び③から⑥記ついては、その実施状況を、当分の間3ヶ月2日に対する処分・代表取締役割と見、報格に対する処分・代表取締役割と見、報務を止8週間、取締役割と見、第2000年3月間、取得役割と見、第2000年3月間、取得役割と見、第2000年3月間、取得役割と同じ、2000年3月間、2	'-	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
	13		理していない状況 株式会社国泰キャピタルは、顧客から預託を受けた外国為替証拠金取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなど、自己の固有財産と区分して管理していなかった。そのため、平成17年7月から同年10月まで、同18年2月及び同年4月から同19年8月までの各月末において、区分して管理すべき額(以下「区分管理額」という。)が不足している状況となっていた。(なお、同年9月末においては、当該貸付けを解消したことなどから、区分管理額の不足は生じていない。) 代表取締役社長及び委託証拠金の区分管理を担当する取締役副社長は、上記のとおり、区分管理額が不足している状況を認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していた。 ② 自己資本規制比率の虚偽の届出等 代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、①当該自己資本規制比率を記載した届出書(平成17年12月から同19年8月まで(同18年4月を除く。)の各月末)を関東財務局長に提出し、②当該自己資本規制比率を記載した書面(平成17年12月並びに同18年3月、6月、9月及び12月並びに同19年3月及び6月の各月末)を公衆の縦覧に供し、③当該自己資本規制比率を記載した事業報告書(平成18年2月期、同19年2月期及び同年3月期)を関東財務局長に提出した。(なお、同年9月末においては、	でいる。 では、こうでは、こうでは、とこうでは、とこうでは、とこうでは、こうでは、こうでは、一、 では、いっとで、では、こうでは、とこうでは、とこうでは、こうでは、こうでは、一、 では、いっとで、一、こうでは、とこうでは、とこうでは、こうでは、こうでは、一、こうでは、こうでは、一、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは

一連 勧告実施 年月日 (区分) 勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
(関東) を 電子情報処理組織の管理が不十分な状況等	会で、会社の主義を表現した。

	<u> </u>		
一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15	20. 2 .15	○ 法人関係情報の管理不備 ウェル・フィールド証券株式会社代表取締役社長、代表取締役副社長ほか1名は、その業務に関し、平成17年10月から同19年11月26日までの間において、上場会社から、少なくとも43件の法人関係情報を取得しており、これらの法人関係情報については、内部者取引の未然防止等の観点から、厳重に管理すべきであると認められるところ、うち10件については法人関係情報として登録しておらず、2件については法人関係情報として登録しておらず、2件については法人関係情報としての登録が1週間乃至2週間程度遅延している状況にあった。 なお、平成18年11月7日及び8日に取得した上場会社に係る法人関係情報については、その登録を行っていなかったため、同月13日及び14日、当社の自己の計算において同社株式を買い付けており、内部者取引防止等の観点から、極めて不適切なものとなっている。	会社に対する処分 廃業のため無し 外務員に対する処分 ・代表取締役社長 職務停止2週間 ・代表取締役副社長 職務停止2週間
16	20. 2 .29	 ○ 投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況 (1) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人は、平成17年12月14日、当投資法人が資産運用を委託しているジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社の利害関係人(以下「本件利害関係人)という。)との間で、当投資法人の運用資産として予定していた建物(以下「本件建物」という。)の取得に関し、不動産信託受益権譲渡契約を締結した。その際、当投資法人と本件利害関係人は、本件建物に係る信託受益権の譲渡日までに本件利害関係人が発注することとなっていたテナント集合看板(以下「本件看板」という。)を本件利害関係人が負担するとで合意した。 (2) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人の執行役員(当時)は、平成18年2月末日頃、本件建物の賃借人(以下「本件賃借人」という。)から、本件利害関係人が未発注のままにしていた本件看板の設置を求められた際、本件看板費用については本件利害関係人が本来負担すべきものであることを認識していながら、当投資法人が本件看板費用を負担するという前提で、本件看板の設置を本件賃借人をして外部業者に対して発注させることとし、その後、同年4月17日には、当投資法人を代表して、本件利害関係人との間で、本件看板費用を本件利害関係人の負担から当投資法人の負担に変更する旨の覚書(以下「本件覚書」という。)を締結した(なお、同人は、本件覚書を締結することに関して、当投資法人の他の役員には、あえて何ら相談・報告を行っていない。) (3) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人は、本件覚書に従い、同年5月1日に1,106,910円をまた、同年7月10日に1,234,380円を本件看板の設置工事を施工した外部業者に支払うことにより、本件看板費用として合計2,341,290円を負担した。 	会で、

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17	(区分) 20.2.29	 ○ 利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反 (1) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人は、平成17年12月14日、当投資法人が資産運用を委託しているジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社の利害関係人(以下「本件利害関係人」という。)との間で、当投資法人の運用資産として予定していた建物(以下「本件建物」という。)の取得に関し、不動産信託受益権譲渡契約(以下「本件建物」という。)の取得に関し、不動産信託受益権譲渡契約(以下「本件建物」という。)を締結した。その際、当投資法人と本件利害関係人が発注することとなっていたテナント集合看板(以下「本件看板」という。)に関する費用(以下「本件看板費用」という。)を本件利害関係人が負担することで合意した。 (2) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人の執行役員(当時)は、平成18年2月末日頃、本件建物の賃借人(以下「本件看板の設置を求められた際、本件看板費用については本件利害関係人が本来負担すべきものであることを認識していながら、当投資法人が本件看板費用を負担するという前提で、本件看板の設置を本件賃借人をして外部業者に対して発注させることとし、その後、同年4月17日には、当投資法人を代表して、本件利害関係人の負担に変更する旨の覚書(以下「本件覚書」という。)を締結した(なお、同人は、本件覚書を締結することに関して、当投資法人の他の役員にも、当運用会社の役職員にも、あえて何ら相談・報告を行っていない。)。 (3) ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社の代表取締役(当時。なお、当投資法人の上記執行役員が当時当該役職を兼務していた。)は、本件看板費用については、当初の本件譲渡契約では本件利害関係人が負担すべきものとされており、本件賃借人に対して、本件看板費用を当投資法人が費用負担する資本的支出として処理することを求める申請書を当運用会社に対して提出するよう指示した。当該指示を受 	会で、「「不好的経経るび築実業し」」」。
		けて、当該賃借人は、当運用会社に対して当該申請書を提出したところ、当運用会社代表取締役及び同社管理本部長(当時)は、同年4月26日及び5月16日、何らの異議なく、当該申請を承認した。	
18	20.3.14 (関東)	 ○ 財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況 ニッツウトレード株式会社の財産の状況は、平成20年1月31日現在、債務超過となっている。 ○ 純財産額が最低純財産額に満たない状況 ニッツウトレード株式会社の純財産額は、平成20年1月31日現在、50,000千円を下回っている。 ○ 自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況 ニッツウトレード株式会社の自己資本規制比率は、平成20年1月31日現在、120パーセントを下回っている。 	会社に対する処分業務停止命令 ・ で成20年4月4日から同年10月3日までの間、全ての業務の停止

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
18 つづき	(区分)	○ 不適切な区分管理等の状況 ニッツウトレード株式会社は、外国為替証拠金取引において、平成 19年4月から同年8月までの間、顧客から預託を受けた金銭等の一部を、当社の自己取引の損失に充当したため、平成20年1月31日現在、顧客から預託を受けた金銭等を適切に管理していない状況となっている。	(③) けいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
19	20.4.25 (東海)	○ インターネット取引に係る本人確認の不備 安藤証券株式会社は、平成19年4月、当社のインターネット取引に係る顧客について、電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを行い、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座のほか、「同姓異住所」口座及び「異姓同住所」口座を複数抽出したにもかかわらず、これらの口座におけるその後の取引に際し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく本人確認を行っていなかった。	会社に対する処分 未定
20	20.4.25 (東海)	 ◎ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等 株式会社ジェイ・エヌ・エス代表取締役社長(以下「社長」という。)は、その業務に関し、顧客の課税免脱に加担する中で、以下の(2)記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。 (1) 顧客の課税免脱に加担する行為等株式会社ジェイ・エヌ・エス社長は、平成13年2月頃、外国為替証拠金取引により大きな収益を上げている顧客がいたことから、当該顧客の税金対策、さらには顧客との取引拡大や当社の手数料収入の向上につなげる目的で、平成13年2月28日から同18年8月22日までの間において、顧客が売買損を発生させたような取引を装い、当該顧客の口座から海外居住者口座等に委託証拠金等を資金移転のうえ、移転先口座で外国為替証拠金取引を行う取引一任勘定取引契約の締結を行った。当社役員(以下「一任運用担当役員」という。)は、当該取引一任勘定取引契約に基づく資金運用を担当していたところ、外国為替相場を読み違えて運用に失敗し、全建玉を決済した平成18年5月9日までに、資金移転した委託証拠金等の全額を消失させ、さらには、当社の計算に帰属する損失を発生させた。一任運用担当役員は、これらの損失が社長に発覚することをおそれ、架空売買により、(取引一任勘定取引契約を締結した顧客とは別の)当社顧客(以下「一般顧客」という。)の口座にその損失を付け替え、当社損失の隠蔽を図った。 	会会 代 業顧結か証還社すこ顧正客置上にホす知知の の 令速つ受滞も当行 おつ万こ取店ジ客るがを遅と不を にしにる録、一顧するが、託をとを為 間慮護じ登てペ、底がなににわ けつ全と消頭にへといる。 の 命及掲のと で はって な に と な の に る の の の の と る で に し に る 録 い ム 等 徹 は で い と で に し に る は で と で に し に る は で と で に し に る は で と で に し に る は で と と で か に し に る は で と で に と で と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で が で に と で に か に と で に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に か に と で に の に と で に に か に と で に と で に に か と で に に か に と で に に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に に と で に と で に に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に と で に に に と で に に に と で に に に と で に に に と で に に と で に に と で に に に と で に に こ に に に と で に に に に

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
20 つづき		社長は、平成18年7月頃までには、当社損失が一般顧客口座に付け替えられている事実を認識したにもかかわらず、何ら是正措置を図ることなく放置したばかりか、当社経理を担当する役員に対して、さらに架空売買による委託証拠金等の資金移転を指示し、平成20年1月7日現在、一般顧客口座には当社の計算に帰属する損失合計308,000千円が存在する状況となっている。	に、顧客への適切な対 応に配慮すること 外務員に対する処分 未定
		 (2) 認められた法令違反行為 ① 不正の手段により金融先物取引業者の登録を受けた行為 ② 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 ③ 委託証拠金等を不正の手段により取得する行為 ④ 外国為替証拠金取引について生じた顧客の損失の全部を補てんするため当該顧客に対し財産上の利益を提供する行為 ⑤ 虚偽の自己資本規制比率を届け出る行為及び虚偽の数値を記載した事業報告書を提出する行為 ⑥ 業務に関する帳簿書類に不実の内容を記載する行為 ⑦ 顧客から預託を受けた保証金等(委託証拠金等)を自己の固有財産と区分して管理していない状況 ⑧ 自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況 	
		(補足資料) 個々の法令違反行為の詳細	
		① 不正の手段により金融先物取引業者の登録を受けた行為 当社社長は、平成17年6月頃、当社の自己資本規制比率が100%未満 であったことから、これを上昇させるため、一般顧客口座を利用した 架空売買を行って当該顧客口座に売買損を発生させるとともに同額を 当社の売買益として利益計上するよう当社役員に指示した。当該役員 は、社長の指示に従い、同年6月30日及び同年8月31日の2回にわたり、 架空売買を行った。 以上の結果、平成17年11月、当社社長は、金融先物取引法(以下 「金先法」という。)第57条の規定に基づく金融先物取引法(以下 「金先法」という。)第57条の規定に基づく金融先物取引業者の登録 の申請に当たり、真実は、同年10月末現在の自己資本規制比率が 100%未満に過ぎなかったにもかかわらず、120%超とする書面を添付 して申請を行い、登録を受けた。 ② 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 当社社長は、売買の別、取引対象通貨、数量、約定数値について、 顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約 を顧客と締結すると認識していた。それにもかかわらず、当社社長は、 改正金先法施行後の平成17年7月以降、取引一任勘定取引の契約締結 を当社役員らに継続させ、同人らは、同年7月中旬から同18年8月中旬までの間において、7顧客に対し、外国為替証拠金取引につき、売買 の別、取引対象通貨、数量、約定数値について顧客の同意を得ないで 定めることができることを内容とする受託契約である旨を説明の上、 勧誘を行い、延べ21回にわたり、同契約を締結した。	
		③ 委託証拠金等を不正の手段により取得する行為 平成18年7月下旬、当社社長は、当社職員から、当社の顧客に対し て取引一任勘定取引の勧誘を行いたいとの相談を受けた際、顧客から 取得した委託証拠金等を当社損失に一時的に充当することを画策し、 当社には既に取引一任勘定取引を行う意思も運用の実態もなかったに もかかわらず、その事実を顧客に告げることなく、取引一任勘定取引 の契約を締結させた。その結果、当社は、同年7月28日及び同年8月22日に、延べ3回にわたり、当該顧客口座から当社損失を隠匿していた 別の顧客口座に委託証拠金等4,490千円を移動し、当社職員の占有下 に置き、取得した。	

·連 勧告実施 · 号 年月日 (区分) 勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
(① 外国為幹証拠金取引について生じた顧客の損失の余部を補てんするため当該顧常に対し財産上の利益を提供する行為取引、任制定取引の契約を締結した顧客との外国為替証拠金取引について、当社社長は、実際のところ、取引一任制定取引の運用状況が悪く、返金できる原資が全くないにもかかわらず、当該顧客からの運用状況が悪く、返金できる原資が全くないにもかかわらず、当該職等からの選用状況が悪く、返金できる原資が全くないにもかかわらず、当該職等からの選用状況が悪く、返金できる原資が全くないにもかかわらず、当該機会からの選用状況が悪く、返金できる原資が全くない。もかまりらず、その要請に応じることは損失補てんに該当する可能性があると認識したにもかかわらず、真実を伝えたならは同と残金を巡ってトラブルが生じると考え、当該残金を交付することとした。なお、当社社長は、当該返金行為が会社による行為と認定されることを売けるべく、当社社長は身の資金をもって充てることとし、同年8月3日から同年12月3日までの間、延べ回にもわたり、当該金金約4722千円を当該顧客に渡し、もって取引・任制定取引に係る外国為普証拠金取引について生じた顧客の損失の全部を補てんした。③ 虚偽自己自己資本規制比率を届け出る行為及び進協の数値を当載した事業報告書を提出する行為当社社長は、中寅18年7月20日頃以降、一般顧客の取引日座に当社損失が付け替えられていることを把握し、当該損失額を当社の売買損として会計処理しなければならないと考えた。しかし、その場合には自己資本規制比率が大きく数損したのようで、当時のの報告書類に表し、当該損失額を当社の売買損としている。当社のの日まりも高い事実と異るる数値を当局へ提出させたほか、同19年3月期の事業報告書について、当社の売買益及が競財産額を記載する行為金先法及び金融商品取引法(以下「金商法」という。)に関し、当社は、一般顧客の取引日座に損失を行け表えた架砂で売買について、平成17年3月3日から前19年31日から前2年3日までの間、決定帳簿書類に、本来の第2の表記載していた。また、当社が作成した帳簿書類に、本来の第2の表記を作成する。当社は、一般顧客11年7日1日(金面先施行後は「順客も対けを記載していた。また、当社が作成した帳簿書類に、本来の顧客の表記を使している。また、当社は、「段分管理を担当するの表記を続いないまの。3を記述を等と加減算した金額を記載し、事実と異なる内容を記載していた。② のなりで記述とないま没りまする役員等に対し、当社の計算に帰属する損失者収割しまが120~1~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~	

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
21	20. 5 .13	 ○ 顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な状況 SBIイー・トレード証券株式会社においては、顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について、内部者登録に係る検証態勢を構築していないこと等から、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録漏れが認められる。さらに、当社においては、法人関係情報に係る不公正取引の防止を図るための売買審査が全く行われていない。 	会 ① ② ② ③ ④ ③ ④ ④ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ④ ② ② ② ②
22	20.5.13	 ○ システムリスク管理態勢の不備 ユナイテッドワールド証券株式会社のシステムリスク管理態勢は、以下のとおり、極めて杜撰であることが認められた。 (1) 前回検査指摘事項に対する対応の不備 ユナイテッドワールド証券株式会社は、平成16年に実施された内閣府沖縄総合事務局による検査において、システムリスク管理態勢の不備についての指摘を受け、その改善策を策定しているものの、実施されていない改善等等が認められ、以下のとおり、当該不備が改善されていない状況が認められた。 イ システムリスク管理態勢全般 改善策として、リスク管理委員会を設置することとし、取締役会においてこれを決議しているにもかかわらず、委員会メンバーの選任等を行っておらず、委員会は一度も開催されていない。 	会でである。

一連 勧告実施 番号 年月日 (区分) 勧告の対象となった法令違反等の内容 行政処分	予等の内容
(イ) システム障害の定期的な分析等 改善策として、システム障害を定期的に分析し、システム の品質改善策を委託先と協議するとしているが、障害発生状 況の分析及び委託先との協議とも一度も実施していない。また、障害への対応を確認できない状況となっている。 (ロ) 取締役会等への報告等 改善策として、システム障害発生時には、障害発生状況を分析し、再発防止策を策定した上で取締役会に報告するとしているが、取締 役会への報告は行われているものの、障害記録に記載漏れがあり、障害発生状況の分析を行っておらず、再発防止策も策定していない。 (ハ) 当局報告 改善策として、当局への報告態勢を整備して再発を防止するとしているが、報告すべき障害がシステム担当から当局への報告担当に伝達されていないことから、依然として当局あての報告漏れが多数発生している。 ハ リスク評価の実施状況 (イ) PDC Aサイクル等 改善策として、PDC Aサイクルを実行する態勢を確立するなどとしているが、これらについて何ら実施されておらず、リスクの所在や種類の特定がなされていない。 (ロ) セキュリティスタンダードを作成するなどとしているが、これを作成しておらず、システムやシステム 関連が提供をできまれている。 こと の3ヶ月	社なあて実を、しのとをに徹置、今明、の存面示ごの報をりる本施講(て内も行対底を、違確、実名でがと実告定す顧人すじ、今容にうしを講(反化・施月報あ及施す期ま客確るる)回を、こて図じ、にを、状23告るび状る的し口認たこのの周適と法るる。係図、況日しま随況こ

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22 つづき		ハ 障害発生時の対応	
		○ 分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況 ユナイテッドワールド証券株式会社は、平成19年5月、顧客の預り金の一部を顧客分別金として信託していなかったことから、顧客分別金必要額に比して顧客分別金信託額が不足する状況となり、これを同年11月に認識したにもかかわらず、その状況を継続させ、検査基準日(平成20年2月5日)の直近差替計算基準日(同月1日)現在においても顧客分別金信託額が不足していた。 ○ 取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場	
		合における顧客等の本人確認の未済 ユナイテッドワールド証券株式会社は、平成17年5月、同18年10月 及び同19年5月、電子メールアドレス等が同一である顧客口座の名寄 せを行い、取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いの ある「異姓異住所」口座等を多数抽出したにもかかわらず、必要な本 人確認態勢を整備していなかったことから、これらの口座におけるそ の後の取引に際し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口 座等の不正な利用の防止に関する法律(以下「本人確認法」という。) に基づく本人確認を行っていなかった。	
23	20.6.17	○ 不適切な利益相反管理態勢 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、プロスペクト・レジデンシャル投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当投資法人の資産の運用において、当社の親会社等の利害関係を有する者(以下「当社の利害関係者」という。)からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、以下のとおり、利益相反防止の観点から問題となる、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、また、不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。 (1) 不動産鑑定業者への不適切な働きかけ	会社に対する処分 未定
		プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、 当社の利害関係者からの取得となる3物件の不動産の鑑定評価を 依頼するに際し、概算の鑑定評価額(以下「概算評価額」という。) の算定を依頼した不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格と 同額以上で概算評価額の算定をするよう依頼し、不動産鑑定業者 の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、特に、うち1物件の 不動産については、概算評価額が売主の売却希望価格に必ず到達 するよう、特段の働きかけを行っていた。	

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23 つづき		(2) 不適切な不動産鑑定業者選定プロセス プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、 当社の利害関係者からの取得となる5物件の不動産の鑑定評価を依頼するに際し、複数の不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格を伝えたうえで概算評価額の算定を依頼し、概算評価額が売主の売却希望価格に達しない場合には、当該希望価格以上又はそれに近似する額が提示されるまで、不動産鑑定業者を追加して概算評価額の算定を依頼するとともに、いずれの物件についても、最高価格であり、売主の売却希望価格以上又はそれに近似する概算評価額を提示した不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼する、売主の売却希望価格を最優先とした不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。 ○ 不動産鑑定業者に対する不適切な資料提供に係る善管注意義務違反プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社の利害関係者からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、不動産鑑定業者に対し、不適切な資料の提供をし、必要な資料の提供をしなかった。	
24	20.6.20 (近畿)	○ 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約等を締結しない 旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為 ヒロゼ通商株式会社監査係取締役は、平成17年6月頃、その業務に 関し、平成17年6月までの外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係る勧誘活動において、当社がFX取引に興味があるとした見込先については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを顧客係課長らに指示し、これを受けた顧者保課長らに、同年7月以降、当社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、顧客係課長及び当該パート職員等は、多数の見込先に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行っていた。このような状況の中、顧客係課長及びパート職員1名は、平成17年7月から同18年12月までの間、少なくとも見込先延べ346名に対し電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、同18年3月から同年11月までの間、少なくとも41名の顧客が受託契約等を締結しない旨の意思又は当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにもかかわらず、同年3月から同年12月までの間、これらの顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続した。	会で、は書とい況この後来とは営田上で書とい況このの化に(実し徹社)るる書で、は書に、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個ののでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
25	20.6.23 (東海)	 ○ 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為 株式会社愛知銀行個人部ダイレクトバンキングセンター長は、その業務に関し、平成17年9月から同19年3月までの間、外務員登録を受けていない延べ79名の同センターに所属する派遣社員及びパート社員に、電話による個人向け国債の勧誘を行わせていた。 	会業① ② ③ 番子 大きな
26	20.6.25 (北陸)	・金融商品取引業者の役員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 売町証券株式会社専務取締役は、平成17年11月から同20年1月までの間、専ら投機的な利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。	未定 外務員に対する処分 未定

一連番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
27	20.6.27	・ 本人確認を行わない行為及び検査忌避行為	
		(1) 仮名取引の疑いがある状況において本人確認を行わないまま取引の受託を継続していた行為 大和証券株式会社名古屋支店上席コンサルタント部第2課次長(以下「第2課次長」という。) は、顧客Aの紹介にて顧客A同席のもと顧らか上、顧客Bを顧客Aの親族であると安易に思い込み、両者の関係についての確認を行わなかった。その後も、第2課次長は、当該口座における取引等(新規公開株式に係るブックビルディングの申込みや当該株式の取得後の売却及び売却代金の出金指示等)の受託及び約定報告を、すべて顧客Aとの間でのみ行い、取り分けブックビルディングの申込みに関しては、社内において、口座名義人本人から受けるよう再三指示されていたにもかかわらず、顧客Aからの申込みを受け続け、その間、顧客Bの属性や資金の性格等についての確認も行っていなかった。このように、仮名取引の疑いがある状況において、口座名義人本人についての本人確認を行わないまま、平成18年7月12日から同19年12月10日までの間、当該口座における取引等を受託していた事実が認められた。 (2) 検査忌避行為 第2課次長は、今回検査における名古屋支店への臨店検査期間中である平成20年2月4日、顧客Aに電話連絡し、顧客B名義の取引には仮名取引の疑いがあると認識した上で、それが発覚しないようにするため、口裏合わせの依頼を行った。また、第2課次長は、顧客Bの口座の受注形態に関して、検査官から質に、第2課次長は、上記の口裏合わせを確実なものにするため、顧客B本人から受注している旨の虚偽の回答を行っていた事実が認められた。 さらに、第2課次長は、上記の口裏合わせを確実なものにするため、顧客Aからの依頼に基づき、社内規則で定められている個人情報の持出しの手続きをとることなく、顧客B名義の口座の取引明細等を社外に持ち出し、顧客Aの自宅及び顧客Aの会社の事務所へファックスで送付したという事実も認められた。	外務員に対する処分未定

(平成19年7月~20年6月)

	1	\	一
一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	19.7.3	内部者取引 株式会社倉元製作所の契約締結先の社員は、株式会社倉元製作所がショットアーゲーと業務提携を行うことを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、この事実が公表される平成17年11月24日以前の同月16日及び同月17日に、株券合計3,000株を総額187万7,200円で買い付けたものである。 ・課徴金額 15万円	審判手続開始決定日 平成19年7月3日 課徴金納付命令日 平成19年7月13日 なお、課徴金納付命 令対象者から事とと 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
2 ? 3	19.10.19	内部者取引 泉州電業株式会社の社員(課徴金納付命令対象者①)は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定をした事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年11月9日以前の同月6日に、株券200株を54万円で売り付けたものである。泉州電業株式会社の社員(課徴金納付命令対象者②)は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定をした事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年11月9日以前の同年9月5日に、株券合計1,000株を総額306万6,000円で売り付けたものである。 ・課徴金額 課徴金納付命令対象者① 4万円 課徴金納付命令対象者② 58万円	審判手続開始決定日 平成19年10月19日 課徴金納付命令日 平成19年11月8日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
4	19.11. 2	内部者取引 課徴金納付命令対象者は、カッパ・クリエイト株式会社の資本業務提携契約の締結交渉先の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知ったカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、株券4,000株を665万6,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 44万円	審判手続開始決定日 平成19年11月2日 課徴金納付命令日 平成19年11月15日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
5	19.12.14	内部者取引 課徴金納付命令対象者は、KYプランニング株式会社の業務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った同社が株式会社ベルックスの株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表される平成19年5月22日以前の同月2日から同月9日までの間に、株券合計7,000株を総額568万9,000円で買い付けたものである。・課徴金額 245万円	審判手続開始決定日 平成19年12月14日 課徴金納付命令日 平成20年1月11日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨のたため、 審判廷における審理は 行われなかった。

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6	19.12.14	内部者取引 株式会社WDIの社員は、同社が平成19年3月期の個別及び連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成19年4月10日以前の同年3月19日に、株券合計1,500株を総額129万3,500円で売り付けたものである。 ・課徴金額 9万円	審判手続開始決定日 平成19年12月14日 課徴金納付命令日 平成20年1月11日 なお、課徴金納付命令 対象都の当のの 対象部の 提出があったため、 担近における審理は行 われなかった。
7	20. 1 .22	内部者取引 株式会社サンシティの役員は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年7月20日以前の同年5月30日及び同年6月1日に、株券合計48株を総額470万8,800円で売り付けたものである。 ・課徴金額 53万円	審判手続開始決定日 平成20年1月22日 課徴金納付命令日 平成20年2月6日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答案 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
8	20. 1 .25	内部者取引 課徴金納付命令対象者は、オーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社ほか9社の契約締結先である宝印刷株式会社社員から、同人がその契約の履行に関し知ったオーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社ほか9社が、それぞれテクノエイト株式会社ほか9社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表される前に、平成17年11月10日から平成19年8月6日までの間、テクノエイト株式会社ほか9社の株券合計1万1,700株を総額833万9,000円で買い付けたものである。 ・課徴金額 167万円	審判手続開始決定日 平成20年1月25日 課徴金納付命令日 平成20年2月14日 なお、課徴金納付命 令対象といる事と の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
9	20. 1 .25	内部者取引 課徴金納付命令対象者は、日本精工株式会社ほか2社の契約締結先である宝印刷株式会社社員から、同人がその契約の履行に関し知った日本精工株式会社ほか2社が、それぞれ株式会社天辻鋼球製作所ほか2社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表される前に、平成17年12月13日から平成18年10月2日までの間、株式会社天辻鋼球製作所ほか2社の株券合計2,100株を総額404万500円で買い付けたものである。 ・課徴金額 76万円	審判手続開始決定日 平成20年1月25日 課徴金納付命令日 平成20年2月14日 なお、課徴金納付命 令対象認める旨の終書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
	年月日		
10 12	20. 2 .29	内部者取引 課徴金納付命令対象者①は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社と株式会社ゼンショーが資本提携を伴う業務上の提携を行うことをそれぞれ決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社の株券合計3,150株を総額539万7,900円で、株式会社ゼンショーの株券合計2,500株を総額327万6,000円でそれぞれ買い付けたものである。 課徴金納付命令対象者②は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上のである。 課徴金納付命令対象者③は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カッパ・クリエイト株式会社の株券合計1,000株を総額171万950円で買い付けたものである。 ・課徴金納付命令対象者① 26万円 課徴金納付命令対象者② 17万円 課徴金納付命令対象者③ 6万円	審判手続用 20年2月29日 課人 20年2月19日 課人 20年3月19日 では 20年3月 では
13	20.3.18	内部者取引 株式会社マーベラスエンターテイメントの契約締結先である新日本監査法人の職員(公認会計士)は、株式会社マーベラスエンターテイメントが平成19年3月期の個別及び連結業績予想を下方修正する事実をその契約の履行に関し知り、この事実が公表される平成19年3月20日午後3時より以前の同月12日から同月20日までの間に、株券合計261株を総額1,225万6,700円で売り付けたものである。 ・課徴金額 134万円	審判手続開始決定日 平成20年3月18日 課徴金納付9日 平成20年4月9日 な対象を表するない。 本対象というでは、 、課後事をというである。 では、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、課後のでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

一連番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14	20.4.22	内部者取引 株式会社セタの業務委託契約の締結先 (A社) の役員 (課徴金納付命令対象者①) は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成19年4月20日以前の同月4日及び同月5日に、株式会社セタの株券合計2万6,000株を総額988万円で買い付けたものである。株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先 (B社) の役員 (課徴金納付命令対象者②) は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成19年4月20日以前の同月13日に、株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先 (B社) の役員 (課徴金納付命令対象者③) は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成19年4月20日以前の同月13日に、株式会社セタの株券会計20分を表表とした事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成19年4月20日以前の同月13日に、株式会社セタの株券会が株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成19年4月20日以前の同月2日及び同月6日に、株式会社セタの株券合計6,000株を総額228万9,000円で買い付けたものである。株式会社セタの株券合計3000株を総額28万9,000円で買い付けたものである。株式会社セタの株券合計3,000株を総額109万9,000円で買い付けたものである。株式会社セタの株券合計3,000株を総額109万9,000円で買い付けたものである。株式会社セセタの株券合計3,000株を総額295万円で買い付けたものである。株式会社セタの株券合計3000株を総額295万円で買い付けたものである。課徴金納付命令対象者③ は、株式会社セタの株券合計5,000株を総額184万8,000で買い付けたものである。課数金納付命令対象者④ 27万円課数金納付命令対象者④ 22万円課数金納付命令対象者④ 22万円課数金納付命令対象者④ 22万円課数金納付命令対象者④ 23万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者④ 33万円課数金納付命令対象者⑥ 41万円課数金納付命令対象者⑥ 41万円課数金納付命令対象名のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	審判手続用分子目 22日 課後の年4月22日 課後の年5月16日 平 20年5月16日 平 32の年5月16日 本 32の年5月16日 本 32の年 32の年 32の年 32の年 32の年 32の年 32の年 32の年
21	20. 4 .25	内部者取引 課徴金納付命令対象者は、日本電子材料株式会社において営業戦略の 企画立案等の業務に従事していた社員は、同社が平成20年3月期の業績 予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平 成19年8月7日以前の同月6日に、株券合計3,400株を総額501万5,000 円で売り付けたものである。 ・課徴金額 94万円	審判手続開始決定日 平成20年4月25日 課徴金納付命令日 平成20年5月21日 本お、課徴金納付命 令対象認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。

不公正取引に係る課徴金調査の流れ

金融庁における手続

默徵金额付命令



開かれる。争う場合に、公正・中立な審判官による審判が・課徴金納付命令対象者が違反事実について

脚型 计 穩



内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告



- 事件関係人・参考人の質問調査
- 事件関係人の営業所等への立入検査

本格調查



- 事件関係人の状況把握
- 資金の流れの解明
- ・ 株取引状況の解明

基礎調查



問題事案 の認識

- 他の部署からの情報
- 器
- 一般からの情報受付

資料・情報の収集・検討

(平成19年7月~20年6月)

		\	² 成 19 年 7 月~20 年 6 月)
	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	19.7.18	有価証券報告書等の虚偽記載 株式会社東日カーライフグループは、売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、 (1) 第 93 期事業年度について 平成 19 年 1 月 15 日、連結当期純損益が 261 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額、連結中間純利益額及び連結当期純損失額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを404 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成17 年 3 月期有価証券報告書に係る訂正報告書を (2) 第 94 期事業年度について、 ① 平成17年12月13日、連結中間純損益が1,101百万円の利益であったにもかかわらず、これを1,803百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を ② 平成18年6月23日、連結当期純損益が69百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,352百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を ③ 平成19年1月15日、連結当期純損益が69百万円の損失であったにもかかわらず、これを836百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書の訂正報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 600万円	審判手続開始決定日 平成19年7月18日 課徴金納付命令日 平成19年8月7日 なお、課徴金納付命 令対象者の音の答弁書 のおかあったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
2	19.11.20	有価証券報告書等の虚偽記載 日特建設株式会社は、有形固定資産等の過大計上により、 (1) 平成 17 年 12 月 16 日、連結純資産額が 3,500 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結純資産額について同じ。)であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 4,532 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を (2) 平成 18 年 6 月 29 日、連結純資産額が 3,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 5,001 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を (3) 平成 18 年 12 月 15 日、連結純資産額が 2,579 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 3,588 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 349万9,999円	審判手続開始決定日 平成19年11月20日 課徴金納付命令日 平成19年12月5日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
番号 3	年月日 19.12.21	有価証券報告書等の虚偽記載 株式会社ネットマークスは、架空売上及び架空仕入の計上により、 (1) 平成 18年6月26日、連結当期純損益が60百万円(百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを346百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を (2) 平成19年2月15日、連結当期純損益が60百万円の損失であったにもかかわらず、これを346百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書の訂正報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 300万円	審判手続開始決定日 平成19年12月21日 課徴金納付命令日 平成20年1月18日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
4	19.12.25	半期報告書の虚偽記載 三洋電機株式会社は、関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過 少計上等により、平成17年12月28日、純資産額が174,641百万円(百万円未満 切捨て。以下、純資産額について同じ。)であったにもかかわらず、純資産額に相 当する「資本合計」欄に226,872百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載 した平成17年9月中間期半期報告書を関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 830万円	審判手続開始決定日 平成19年12月25日 課徴金納付命令日 平成20年1月18日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
5	20.2.1	有価証券届出書及び有価証券報告書等の虚偽記載 株式会社アスキーソリューションズは、 (1) 有価証券報告書等について、 ① 平成18年6月29日、売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え等により、純資産額が520万円(百万円未満切捨て。以下、当期純益額、純資産額、中間順損失額及び純損益額について同じ。)であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に615百万円と記載するなどした貸借対照表、及び当期純利益が56百万円であったにもかかわらず、これを151百万円と記載するなどした損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を ② 平成18年12月21日、売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上等により、純資産額が669百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,071百万円と記載するなどした中間貸借対照表、及び中間純損益が358百万円の損失であったにもかかわらず、これを51百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成18年9月期中間期半期報告書を ③ 平成19年6月1日、売上債権の過大計上等により、純資産額が669百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に858百万円と記載するなどした中間貸借対照表、及び中間純損益が358百万円の損失であったにもかかわらず、これを263百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成18年9月中間期半期報告書の訂正報告書を ④ 平成19年6月28日、前渡金の過大計上等により、純資産額が196百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に386百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成19年3月期有価証券報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 (2) 有価証券届出書について、 ① 平成18年3月1日、売上の過大計上等により、経常損益が5百万円の損失であったにもかかわらず、これを18百万円の利益と、純損益が8百万円の損失であったにもかかわらず、これを15百万円の利益と記載するなどした平成17年4月1日から同年12月31日までの期間における損益計算書を掲載した有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成18年4月5日、1,500株の株券を5億2,500万円で	審判手続見 20年2月1日 課後 20年2月21日 平 30年2月21日 平 30年2月21日 本 34年2月21日 本 34年21日 本 34年2

一連	勧告実施		
	年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		② 平成19年8月10日、平成19年3月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届書に基づく募集により、平成19年8月27日、2,650株の株券を1億5,370万円でそれぞれ、取得させたものである。・課徴金額 1,957万円	
	20.3.14	有価証券報告書等の虚偽記載 丸善株式会社は、売上の前倒し計上等により、 (1) 平成17年12月13日、連結経常損益が939百万円(百万円未満切捨て。以下、連結経常損失、連結中間純損失、連結純資産額、連結当期純損失について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを802百万円の損失と、連結中間純損益が6,950百万円の損失であったにもかかわらず、これを6,815百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が4,079百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に5,051百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を (2) 平成18年4月28日、連結経常損益が529百万円の損失であったにもかかわらず、これを360百万円の損失と、連結当期純損益が6,790百万円の損失であったにもかかわらず、これを6,624百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が4,257百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に5,261百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成18年1月期有価証券報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。・課徴金額 165万9,999円	審判手続開始決定日 平成20年3月14日 課徴金納付命令日 平成20年4月3日 なお、課徴金納付命 令対象といる。 を対象があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。
7	20. 4 .15	有価証券報告書等の虚偽記載 ミサワホーム九州株式会社は、売上の前倒し計上等により、 (1) 平成 17 年 12 月 13 日、連結中間純損益が 261 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結中間純利益額、連結純資産額、連結当期純損益額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを 19 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 1,020 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 443 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を (2) 平成 18 年 6 月 30 日、連結当期純損益が 141 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 155 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 820 百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 659 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を それぞれ、福岡財務支局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 199万9,999円	審判手続開始決定日 平成20年4月15日 課徴金納付命令日 平成20年5月9日 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、
8	20. 4 .22	有価証券報告書の虚偽記載 株式会社セタは、売上の前倒し計上等により、平成19年6月27日、連結当期純損益が6百万円(百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額、連結純資産額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを291百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が1,024百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,323百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成19年3月期有価証券報告書を関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 300万円	審判手続開始決定日 平成20年4月22日 課徴金納付命令日 平成20年5月16日 なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判廷における審理は 行われなかった。

	勧告実施	勧告の対象となった法令違反等の内容	 勧告後の経緯
F	年月日 20.6.3	有価証券報告書等の虚偽記載 株式会社クリムゾンは、売上原価の過少計上等により、 (1) 平成 18 年 4 月 27 日、当期純損益が 35 百万円(百万円未満切捨て。以下、当期純利益額、中間純損失額、純資産額、連結当期純損失額及び連結純資産額について同じ。)の利益であったにもかかわらず、これを 467 百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成 18 年 1 月期有価証券報告書を (2) 平成 18 年 10 月 24 日、中間純損益が 827 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 280 百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が 3,856 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 4,866 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 18 年 7 月期中間期半期報告書を (3) 平成 19 年 4 月 27 日、連結当期純損益が 1,227 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 463 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 3,483 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 4,679 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 1 月期有価証券報告書を それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 ・課徴金額 500万円	審判手続開始決定日 平成20年6月3日 課徴金納付命令日 平成20年6月19日 なお、課徴金納付命令 令対象といるのでである。 等を提出における。 審判がいる。
10	20.6.19	有価証券届出書等及び有価証券報告書等の虚偽記載 株式会社 I H I は、 (1) 有価証券報告書等について、 ① 平成 18 年 12 月 15 日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、連結中間純損益が 10,095 百万円(百万円未満四捨五入。以下、連結中間純損失額及び連結当期純損益額について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを 2,817 百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を ② 平成 19 年 6 月 27 日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、連結当期純損益が 4,593 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 15,825 百万円の利益とするなどした連結損益計算書を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。 (2) 有価証券届出書等について、 ① 平成 19 年 1 月 9 日、平成 18 年 9 月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく一般募集により、平成 19 年 1 月 26 日、1億4,300万株の株券を 559億1,300万円で ② 平成 19 年 1 月 9 日、平成 18 年 9 月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく第三者割当による募集により、平成 19 年 2 月 26 日、2,145 万株の株券を 80億4,460万8,000円で ③ 平成 19 年 6 月 8 日、平成 18 年 9 月中間期半期報告書を参照書類とする発行登録追補書類に基づく募集により、平成 19 年 6 月 18 日、社債券を 300億円でそれぞれ、取得させたものである。 ・課徴金額 15億9,457万9,999円	審判に 20年6月19日 課徴 20年7月9日 課徴 20年7月9日 本お 20年7月9日 本お 20年7月9日 本お 20年7月9日 本お 20年7月9日 本お 20年7月9日 本お 20年7月9日 本 30年7日

課徵金納付命令



立な審判官による審判が開かれる。実について争う場合に、公正・中・課徴金納付命令対象者が違反事

審型干稽

訂正報告書等提出命令勧告

訂正報告書等

型品。

課徴金納付命令勧告

金融庁における手続

対する勧告内閣総理大臣及び金融庁長官に



- 開示書類提出者等の検査
- ・ 関係者・参考人等からの資料収集

本格調查



- 取引等の状況把握
- 開示書類の内容等の調査

基礎調查





獙

題事

記

- 発行体の開示情報
- 器
- 一般からの情報受付

資料・情報の収集・検討

2-5 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4~14 事務年度	15 事務年度	16 事務年度	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度	合計
告発 件数	53	10	11	11	13	10	108
告発 人数	194	28	18	32	31	33	336

(注)事務年度:7月~翌年6月

2 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、反則行為時点のもの。)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
1	5. 5. 21	証取法第125条 第1項、第2項 等 (相場操縦)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長金融業者役員	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
		証取法第 27 条 の 23 第 1 項等 (大量保有報 告書の不提出)	② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者)不動産会社社長	②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6. 5. 17	証取法第197条 第1号の2 同法第207条第 1項等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(株アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
3	6. 10. 14	証取法第166条 第1項、第3項 同法第200条第 6号等 (内部者取引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡 例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社 株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6. 12. 20 (大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20~50 万円 (略式命令) 8. 5. 24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9. 10. 24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11. 2. 16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13. 3. 16 (大阪高裁) 医師 控訴を棄却 16. 1. 13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
5	7. 2. 10 7. 6. 23	証取法第 166 条 第 1 項 同法第 207 条第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行同行役職員取引先同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役職員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定) 8.3.22(東京地裁)
	1. 0. 20	同法第 197 条第 9号 (風説の流布)	高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者)当該会社社長	懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7. 12. 22	証取法第 50 条 の3第1項 同法第207条第 1項等 (損失補てん)	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補でん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8. 2. 19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金 30~50 万円 (略式命令) 8. 12. 24 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月 (執行猶予 2 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
7	8. 8. 2	証取法第166条 第1項、第2項 同法第200条第 6号 (内部者取引)	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)
8	9. 1. 17	証取法第 158 条 同法第 197 条第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜け るため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄 に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
9	9. 4. 8	証取法第166条 第1項 同法第207条第 1項等 (内部者取引)	(9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員及び関連会社 罰金50万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役6月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9. 4. 25	証取法第 166 条 第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先社長割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会 社等 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9. 5. 13	証取法第 50 条 の3第1項 同法第207条第 1項等 (損失補てん)	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 (執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和證券関 連と共に一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
12	9. 9. 17	証取法第 50 条 の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条第 1 項等 (損失補てん)	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から 顧客勘定への付け替えにより損失補てん及 び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰条会社 罰役 8,000 万円 同社役 40 月 (執行 10 月 (執行 東京地裁) 同社長 懲執 1年 (執行 東京地裁) 同社職役 1年 (執行 11.6 (東京地裁) 同社職役 10 月 (執行 10 月 (執行 11 名) 同社役 8月 (執行 12 名 懲役 8月 (執行 12 名 懲役 8月 (執行 13 上 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9月 追後事中京地裁) 同社役 10 月 (注) 11 号 東京地裁) 同社役 11 号 東京地裁) 同社役 10 月 (12.3.28 (東京地裁) 同社役 2年6月 13.10.25 (東京部定) 12.3.28 (執行 10 表) 同社代 3年 (いずれも確定)
13	9. 10. 21	証取法第 50 条 の3第1項 同法第 207 条第 1項等 (損失補てん)	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客 勘定への付け替えにより損失補てん。顧客 は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
14	9. 10. 23	証取法第 50 条	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から	10.7.17(東京地裁)
	0.10.20	の3第1項	顧客勘定への付け替えにより損失補てん。	証券会社
		同法第 207 条第	THE THE STATE OF T	罰金 8,000 万円
		1項等	(嫌疑者) 証券会社	同社役員A
		(損失補てん)	当該会社社長	懲役 10 月
			当該会社副社長	(執行猶予2年)
			当該会社役職員	10.9.30 (東京地裁)
				同社副社長
				懲役1年
				(執行猶予3年)
				10.11.6 (東京地裁)
				同社役職員2名
				懲役8月
				(執行猶予2年)
				11.1.29 (東京地裁)
				同社役員B
				懲役 10 月
				(執行猶予3年)
				11.6.24 (東京地裁)
				同社役員C
				懲役 10 月
				(執行猶予3年)
				12.3.28 (東京地裁)
				同社社長
				懲役2年6月
				13.10.25(東京高裁)
				同社社長
				懲役3年
				(執行猶予5年)
				(いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客	10.10.15 (東京地裁)
		の3第1項、第	勘定への付け替えにより損失補てん。顧客	証券会社
		2項	は、損失補てんを要求。	罰金 4,000 万円
		同法第 207 条第		同社副社長
		1項等	(嫌疑者) 証券会社	懲役1年
		(損失補てん)	当該会社副社長	(執行猶予3年)
			当該会社役職員	同社役職員3名
			顧客	懲役 10 月
				(執行猶予3年)
				同社役職員2名
				懲役8月
				(執行猶予3年)
				11.4.21 (東京地裁)
				顧客
				懲役9月
				追徴金約6億9,300万円
				(注)11 号事件と一括審理
				(いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
16	10. 3. 9	証取法第 50 条 の3第1項 同法第207条第 1項等 (損失補てん)	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客 勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
17	10. 3. 20	証取法第197条 第1号 同法第207条第 1項第1号等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海 外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行う ことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報 告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10. 5. 29	証取法第 167 条 第 1 号 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号 (内部者取引)	トーソク㈱の株券について、親会社が他社 (買収先) へ一括株式譲渡を実施すること (重要事実)を知り、公表前に親族名義口座 で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
19	10. 7. 6	証取法第 166条 第 3 項 同法第 200 条第 6 号 (内部者取引)	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての 決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引 等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円 (略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
20	10. 10. 30	証取法第166条 第1項 同法第200条第 6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の 吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前 に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10. 12. 17	証取法第 166 条 第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員同部下職員	11. 2. 10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)
22	11. 2. 10	証取法第 166 条 第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)同業他社社長	11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役 1年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円
23	11. 3. 4	証取法第159条 第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り 抜けることを目的とした十数名の名義によ る仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
24	11. 6. 30	証取法第197条 第1号等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行頭取当該銀行副頭取	14.9.10 (東京地裁) 同行頭取 懲役3年 (執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年 (執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第197条 第1号等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28 (東京地裁) 同行会長 懲役1年4月 (執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年 (執行猶予3年) 19.3.14 (東京高裁) いずれも控訴棄却
26	11. 12. 3	証取法第159条 第1項第1号、 第2項第1号、 第4項 同法第197条第 8号等 (相場操縦)	(㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り 抜けることを目的とした数名の名義による 仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	いずれも公判係属中(最高裁) 12.5.19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)
27	11. 12. 27	証取法第198条 第4号等 (虚偽の半期 報告書の提出)	(㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12. 1. 31	証取法第197条 第1号等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(株テスコンは、架空売上の計上により粉飾経 理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書 を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)

12.3.21	事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
同法第 197 条 第 6 号等 ((係計)					
第6号等 (偽計) 協の資料を使用。 (協立会社) (協計) (協立会社) (協立会社) (協計) (協立会社) (協計) (協立会社) (協計) (協立会社) (協計) (協立会社) (協計) (協立会社) (協立会社会長 (協計) (協立会社会長 (協社) (協立会社会長 (協立) (協立会社会長 (協立) (協立会社会長 (協立) (協定会社会長 (協立) (協定会社会長 (協定) (協定会社会長 (協定) (協定会社会長 (協定) (政政会社会長 (政政会社会会長 (政政会社会長 (政政会社会会長 (政政会社会会長 (政政会社会会長 (政政会社会会長 (政政会社会会会会会会会長 (政政会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	29	12. 3. 21			
(協計) 協の資料を使用。 (構味者) 当該会社・ 当該会社役職員 おおよりでは、プリンストン値を販売するため、投資家に虚偽の説明。 第2 12.3.22 証販法第188条 クレスペール・インターナショナル・リミテ 同社会長 資家に虚偽の説明。 (協計) (雑味者) 当該会社 財産業費 18.11.20(康高裁) 上音業型 (確定) 現立 (の万円 (15.11.16(東京高裁) 上音業型 (検定) (場所第189条 第15号 (内部者取引) (継疑者) 取引先發員 (後定) 現立 (の万円 (政部第198条 第15号 (内部者取引) (嫌疑者) 取引先發員 (後定) (第2 12.7.19 (東京開放) 別金600万円 (日本第198条 第15号 (内部者取引) (嫌疑者) 取引先發員 (後定) (第2 12.1.28 (東京開放) 別金60万円 (日本第198条 第15号 (内部者取引) (嫌疑者) 当該会社役員の妨 (第2 12.1.24 証取法第188条 第15号 (内部者取引) (嫌疑者) 当該会社役員の妨 (第2 12.1.24 (東京開放) 別金60万円 (第2 12.1.24 (東京開放) 第金60万円 (第2 12.1.24 (東京開放) 第金60万円 (第2 12.1.24 (東京開放) 第金60万円 (第2 13 12.1.24 (東京開放) 第金60万円 (第2 14 11.18 (東京開放) 第金60万円 (第2 14 11.18 (東京開放) 第金60万円 (東京 14 11.18 (東京開放) 第金60万円 (東京 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
12.3.22 起版法第 158 条 アレスペール・インターナショナル・リミテ 14.10.10 (東京地裁) 同社会長 整夜 3 年 前社会長 整夜 8 月 (韓定) 15.11.10 (東京商裁) 技術変別 15.11.20 (最高裁) 上古寨却 (韓定) 12.7.19 (東京商裁) 技術変別 15.11.20 (最高裁) 上古寨却 (韓定) (韓定) (韓定) (韓定) (韓元司 100 万円 (韓元司 11 元 12 年			(偽計)	偽の食料を使用。 	
12.3.22 記収法第168条				(社にマネン)レーテャ ヘ タ1	(いすれも傩正)
12.3.22 証販法第158条 ウレスペール・インターナショナル・リミテ 14.10.10(東京地数) 同社会長 密後3年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日					
同社第197条 第6号等 (偽計)	200	10.0.00	三丁正、沙尔 150 夕		14 10 10(東京原料)
(係計) (係計) (像疑者) 当該会社	30	12. 3. 22			
(係計) (嫌疑者) 当談会社 当談会社会長 (嫌疑者) 当談会社会長 (確定) 31 12.5.26 証取法第166条 無ビコイが和議開給の申立てを行うこと 値 (確定) 同法第198条 第15号 (外部者取引) (嫌疑者) 取引先役員 (総定) (株証者) 取引先役員 (教行選子3年) (議定) 32 12.12.4 証政法第158条 (財付けた。 (報定) (規定) (規定) (規定) (議定) (政務 第17条第 (大量保有報告書を提出。 (教行金分) (政党3年) (政					
13.11.10(東京高裁) 投訴棄却 18.11.20(最高裁) 投訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定) (確定) (確定) (確定) (確定) (確定) (確定) (確定) (報達者) 取引先役員 (執行額子3年) (執行額子3年) (執行額子4年) (報節者) 15 号 (内部者取引) (嫌疑者) 取引先役員 (確定) (建定) (政府高裁) (投育額子3年) (政府高裁) (投育) (投稿) (投				質象に虚偽の説明。	
当該会社会長			(1為計)	(様にマント) ヤナヘカ.	
18.11.20(最高裁) 上音乗却 (確定) 18.11.20(最高裁) 上音乗却 (確定) 12.5.26 証限法第166条 第3項等 同法第198条 第15号 (内部者取引) (嫌疑者) 取引先役員 整後8月 (執行離下3年) 12.11.28 証取法第166条 第3項等 得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社体券を定り行 (確定) 12.11.28 (東京階裁) 15号 (内部者取引) (嫌疑者) 当該会社役員の姉 (確定) 12.12.4 証取法第158条 第 1項第 197条第 1項第5号等 (馬證の液布、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等 (本書の) (明式命令) 14.11.8 (東京離裁) 会社役員 1名 整役 2年 (執行蓋子4年) 12.12.4 証取法第27条 の23第1項 同法第198条第 5号 (大量保有報告を提出しなかった。					
上告棄却 (確定) 12.5.26 証取法第166条 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一				当該会社会長 	
12.5.26 証取法第166条					
12.5.26 証政法第166条 擦ビコイが和議開始の中立でを行うこと (重					
第3項等 同法第198条 第15号 (外部者取引) (嫌疑者)取引先役員 (練疑者)取引先役員 (総経者)取引先役員 (検証) (銀版者)取引先役員 (雑疑者)取引先役員 (確定) (22 12.11.28 証政法第166条 開プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 12.11.28(東京簡裁) 第金50万円 (略式命令) 追缴金約158万円 (略式命令) 追缴金約158万円 (確定) (対金する旨の虚偽養表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 12.12.4 証政法第15等 (規議者)会社役員等 (規議の流布、虚偽の大量保有報告書を提出。 14.11.8 (東京地裁)会社役員 14.11.8 (東京地裁)会社役員 14.11.8 (東京地裁)会社役員 14.11.8 (東京地裁)会社役員 15.5 万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁)会社役員 16.11.8 (東京地裁)会社役員 16.11.8 (東京地裁)会社役員 17.11.8 (東京地裁)会社役員 18.11.8 (東京地裁)会社役員 18.11.8 (東京地裁)会社役員 (独行諸予4年)部金600万円 (いずれも確定) 14.11.8 (東京地裁) 悠役 2年 (独行諸予4年)部金600万円 (いずれも確定) 15号 (大量保有報告書を提出しなかった。 第1項 (本) 第金600万円 (体) 第金600万円 (株) 第一項 (本) 第一页 (91	10 5 06	江历社第 100 夕	 	
同法第198条 第15号 ((外部者取引) (嫌疑者) 取引先役員 (執行猶予3年) 罰金100万円 追缴金約449万円 (確定) 12.11.28 証取法第166条 (構定) 12.12.28 (東京前級) 割金50万円 ((本定) 15号 ((内部者取引) ((東京) ことを知り、公表前に同社体券を買い付けた。	31	12. 5. 26			
第15号					
(内部者取引) (嫌疑者)取引先役員 (確定) 追徵金約 449 万円 (確定) 12.11.28 証取法第 166 条 第 3 項等 得を行う (重要事実) ことを知り、公表前に 同法第 198 条第 15 号				() /20	
12.11.28 証政法第 166 条 株プレナスが子会社の異動を伴う株券の取 12.11.28 (東京簡裁) 得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に 同法第 198 条第 同社株券を買い付けた。 節金 50 万円 (略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定) (株)				(嫌轻老) 取引先须具	
12.11.28 証取法第166条 第3項等 得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に 同法第198条第 15 号 (内部者取引) (嫌疑者)当該会社役員の姉 (確定) (確定) (職式命令) 追缴金約158万円 (確定) (職定第158条 等 でする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽 同法第197条第 1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書を提出。 (株疑者)会社役員等 (地でする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽 同法第197条第 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書を提出。 (本投員1名 を後後2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定) (水行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定) (大量保有報 世書を提出しなかった。 5号 (株疑者)会社役員 (株疑者)会社役員 (株疑者)会社役員 (株好酒予4年) 司金600万円 (いずれも確定) (株好酒予4年) 司金600万円 (本のたにもかかわらず、期限までに大量保有 (執行猶予4年) 司金600万円 (確定) (株野者)会社役員 (株野者)会社役員 (株野者)会社役員 (株野者)会社役員 (株野者)会社役員 (株野者)会社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名社役員 (株野者)名年) (株野者)名称者) (株野者)名称者) (株野者)名称者) (株野者)名称者) (株野者)名称者) (株野者)			(1,14)41 47(1)	(嫌疑有) 取引几仅真	·
第3項等	0.0	10 11 00	三丁正、沙尔 100 夕	(州) プロートランス クリ の田利 といこれ どのち	
同法第198条第 同社株券を買い付けた。	32	12. 11. 28			
15 号					
(内部者取引) (嫌疑者) 当該会社役員の姉 (確定) 12.12.4 証取法第158条 無東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽 同法第197条第 の大量保有報告書を提出。 1項第55号等 (風脱の流布、虚偽の大量保有報告書を提出。 14.11.8 (東京地裁)会社役員1名 14.11.8 (東京地裁)会社役員1名 15.12.4 証取法第27条 の23第1項 「同法第198条第 報告書を提出しなかった。 14.11.8 (東京地裁) 14.11.8 (東京地裁) 14.11.8 (東京地裁) 15.12.4 25.				四性体分を良い刊りた。	
33 12.12.4 証政法第158条				(嫌疑者) 当該会社役員の姉	·
等	33	19 19 4			
同法第197条第 1 項第5号等 (風説の流布、 虚偽の大量保 有報告書の提 出) 12.12.4 証取法第27条 の23第1項 同法第198条第 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (大量保有報 告書の不提出) 5号 (体疑者)会社役員 5年 (嫌疑者)会社役員 5年 (嫌疑者)会社役員 5年 (嫌疑者)会社役員 5年 (嫌疑者)会社役員 5年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定) 5年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定) 5年 (執行猶予3年) 罰金600万円 (確定) 5年 (執行猶予3年) 罰金600万円 (確定) 5年 (執行猶予3年) 罰金600万円 (執行猶予3年) 司法第198条第 15号 (内部者取引) (嫌疑者)提携先社員(公認会計士) 13.5.29 (東京地裁)	33	12. 12. 4			
1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出) (嫌疑者)会社役員等 (略式命令) 34 12.12.4 証取法第27条 の23第1項同法第198条第報告書を提出しなかった。 会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有同法第198条第報告書を提出しなかった。 14.11.8 (東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円(体産) 35 13.3.12 証取法第166条 第1項等 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買同法第198条第15号(内部者取引) (嫌疑者)提携先社員(公認会計士) 13.5.29 (東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円(執行猶予3年) 罰金100万円			'		
(風説の流布、 虚偽の大量保 有報告書の提 出)				**/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
虚偽の大量保有報告書の提出) 12.12.4 証取法第27条 会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者にのよ第198条第目法第198条第目の法第198条第目の大量保有報告を提出しなかった。 第1項 (嫌疑者)会社役員 (嫌疑者)会社役員 (確定) 13.3.12 証取法第166条第1項等 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買同法第198条第目法第198条目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目第目第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目法第198条第目第1988第目第1988第目第1988第目第1988第目第1988第目第19888第目第198888888888				(嫌疑者) 会社役員等	
有報告書の提出 一次				VIIIM II ALAKN	
出)					
調金 600 万円 (いずれも確定) 12.12.4 証取法第 27 条 の 23 第 1 項					
12.12.4 証取法第 27 条 会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者に の 23 第 1 項 なったにもかかわらず、期限までに大量保有 (執行猶予 4 年) 第金 600 万円 (大量保有報 告書の不提出) (嫌疑者)会社役員 (確定) (確定) (確定) (報行猶予 3 年) (表第 198 条第 15 号 い付けた。 (対行猶予 3 年) (対行述 3 年) (対行证 3 年)			,, <i>,</i>		
34 12.12.4 証取法第 27条 の 23 第 1 項 なったにもかかわらず、期限までに大量保有 同法第 198条第 同法第 198条第 報告書を提出しなかった。 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (体定) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定) 35 13.3.12 証取法第 166条 第 1 項等 同法第 198条第 15 号 (内部者取引) (嫌疑者)提携先社員(公認会計士) 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1, 414 万円					
の23第1項 同法第198条第 5号 (大量保有報 告書の不提出) なったにもかかわらず、期限までに大量保有 報告書を提出しなかった。 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定) 35 13.3.12 証取法第166条 第1項等 同法第198条第 15号 (内部者取引) 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買 に対けた。 13.5.29 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円	34	12. 12. 4		会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者に	
同法第 198 条第 報告書を提出しなかった。					W1777 = 1777
5号 (大量保有報 告書の不提出) (嫌疑者)会社役員 (確定) 罰金 600 万円 (確定) 35 13.3.12 証取法第 166条 第 1 項等 同法第 198 条第 15 号 (内部者取引) 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買 に対けた。 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円					
(大量保有報告の不提出) (嫌疑者)会社役員告書の不提出) (確定) 35 13.3.12 証取法第166条第1項等 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買同法第198条第に同法198条第に同法198条第198条第1988年的198条第198条第に同法198条第1988年的198条第1988年的198条第1988年的198条第1988年的1988年的198条					
35 13.3.12 証取法第 166条 第 1 項等 同法第 198 条第 15 号 (内部者取引) 武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重 要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買 同法第 198 条第 い付けた。 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円				 (嫌疑者)会社役員	
第1項等 同法第198条第 (内部者取引)要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買 (執行猶予3年) (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円					
同法第 198 条第 15 号い付けた。(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (内部者取引)(嫌疑者)提携先社員(公認会計士)追徴金約 1,414 万円	35	13. 3. 12	1	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重	13.5.29 (東京地裁)
15 号 罰金 100 万円 (第1項等	要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買	懲役1年
(内部者取引) (嫌疑者)提携先社員(公認会計士) 追徵金約 1,414 万円			同法第 198 条第	い付けた。	(執行猶予3年)
			15 号		罰金 100 万円
(確定)			(内部者取引)	(嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	追徴金約 1,414 万円
					(確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
36	13. 4. 27	証取法第159条 第1項第1号、	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目	14.9.12 (名古屋地裁)
			的とした複数名義による買上がり買付け、仮	懲役1年6月
		第2項第1号	装売買等。	(執行猶予3年)
		同法第197条第	(海宮老) 人牡牡目	追徴金約 2,818 万円
		1 項第 5 号 (相場操縦)	(嫌疑者) 会社社長	(確定)
0.7	10 10 00			14.10.0 (1.87716+1)
37	13. 12. 20	証取法第197条	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の	14.10.8 (大阪地裁)
		第1項第1号	計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載の	同社社長
		等	ある有価証券報告書を提出。	懲役2年
		(虚偽の有価	(神にマネ) ツきたへも	(執行猶予3年)
		証券報告書の	(嫌疑者) 当該会社	同社副社長
		提出)	当該会社社長	懲役1年
			当該会社副社長 当該会社専務	(執行猶予3年)
			当該云社等榜 当該会社社員	同社専務 懲役 10 月
			目談云社社員	总位 10 万 (執行猶予3年)
				(いずれも確定)
38	14. 3. 20	証取法第 159 条	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的	15. 7. 30 (東京地裁)
30	14. 5. 20	第1項第1号	とした買上がり買付け、仮装売買等。	会社役員A
		等、第2項第1	こした真工がり負的り、収扱光貝寺。	宏位仅具A 懲役2年
		号	(嫌疑者) 会社役員等	(執行猶予3年)
		っ 同法第 197 条第	(追徴金約1億1,395万円
		1項第7号		15. 11. 11(東京地裁)
		(相場操縦)		無職C
		(10%)*****(**)		懲役2年
				(執行猶予3年)
				追徴金約1億2,080万円
				15. 11. 11 (東京地裁)
				会社役員B
				懲役2年
				(執行猶予3年)
				追徴金約1億2,080万円
				16. 7. 14(東京高裁)
				会社役員B
				控訴棄却
				19.3.29 (最高裁)
				会社役員B
				上告棄却
				(いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第166条	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提	14.10.16(東京地裁)
		第1項等	携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同	懲役8月
		同法第 198 条第	社株券を買い付けた。	(執行猶予3年)
		15 号		罰金 100 万円
		(内部者取引)	(嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	追徴金約 922 万円
				(確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
40	14. 6. 7	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を 行った公認会計士が架空収益を計上するな どした虚偽の記載のある有価証券報告書を 提出。 (嫌疑者)公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(嫌好者) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株が、三笠コカ・コーラボトリング(株の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第167条第1項等(内部者取引)	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	(株発者)会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(株ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第158条 同法第197条第 1項第7号 (風説の流布 及び偽計)	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15.3.28 (広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判決
47	14. 12. 16	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券届出書及 び報告書の提 出)	(株エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定)
48	14. 12. 19	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの 株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社 職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徵金約921万円 (確定)
49	14. 12. 26	証取法第158条 同法第197条第 1項等 (偽計)	(㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、 一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15. 2. 13	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15. 2. 20	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
52	15. 3. 24	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの 方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載の ある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長
53	15. 5. 28	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15. 10. 21 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15. 7. 16	証取法第166条 第1項等 (内部者取引)	(株ソーテックが、自己株式を取得すること 及び投資運用会社と業務提携を行うこと (ともに重要事実)を知り、公表前に同社 株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社職員	16.1.30 (横浜地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約845万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第159条 第1項第3号 等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) (株大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役1年 (執行猶予3年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
56	15. 7. 30	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15. 10. 30(東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徵金約936万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第166条 第3項等 (内部者取引)	(株アイチコーポレーションの業務に関し、 他社と業務提携を行うこと(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.8.3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第159条 第1項第1号 等 (相場操縦)	(株キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 会社役員B 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
59	16. 2. 27	証取法第166条 第3項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立 てを行うこと(重要事実)を知り、公表前 に信用取引を利用して同社株券を売り付 けた。 (嫌疑者)会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
60	16. 3. 29	証取法第197条第1項第1号等(虚偽の半期報告書を書を書を書を書を書を書を書を書を書を書を書きます。 (本書の提出)	(嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員C 懲役1年6月 (執行猶予3年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 (いずれも確定) 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役2年 (執行猶予4年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
61	16. 5. 31	証取法第166条 第1項等 (内部者取引)	(株デジタルが他社と業務提携を行うこと (重要事実)を知り、公表前に同社株券を 買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徵金約945万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(株森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (体疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役2年 (執行猶予4年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役2年 (執行猶予5年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月 (執行猶予5年) (いずれも確定) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 公判係属中(最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16. 6. 24	証取法第166条第1項等(内部者取引)	(株イセキ開発工機が民事再生手続開始の 申立てを行うこと(重要事実)を知り、公 表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員 会社役員(2名)	17.7.22 (東京地裁) 会社役員A 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19 (東京地裁) 同社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2 (東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26 (最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第166条 第1項等 (内部者取引)	(株メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14 (大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16. 11. 19	証取法第158条 同法第197条第 1項第7号等 (風説の流布 及び偽計)	(株メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
66	16. 11. 30	証取法第159条 第2項第1号 等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員	17.12.9 (釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)
67	16. 12. 9	証取法第197条 第1項第1号 等 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	(株メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び65 号事件と 一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17. 1. 26	証取法第166条 第2項等 (内部者取引)	(株シーエスケイコミュニケーションズが (株シーエスケイとの株式交換(重要事実) により(株シーエスケイの完全子会社にな ることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17. 3. 14	証取法第167条 第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	17. 10. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
70	17. 3. 22	証取法第166条	南野建設㈱が第三者割当増資による新株	17.6.27 (大阪地裁)
'	11. 0. 22	第1項等	の発行を行うこと(重要事実)を知り、公	同社役員
		(内部者取引)	表前に同社株券を買い付けた。	懲役1年6月
		(1344 11.031)	X131-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	(執行猶予3年)
			 (嫌疑者)当該会社役員等	罰金 80 万円
				追徴金約 625 万円
				役員妻
				懲役1年
				(執行猶予3年)
				罰金 50 万円
				追徵金約 625 万円
				(いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第197条	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武	17.10.27 (東京地裁)
		第1項第1号	鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対	会社役員
		等	する所有割合を少なく記載するなどし、重	懲役2年6月
		(虚偽の有価	要な事項につき虚偽の記載のある有価証	(執行猶予4年)
		証券報告書の	券報告書を提出。	罰金 500 万円
		提出)		当該会社
			(嫌疑者)当該会社等	罰金2億円
				(いずれも確定)
72	17. 3. 22	証取法第166条	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に	17.10.27(東京地裁)
		第2項等	(㈱コクド所有に係る株式等について虚偽	会社役員
		(内部者取引)	の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、	懲役2年6月
			公表前に同社株券を売り付けた。 	(執行猶予4年)
			 (嫌疑者)会社役員等	罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理
			(爆凝相) 云红仅具守	(在)11 万事件と 指番座 親会社
				祝云也 罰金1億 5,000 万円
				(いずれも確定)
73	17. 6. 10	証取法第166条	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を	18.7.7 (東京地裁)
	111 01 10	第1項等	行うこと(重要事実)を知り、公表前に同	懲役1年6月
		(内部者取引)	社株券を買い付けた。	(執行猶予3年)
				 罰金 50 万円
			(嫌疑者)業務委託契約先社員	追徴金 658 万円
				(確定)
74	17. 6. 20	証取法第159条	日信工業㈱の株価を高騰させることを目	19.12.21 (東京地裁)
		第1項等	的とした買上がり買付け、仮装売買等を行	懲役2年
		(相場操縦)	った。	(執行猶予3年)
				追徴金約 1, 166 万円
			(嫌疑者)個人投資家	公判係属中 (東京高裁)
75	17. 8. 17	証取法第197条	カネボウ㈱は、大量の不良在庫等を抱え、	18.3.27 (東京地裁)
		第1項第1号	業績が悪化していた子会社を連結決算の	同社社長
		等	対象からはずすなどの方法により、虚偽の	懲役2年
		(虚偽の有価	記載のある有価証券報告書を提出。	(執行猶予3年)
		証券報告書の		同社役員
		提出)	(嫌疑者) 当該会社	懲役1年6月
			当該会社社長	(執行猶予3年)
			当該会社役員	(いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
76	17. 9. 30	証取法第197条 第1項第1号 等	公認会計士としてカネボウ㈱の監査業務 を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業 績が悪化していた子会社を連結決算の対	18.8.9 (東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月
		意 (虚偽の有価 証券報告書の 提出)	線か悪化していた子芸社を連結次鼻の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。	一 窓板1年0月 (執行猶予3年)公認会計士B懲役1年
		жш/	(嫌疑者) 公認会計士	総役1年 (執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17. 11. 15	証取法第159条 第1項第1号 等 (相場操縦)	(株ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	18.7.19 (大阪地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)
78	18. 2. 10	証取法第158条 同法第197条第 1項第7号 (風説の流布 及び偽計)	(㈱ライブドアマーケティングは、(㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 20. 7. 25 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 公判係属中(東京高裁) 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定) 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 (確定)
79	18. 2. 22	証取法第166条 第3項等 (内部者取引)	(嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19 (仙台地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
80	18. 2. 22	証取法第166条 第1項第1号 等 (内部者取引)	(㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約345万円 (確定)
81	18. 2. 22	証取法第166条 第1項第1号 等 (内部者取引)	(㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.8.11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)
82	18. 3. 13	証取法第197条 第1号等 (虚偽の書の (虚数 報出)	(株)ライブドアは、売上計上の認められない 自社株売却益の売上高への計上等により、 虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 (注)78号事件と一括審理 20.7.25 (東京高裁) 控訴棄却 (注)78号事件と一括審理 公判係属中(最高裁) 19.3.22 (東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 公判係属中(東京高裁) 同社役員B 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定) 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定) (注)いずれも78号事件と一括 審理 同社役1年 同社役1年 (文書) (本達) (注)いずれも78号事件と一括 審理 同社役1年 (本達) 19.3.23 (東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 (確定)

		PR 6 1		dut. M
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
83	18. 3. 30	証取法第197条	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱	19.3.23(東京地裁)
		第1項第1号	ライブドアの監査業務を行った際、売上計上	公認会計士A
		等	の認められない自社株売却益を売上高への	懲役 10 月
		(虚偽の有価	計上等により、虚偽の記載をした有価証券報	公認会計士B
		証券報告書の	告書を提出。	懲役1年
		提出)		(執行猶予4年)
			(嫌疑者)公認会計士(2名)	いずれも公判係属中(東京高
				裁)
84	18. 5. 30	証取法第166条	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこ	18.11.28 (さいたま地裁)
		第1項第1号	と(重要事実)を知り、公表前に同社株券を	同社役員同居人
		等	買い付けた。	懲役1年2月
		(内部者取引)		(執行猶予4年)
			(嫌疑者)当該会社役員等	追徴金約 452 万円
				同社役員同居人の実妹
				懲役1年
				(執行猶予4年)
				追徴金約 435 万円
				19.3.20 (さいたま地裁)
				同社役員
				懲役1年6月
				(執行猶予5年)
				罰金 100 万円
				追徴金約 1,089 万円
				同社役員実子
				懲役1年2月
				(執行猶予4年)
				罰金 50 万円
				追徴金約 1,532 万円
				19.7.31 (東京高裁)
				同社役員実子
				公訴棄却
				(いずれも確定)
85	18. 6. 22	証取法第 167 条		19.7.19(東京地裁)
	10.0.00	第3項等	議決権数の百分の五以上の株券等を買い集	会社役員
		(内部者取引)	める旨の公開買付に準ずる行為の実施(重要	懲役2年
		C 120 H 100 317	事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け	罰金 300 万円
			t.	追徴金約 11 億 4,900 万円
				上記役員の会社
			 (嫌疑者)会社役員等	罰金3億円
				公判係属中(東京高裁)
86	18. 7. 25	証取法第166条		18.12.25(東京地裁)
		第3項等	と(重要事実)を知り、公表前に同社株券を	新聞社社員
		(内部者取引)	買い付けた。	懲役2年6月
				(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 新聞社社員	罰金 600 万円
				追徴金約1億1,674万円
				(確定)
	1		1	l .

	I	I		
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
87	18. 8. 3	証取法第166条	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分	19.12.18(横浜地裁)
		第1項第1号	割を行うこと (重要事実)、㈱オーエー・シ	懲役4年6月
		等	ステム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレー	罰金 500 万円
		(内部者取引)	ションと業務提携を行うこと(重要事実)、	追徴金1億938万円
			及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を	(確定)
			発行すること(重要事実)を知り、公表前に	
			同社株券を買い付けた。	
			(嫌疑者) 当該会社社員	(de latel les)
88	18. 10. 20	証取法第166条		19.1.16(東京地裁)
		第1項第1号	を知り、公表前に同社株券を買い付けた。	同社顧問
		等	(Delegate) Mesta A Hammer	懲役2年
		(内部者取引)	(嫌疑者)当該会社顧問 	(執行猶予3年)
				罰金 200 万円
				追徴金 1,675 万円
	10.0.	=== TE, \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		(確定)
89	19. 2. 5	証取法第166条		19.6.22 (大阪地裁)
		第1項第1号	事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け	同社社員
		等(由如老取引)	た。	懲役2年6月
		(内部者取引)	(様に支) ツオヘ牡牡目	(執行猶予4年)
			(嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	罰金 200 万円 泊(数 A. C. 200 天円
			云红夜貝 会社社員	追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条	エゼル貝 サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わら	19.5.7 (名古屋地裁)
90	19. 2. 0	第1項第1号	ずこれがないとする等の、虚偽の記載をした	同社社長
		- 第 - 第	有価証券報告書を提出。	懲役1年6月
		' (虚偽の有価		(執行猶予4年)
		証券報告書の	 (嫌疑者)当該会社	同社役員
		提出)	当該会社社長	懲役1年
			当該会社役員	(執行猶予3年)
				(いずれも確定)
91	19. 2. 26	証取法第166条	 ㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予	19.6.22 (大阪地裁)
		第1項第1号	想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、	同社社員
		等	 公表前に同社株券を買い付けた。	懲役2年6月
		(内部者取引)		(執行猶予4年)
			(嫌疑者)当該会社社員	罰金 200 万円
			会社役員	追徴金 6,000 万円
				(確定)
				(注)89 号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第166条	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要	19.5.9 (大阪地裁)
		第3項等	事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け	懲役1年
		(内部者取引)	た。	(執行猶予3年)
				罰金 80 万円
			(嫌疑者)当該会社社員の知人	追徴金約 533 万円
				(確定)

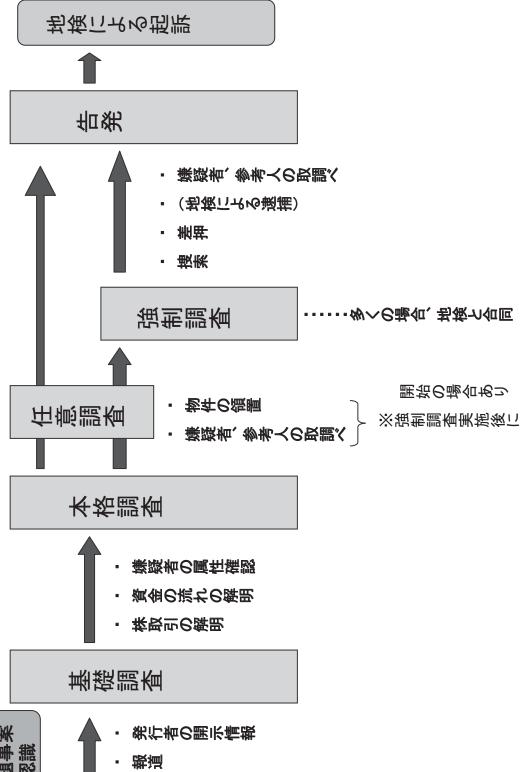
事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
93	19. 3. 27	証取法第 159 条 第 1 項第 1 号 等 (相場操縦)	(株ピーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等(7名)	公判係属中(大阪地裁)
94	19. 5. 29	証取法第166条 第1項第4号 等 (内部者取引)	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック ㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会 社を設立するために株式移転を行うこと(重 要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徵金約 3, 591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徵金約 3, 591 万円 (確定)
95	19. 6. 4	証取法第 166 条 第 3 項等 (内部者取引)	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金150万円 追徵金約5,407万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19. 6. 7	証取法第 166 条 第 1 項等	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員
		第1項号 (内部者取引)	安事天) を加り、公衣前に同性体分を買い引 けた。	常役2年6月
		(Libba 4X.))	() /C ₀	(執行猶予4年)
			 (嫌疑者) 印刷会社社員	罰金 300 万円
			印刷会社社員の親族(6名)	親族A
			四個女工工具の税法(0 石)	懲役2年6月
				(執行猶予4年)
				罰金 300 万円
				親族B
				懲役2年6月
				(執行猶予4年)
				罰金 300 万円
				親族C
				懲役2年
				(執行猶予4年)
				罰金 200 万円
				親族D
				懲役1年6月
				(執行猶予4年)
				罰金 200 万円
				*追徵金
				・12 銘柄の取引について、全
				員から約7億1,029万円
				・3銘柄の取引について、印
				刷会社社員及び親族Aから
				約 9, 985 万円
				3銘柄の取引について、印
				刷会社社員、親族A、B、C
				から約1億3,463万円
				(いずれも確定)
97	19. 6. 25	証取法第159条	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的	20.6.30 (さいたま地裁)
		第1項第1号	とした買上がり買付け、仮装売買等を行っ	無職
		等	た。	懲役2年6月
		(相場操縦)	(IV let let) be with	(執行猶予4年)
			(嫌疑者)無職	罰金 300 万円
			会社役員	会社役員
98	19. 6. 28	証取法第159条	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもつ	懲役1年6月
		第2項第2号	て、同株券の相場が自己又は他人の操作によ	(執行猶予4年)
		等	って変動する旨の情報を流布した。	罰金 200 万円 泊海 4 5 倍 1 100 万円
		(相場操縦)		追徴金約5億1,108万円
			(嫌疑者) 無職	(連帯)
				いずれも公判係属中(東京高
				裁) (注)102 号事件と一括審理
				(江/104 万事件と一拍番理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
99	19. 10. 15	証取法第159条 第1項第1号 等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年 (執行猶予5年) 追徵金約4億4,225万円 公判係属中(大阪高裁)
100	19. 10. 30	証取法第 158 条 (風説の流布)	(株大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者)会社役員	公判係属中(東京地裁)
101	19. 11. 1	証取法第 159 条 第 1 項第 1 号 等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年 (執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 (確定) 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 公判係属中(大阪高裁) (注)99号事件と一括審議 株式投資アドバイザー 公判係属中(大阪地裁)
102	19. 11. 29	証取法第 159 条 第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月 (執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯) いずれも公判係属中(東京高裁) (注)97、98号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
103	20. 3. 4	証取法第159条 第3項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年 (執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定) 証券会社役員A 公判係属中(名古屋地裁)
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	(㈱アイ・シー・エフ (現:(㈱オーベン)の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	公判係属中(大阪地裁)
105	20. 3. 14	証取法第167条 第1項第5号 等 (内部者取引)	(株ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20. 3. 25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (確定) 20. 5. 23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5, 938 万円 (確定)
106	20. 5. 30	証取法第166条 第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式 交換を行うことなど(重要事実)を知り、公 表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判 決
107	20. 6. 16	証取法第207条	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚	公判係属中 (神戸地裁)
		第1項第1号	偽の記載のある損益計算書等を掲載した有	
		等	価証券報告書を提出した。	
		(虚偽の有価		
		証券報告書の	(嫌疑者) 当該会社	
		提出)	当該会社役員	
108	20. 6. 17	証取法第 197 条	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上す	公判係属中 (大阪地裁)
		第1項第1号	るなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲	
		等	載した有価証券報告書を提出し、その後の公	
		(虚偽の有価	募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ	
		証券報告書及	込んだ有価証券届出書を提出した。	
		び有価証券届		
		出書の提出)	(嫌疑者)当該会社	
			当該会社役員	



電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報

— 213 **—**

資料・情報の収集・検討

2-6 建議実施状況

1 建議実施件数一覧表

(平成19事務年度末、単位:件)

事務年度	4~12	13	14	15	16	17	18	19	合計
件数	4	0	2	1	0	5	3	0	15

(注) 平成19事務年度の建議の実績は0件。なお、19事務年度の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」による課徴金制度の見直しに当たり、金融審議会金融分科会第一部会に設置された法制ワーキング・グループに常時参加し、建議に代えて、証券監視委として具体的な意見を述べることにより、実質的に建議と同様の効果をもって、金融庁企画部局に問題意識を伝達。

2 建議案件の概要一覧表

建年	議月日	建	議	Ø	内	容	措	置の	状	況
6.	6. 14	疑に係る犯則 について問題」 有価証券の登録	事件の調査の 点が認められ 录に関する規 度ある登録審	語果、店頭 たので、 関則等につい で を確保	頭売買有価語 日本証券業 いて、会員 し、投資者	告書の提出の嫌 証券の登録審査 協会の店頭売買 証券会社等によ 保護に十全を期 う建議した。	日本証券第 し、①証券会 十分な連携、 ③申請会員と を講じている	社と公認 ②審査 ¹ 2協会のi	忍会 頁目 <i>σ</i>	十士等との)見直し、
9. 1	2. 24	査等を行った約 が認められたの	結果、法令選 ので、委託注 合遵守のため	空守のための ででは自己の での内部管理	の内部管理 の計算によ 理体制の充	、犯則事件の調 に関して問題点 る取引の区分の 実・強化の観点 た。	について、記 委託の別の <i>プ</i>	E券会社に 人力を義	こ対し 答付け	て自己・
11. 1	2. 21	虚偽記載に関しる財務諸表につ	ン、犯則事件 ついて問題点 資産の開示、	:の調査を行 が認められ 関連当事	行った結果 れたので、 者との取引	価証券報告書の 、銀行が提出す 銀行・信託業等 の十分な開示の 議した。	大蔵省は、 し、 し、 は は は は る と と 事 者 と も さ と も 者 と も 者 と も る と と 者 る と と も る と と も る し こ る と し る し る し る し る し る し る し る し る し る	学を営む会 発産の注 全銀協会 の取引の	会社の 生記を 等は、	財務諸表 :義務付け 会員に関
12.	3. 24	際の優遇措置の 不適正な取扱い	の未利用取引 いという営業 する誠実かつ	、同一外1 と姿勢に関 [*] 公正な業績	貨建て商品 する問題点	の償還乗換えの 間の売買に係る が認められたの 観点から、必要	金融監督所対し会員に不て周知・指導文書を発出すか関係先にも	下適正な 算の徹底 「るとと	登を を要請)誘につい 計する旨の

建 議 年 月 日	建	議	の	内	容	措置の状況
15. 4. 22	証券会社の検 おける流通利回 債の個人投資家 に下落している 人投資家向けの 認められたので のルールの整備	りが大幅に 向けの募集 状況下にに関う。 元出しに関う。	上昇していの取扱い、ける他社材 して証券会 取得する個	いる状況下に ②対象株式 株券償還特約 会社の営業姿	おける普通社 の株価が大幅 付社債券の個 勢に問題点が	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15. 6. 30	証券会 を会が取りです。 を会が取りです。 を会が取りです。 を会が取りです。 を会が取りです。 ででするです。 でであるです。 でであるです。 でであるです。 でであるです。 でいるをはいるができる。 でいるがでいるがでいるができる。 でいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいる。 でいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるがでいるが	社の対続にたし取るら引がれて当的おと、引取れると、引取れると、引取れるのりであれおでのりをいるのがある。	L 分繰し個れ発てる、う で元返い顧短し顧も場 で元返い顧短し顧も場 でである。 でである。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でのかる。 でい。 でいる。 でい	①証券会社だ 審査体制の的標準 を変し、 を変し、 を変し、 を変し、 ででででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででででいる。 でいる。	で場会は関連により、形社制をというでは、一般をは関連をはいるとのでは、一般をはいるとのでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというでは、一般をはいるというできない。	金融庁は、行為規制府令を改きし、できれの業務の状況に合といきというというというというというというというというというというというというというと
15. 12. 16	に用た行に同表ののしのさしに所すが、にいっては、といっては、といったでは、はいったが、にいったが、にいったが、にいったが、にいったが、にいったが、にいったが、にいったが、できる、地では、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっと	ナナリナ買資行レなしたレ認めリリリスリい者うポいたがポめるスストス推へと一状上、一ら観トトトはト奨のいト況、同トれ点にと・、・を公っ及、対レにたか対	のレ当レ示表たび②価ポ表こらす間ポ該ポす前行ア証を一示の、るで一契一レに為ナ券払がる、ナ切りに対している。	となったででである。 となったででである。 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではいるでは、 ではいるではないるでは、 ではないるでは、 ではないるでは、 ではないるでは、 ではないなでは、 ではなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	誘契す体しけり埋是ト青者ボー等約るにたを、が供・のに市トにを個係場行証十会レ下対場及際締別る合い券分社ポでしのびい結の株に、会なに一作公公これをし発式、公社も対ト成表正れ	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執るとの表別では、外部アナリストの有価証との表別では、外部では、外部では、外部では、外部では、外部では、外部では、外部では、外部

建 議 年月日	建	議	Ø	内	容	措置の状況
17. 11. 29	定させる意思がを申込み、約定められた。 相場操縦の禁号は、いるが、 第174条は、「見せており、「見せ	なる はる は ない は に い は に い は に 「 場 が 等 金 規 引 規 成 売 制 制 の で 玉 に 立 買 度 の	かり 規、対しのが消 に等すて申適別性を が込みされる が実がしのが実別性を がして がよりで がよりで は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	市場に注文 市場に注文 いわ を 取 は い り は い り は い り は い り り り り り り り り り	せ玉」等が認 第2項第1 を規制するとで 規の成立で 数して ががの 課徴を もい場度	への売買等の委託(媒介、取次ぎ又は代理の申込み)の内、売買等が成立していないもの(いわゆる「見せ玉」等)についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正の盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月
17. 11. 29	合、証取法第1 し、処罰の対象 者である証券会 為を行った場合 ことから、同号 「見せ玉」等	59条第2項ものませいによります。というなりは、そのは、るのいのは、そのいのは、そのいのはのは、そののはいのはのは、第7号においます。	原第1号にすります。 計算にもかりで表している。 等に対象には、 がののである。 がである。 ができませる。 ができまされる。 ができませる。 ができませる。 ができませる。 ができませる。 ができませる。 ができませる。 ができませる。 ができません。 ができません。 ができません。 ができません。 ができません。 ができまない。 ができると。 ができると。 ができる。 がでも、 がでも、 がでも、 がでも、 がでも、 がでも、 がでも、 がでも、	いう売買等ので、いう売買等ので、証券のではましてのでは場をでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、は、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	所の取引参加 所の取引 あいの でな でな でな でな でな でな でした に に に に に に に に に に に に に	の自己の計算による「見せ玉」等売 買の申込みについて、新たに相場操 縦行為として禁止するとともに、刑 事罰及び課徴金の対象とすることを 内容とする改正の盛り込まれた「証 券取引法等の一部を改正する法律」 が平成18年6月7日成立した(同法
17. 11. 29	範囲に関して、 で、投資商品と を で、 を を を は、 の 登録、 と で 、 を と で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 。 と で 、 り で 。 と の と の を り 、 の と の 、 の と の 、 の 、 の 、 の と の 、 の 、 の	「こにで業顧業弊がるれる任うスピー契来たり、これで業顧業弊がるれる任うスピー契来た投て関あと問と害置とて証勘な法る体約ため資位する証業の防かいい券定状に販とのさ、サー管資こ投の業措てた。社引がけって止い行	ー寸産の資兼の置い指 ににがる 親のよのビけ運際一業認にる摘 対よ 見務誘すい証資法れ用、任の可つなが すり見務誘すい証資法れ・現業届といどあ る顧れ範ここ長会間にる 単行を出いて、 そ 検察れ 囲ここ 見会間	お幅言されている。 では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	商理いめ業必投律が 踏数あ当資そ合利る高理いめ業必投律が ま料るた産れに益投に、はは登と顧健必 えの。っ運にはを資係一、、録な問全要 る支こて用伴、損一る体例証、る業なで と払の、・い投な任販とえ券一ほ法兼あ 、いた幅助取資う契	各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正の盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した(同法の当該部分は平成19年9月30日施行)。

建 議 年月日	建	議	Ø	内	容	措置の状況
18. 4. 14	う社情該うで当が 引対て でい伝すレしつのね。が報株。発該認当をす当他発な達る・、いよなを発と等を情式ら員つ調投で情②れどアの記な。発行いに行報等れ会た査資、報発るのリ過録情行体う係うをのたでも依家証を行発適ン程を報しに。るこ入発。はの頼に券外情行切グで残管	よよ)需と手行 、とを対会部報情なをどし理 券部、うるの要がし体 こ認行す社にを報注りのて体 会にもと当公動あたに のめっるの伝外が意つよい制 社伝っす該表向る海係 よらて処検達部公喚、うなを が達てる株前の。外る うれお分査すに表起書ない放 プす証	際式に調この上 なるりがのる伝前を低発会置 レる券、等、査の投場 事海、行結こ達の行に行社す ・行取主主の国(よ資普 例外こわ果とす重っし情がる ヒ為引幹発内以う家通 が投れれ、にる要てし報存こ アにの事行外下なが株 認資をる①関際事いてをすと リよ公	証にの「プ、式」め家受にプレに実な、外るは、ンり、券係機プレ発を、らにけ至レて、にいど部こ内、グ内会る関レ・行売、れ関てっ・手そ該こののと部、等部社情投・ヒ情り、たし、てヒ続の当とよ者が者にと者報資「ア報付、場て海いア規対すがうに認取、お取	(家アリのけ 合、外るリ程象る疑な伝め引 い引以にソン公て 、海当。ンを者こわ方達らを てが下対ング表い 内外局 グ整にとれ法しれ誘 公誘「し」の前る 部当に の備対をるでたた発 表発発とと過に事 者局お 過しし伝③実か。し 前さ行当い程、例 取にい 程て、達プ施にこか のれ	プレ・ヒアリングにおける情報提供 行為を禁止するとともに(平成 18 年11月1日施行)、日本証券業協会 においても「協会員におけるプレ・ ヒアリングの適正な取扱いについ て」(理事会決議)を制定し、具体 的な取扱いが規定された(平成 19 年1月4日施行)。
18. 4. 21	の役員に加え当 条)として証取 一方で、現行 した上場会社の 人の刑事責任を 所属していた監 困難である。	た人数こ該法の役追査 上法の 上法人にほ犯の認れ公第証員及法 場人た 、人のよか則公めら認22券らで人 会はめ 監に社る刑事認らの会6取ときに 社、、 査対員厳事件会れ事言を引共る対 と所業 法しは正責	に計た例+り法謀規し の属務 人ご民な任関士。にに定にし定て 監す管 のて事監をしが つつにはたはは 査る理 社行上査含、、いいと、公な、 契公体 員政のをめ当当 てい基虚認い刑 約認制 が処責確た	該該 、てづ偽会な事 の会を 虚分任保監上犯 当もき有計ど責 当計整 偽をもし査会行 上同発証が上を 者にし はううい人社為 場正し券所記追 はよな 不ここくの	のに 会犯、報属公及 監るけ 当とと観責会深 社(告す認す 査業れ ながと点任計く 及刑 書る会る 法務ば 証可さかの 産与 同第 提査士と で公ら をでて、りをし 社の 出法がは あ正な しあい民方	は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

建議	建	議	<u></u>	内	容	措置の状況
	を 会定な公引の を 会にないるら等、 を を でよ何券は で を を の で は の で は の で は の に で は の に で は の に で は の に で が は で を を る ら ら の 発 は れ を を る と に に に に に に に に に に に に に	査るの資査・の、る未よ、のらてでに態が確止受	①主幹事会通、 業績の事の 発いないでは 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で	社が、新規 を社が、新規 ②と主幹、 はと主幹を はが認めた はいないで ではいる。 ではいる。 はいない。 はいる。 ではいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はい。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	上場・公募増 適切な審査場 性が、績等に 対域 た。する等の切な と通びで不と がると がると がると がると がると がると がると がると がると がる	金融庁は、有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容の盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。
	取(者にに取定レ本分 あ値めれさの 市及建 一部のでは、これでは、これでは、 一部のでは、これでは、 一部のでは、 一部のでは、 一部では、 一がでが、 一がでは、	のPT数移下)加な取う取をわで高出ら券を東XXで転、、重方引事引実れあを来せ会反株物買目ののおに出を係を市。実をるがし価取付的よ系値変来生者反場まの参も市な	肯引注ときに動高じに映内と需照の場と、 数」文しに、いさがさおし・、給しでVVもととなし当わせ、せいな外仮につあAPのののでであり、に 取う付取成のると件い広数よ取っ投。ある	引。注引なったとしたく値は引か資 るめの)文をし件場に取り照す他よい断 はせるおを量取PIXX、引がさるのり取を 、るはを量取PIXXののののでは、引がさるのり取を 、るい、対かが、引がさるのり取を 、るい、対かが、対かが、対がさるのり取を 、るい、対がない。	目で当つを先」日付めて引引そにう 来引の、さ反「物)公応らいはののよ市 高を売同せ復本取を表すれる、内対っ場 と行買一る継件引当さるた数当容象で関 いう取委こ続仮の該れ枚。値該をと増係 っこ引託と的装約トた数 で数歪さ加者 たと	金融庁は、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及とを禁止・規制することを受託する内容の盛りよる内でののでは、19年9月30日施行)。
	お記録 下 設る る含いち公 案 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	券₹第れこ規 引法証るるし定報、159いらに 第16会、こも簿書説。。罪っ 第4そろのののでと保	で が が が に に に に に に に に に に に に に	第24条第1項 計等(第158 計等(第158 計等(第158 計等(第158 計算(第158 計 計 第158 第158	まか)、不公相 下から10年 では、 では、 では、 ではき 一次 ではき 一次 ではき 一次 ではき 一次 ではき 一次 ではき 一次 ではます 一次 では、 一次 では、 一次 では、 一次 では、 一次 では、 には、 一次 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	金融庁は、虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間 (5 年) と公訴時効(最大7年)との整合性が図られる内容の盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。

2-7 金融商品取引法改正後の権限及び範囲

- (1) 課徴金調査の権限、課徴金の対象範囲
 - ① 課徴金調査の権限

証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。 具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、 検 査 の 権 限 規 定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第26条	第194条の7第3項	縦覧書類(注1)を提出した者、縦覧書類を提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者、参考人
第27条の22第1項	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等 を行うべきであると認められる者、これらの特別関 係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者、意見表明報告書を提 出すべきであると認められる者、これらの関係者、 参考人
第27条の22の2第2 項において準用する 第27条の22第1項		公開買付者、公開買付けによって上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提 出すべきであると認められる者、これらの共同保有 者、その他の関係者、参考人
第27条の30第2項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、 参考人
第27条の35		特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発行者、特定情報を提供すべきであると認められる発行者、特定情報を公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人、その他の関係者、参考人

質問・報告等の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項 第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

- (注1) 課徴金の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている書類のうち、
 - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書、臨時報告書及びこれらの訂正報告書である。
- (注2) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要		
第172条	届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等		
第172条の2	虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等		
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者		
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等		
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者		
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等		
第172条の7	大量保有・変更報告書を提出しない者		
第172条の8	虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者		
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者		
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等		
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者		
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者		

条 項	規定の概要
第174条	取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって有価証券の売買等をした者
第174条の2	取引を誘引する目的をもって一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	会社関係者に対する禁止行為等に違反した者

(2) 開示検査の権限

開示検査の権限については、有価証券届出書等の開示書類提出者に対する報告等の徴取又は 検査を行う権限が、内閣総理大臣及び金融庁長官から証券監視委に委任されている。 具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、	証券監視委への	報告・資料の徴取及び検査の対象
検査の権限規定	権限委任規定	
第26条	第194条の7第3項	縦覧書類(注)を提出した者、縦覧書類を提出すべ
		きであると認められる者、有価証券の引受人、その
		他の関係者、参考人
第27条の22第1項	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等
		を行うべきであると認められる者、これらの特別関
		係者、その他の関係者、参考人
第27条の22第2項		意見表明報告書を提出した者、意見表明報告書を提
		出すべきであると認められる者、これらの関係者、
		参考人
第27条の22の2第2		公開買付者、公開買付によって上場株券等の買付け
項において準用する		等を行うべきであると認められる者、これらの特別
第27条の22第1項		関係者、その他の関係者、参考人
第27条の30第1項		大量保有報告書を提出した者、大量保有報告書を提
		出すべきであると認められる者、これらの共同保有
		者、その他の関係者、参考人
第27条の30第2項		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、
		参考人
第27条の35		特定情報を提供した発行者、特定情報を公表した発
		行者、特定情報を提供すべきであると認められる発
		行者、特定情報を公表すべきであると認められる発
		行者、特定情報に係る有価証券の引受人、その他の

報告・資料の徴取、	証券監視委への	却生・資料の徴取及び給杏の対象				
検査の権限規定	権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象				
		関係者、参考人				
第193条の2第5項		監査証明を行った公認会計士又は監査法人(注2)				

- (注) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
 - ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書又は半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

3 自主規制機関の活動実績

3-1 日本証券業協会の活動状況

1 監査の実施状況

(1) 会員

(単位:社)

	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	
区 分	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	
	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	
金融商品取引業者	9 0	7 9	8 8	8 9	0.0	
(旧国内証券会社)	90	7 9	00	09	98	
金融商品取引業者	1 /	1 6	1 4	9	1.0	
(旧外国証券会社)	1.4	1 4 1 6		9	1 0	
合 計	104	9 5	102	98	108	

⁽注) 平成19年度は、43社(旧国内証券会社39社、旧外国証券会社4社)について証券取引所等と合同検査(複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法)を行った。(合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の合同検査件数は一致しない。)

(2) 特別会員

(単位:機関)

	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月
区 分	\sim	~	~	~	\sim
	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
都 市 銀 行 等	8	8	8	7	8
地 方 銀 行	2 2	1 9	2 2	18	2 3
第二地銀協地銀	18	1 4	1 6	18	1 6
信 用 金 庫 等	1 3	1 2	1 1	8	1 3
生命保険会社	5	4	4	7	3
損害保険会社	5	5	3	2	3
そ の 他	1	0	6	3	3
合 計	7 2	6 2	7 0	6 3	6 9

⁽注)「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関等を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」とは、短資会社、外国銀行、証券金融会社及び公社等である。

3-2 証券取引所の活動状況

1 検査 (考査) の実施状況

(東京証券取引所自主規制法人)

(単位:社)

	区 分	15年4月 ~ 16年3月	16年4月 ~ 17年3月	17年4月 ~ 18年3月	18年4月 ~ 19年3月	19年4月 ~ 20年3月
総合取引	金融商品取引業者 (旧国内証券会社)	3 9	3 9	3 1	3 6	3 4
参 加 者	金融商品取引業者 (旧外国証券会社)	7	9	6	7	5
国債	先物等取引参加者	0	0	0	3	3
	合 計	4 6	48	3 7	4 6	4 2

- (注1) 上記の計数は終了件数。
- (注2) 平成19年度は、33社(旧国内証券会社27社、旧外国証券会社6社)について日本証券業協会等と合同検査を行った。

(合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当法人と他の機関の合同検査件数は一致しない。)

(大阪証券取引所)

(単位:社)

	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月
区 分	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim
	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
金融商品取引業者(旧国内証券会社)	1 1	18	2 2	28	2 7
金融商品取引業者(旧外国証券会社)	5	5	6	3	5
合 計	1 6	2 3	2 8	3 1	3 2

- (注1) 上記の計数は終了件数。
- (注2) 平成19年度は、32社のうち、27社(旧国内証券会社22社、旧外国証券会社5社)について、日本証券業協会等と合同検査を行った。

(合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。)

(単位:社)

	16年12月13日	17年4月	18年4月	19年4月	
区 分	\sim	\sim	\sim	\sim	
	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	
金融商品取引業者	0	2 5	3 3	3 0	
(旧国内証券会社)	0 20		3.3		
金融商品取引業者	0	5	3	4	
(旧外国証券会社)	U	5	၁	4	
合 計	0	3 0	3 6	3 4	

- (注1) 上記の計数は終了件数。
- (注2) 平成19年度は、34社(旧国内証券会社30社、旧外国証券会社4社)について日本証券業協会等と合同検査を行った。

(合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の合同検査件数は一致しない。)

(注3) 日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所として市場開設業務を開始した。

2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位:件数)

	15	年4月	16 4	年4月	17 4	年4月	18 4	年4月	19 4	年4月
区 分		\sim		\sim		\sim	~		~	
	16	年3月	17 4	年3月	18 4	年3月	19 4	年3月	20 4	年3月
	調査件	数	調査件	数	調査件	数	調査件	数	調査件	数
		審査		審査		審査		審査		審査
		件数		件数		件数		件数		件数
価格形成に関する		2, 994		2, 337		1, 377		1, 315]	198 (注3)
もの		4 4		53		3 1		27		2 4
内部者取引に関す		9, 344		11, 668		8, 371		9, 972		8, 685
るもの		200		266		154		249		220
その他の観点		145		277		365		308		417
ての他の観点		1 6		11		5		7		9
A 14		12, 483		14, 282		10, 113		11, 595		9, 300
合 計		260		330		190		283		253

(注1) 上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。

(注2)「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

(注3) 平成19年度から、「価格形成に関するもの」に関する「調査」への抽出については、その 実効性を高めるため、より実質的な調査を行うこととして基準を変更した。

(大阪証券取引所)

(単位:件数)

		15	年4月	16 4	年4月	17 4	年4月	18 4	年4月	19 4	年4月	
			\sim		\sim		\sim		\sim		~	
		16	年3月	17年3月		18年3月		19年3月		20 4	年3月	
区	分	調	查件数	調	查件数	調	查件数	調	奎件数	調	查件数	
			審査		審査		審査		審査		審査	
			件数		件数		件数		件数		件数	
価格形成	はに関す		2, 164		2, 125		3, 043		2, 040		2, 243	
るもの			11		5		9		6		3	
内部者取	対引に関		2, 196		2, 007		1, 844		1, 805		2, 260	
するもの			11		16		17		2 5		50	
その研	の組占		0		0		0		0		0	
	その他の観点		0		0		0		0		0	
A	合 計		4, 360		4, 132		4, 887		3, 845		4, 503	
			2 2		2 1		26		31		53	

- (注1) 上記の件数は各期間に調査・審査が終了した件数。
- (注2)「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。

(単位:件数)

									`	<u> </u>	11 22 47
		15	年4月	16 4	年4月	17 4	年4月	18 4	年4月	19 4	年4月
E //		\sim		~		\sim	~		\sim		
	16	年3月	17 4	年3月	18 4	年3月	19 4	年3月	20 4	年3月	
区	分	調査件	数	調査件	数	調査件	数	調査件	数	調査件	数
			審査		審査		審査		審査		審査
			件数		件数		件数		件数		件数
価格形成	に関す		4, 101		5, 318		10, 507		25, 320		15, 733
るもの			6 1		9 4		7 9		6 6		3 6
内部者取	対に関		3, 026		2, 916		2, 988		3, 348		4, 311
するもの			4 5		7 6		109		116		99
スの仙	の組占		0		0		0		0		0
その他の観点		0		0		0		0		0	
	≑ L,		7, 126		8, 234		13, 495		28, 668		20, 044
合 計		106		170		188		182		135	

- (注1) 上記の件数のうち、調査に関しては各期間に終了した件数。平成19年3月以前の審査に関しては各期間に着手した件数、平成19年4月以降の審査に関しては終了した件数。
- (注2)「調査」とは、価格、売買高等の動向及び取引参加者の売買手口の状況等に関して初動的 な調査を行ったもの。「内部者取引に関するもの」については重要事実が公表された全銘 柄、「価格形成に関するもの」及び「その他の観点」については価格・売買高等に不自然 な形態が認められた銘柄等が対象。

「審査」とは、調査実施後、委託者の属性、売買執行状況等について更に詳細な分析を行ったもの。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

(注3) 上記のうち、平成16年12月12日以前の審査は、日本証券業協会が実施している(日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。)。

3-3 金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

(単位:社)

		15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月
	区 分	\sim	~	\sim	\sim	\sim
		16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
銀	行	1	1	1	0 (1)	1
金鬲	独商品取引業者	1 1	1 0	1 3	1 2 (67)	1 9 (20)
	旧証券会社	1 0	9	7	3 (23)	7 (13)
	商品先物会社	О	О	4	1 (8)	1
	先物専門会社	1	1	2	8 (36)	1 1 (7)
	その他	О	0	0	О	О
	合 計	1 2	1 1	1 4	1 2 (68)	2 0 (20)

- (注1)「その他」とは、信用金庫、系統金融機関及び短資会社である。
- (注2)()書きは、書類監査実施先数で外数である。
- (注3) 上記のうち平成17年度の3社(銀行1社、旧証券会社2社)、18年度の1社(旧証券会社)及び19年度の4社(銀行1社、旧証券会社3社)については東京金融取引所と合同検査を行った。

3-4 東京金融取引所の活動状況

考查実施状況

(単位:社)

区分	15年4月 ~	16年4月	17年4月 ~	18年4月 ~	19年4月 ~
	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月
銀行	2	5	3 (1)	2	5
金融商品取引業者 (旧証券会社)	7	15 (8)	13 (4)	12 (3)	10 (4)
短 資 会 社	0	0	О	0	0
その他	1	0	1	0	3
合 計	1 0	20 (8)	17 (5)	14 (3)	18 (4)

- (注1)「その他」とは、系統金融機関、信用金庫及び旧証券会社を除く金融商品取引業者である。
- (注2)()書きは、証拠金の分別管理状況に係る書類考査先の数である。
- (注3) 上記のうち平成17年度の3社(銀行1社、旧証券会社2社)、18年度の1社(旧証券会社1社)及び19年度の4社(銀行1社、旧証券会社3社)については、金融先物取引業協会と合同検査を行った。

[参考]

区分	分	15 年度末	16 年度末	17 年度末	18 年度末	19 年度末
金利先物等取参加者数	取引	6 7	6 8	6 6	6 4	6 5
為替証拠金取 参加者数	取引	_	ı	1 4	1 5	1 7

(注) 平成17年7月1日に取引所為替証拠金取引を開始した。

公正な市場の確立に向けて ~「市場の番人」としての今後の取組み~

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 〇 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1)機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則 調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ► その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在 化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ► また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視 の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ► 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1)包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立て ていきます。

(2) 課徴金制度の一層の活用

▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、 課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査 や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していき ます。

(5) グローバル化への対応

▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携 し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

~市場参加者の皆さんへ~

市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠です。証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていきましょう。

— 232 —

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(次の「2.検査対象先」に掲げる者。)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。)へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

2. 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第56条の2第1項、第194条 の7第2項第1号及び同条第3項)
- (2) 取引所取引許可業者(金融商品取引法第60条の11、第194条の7第 2項第2号及び同条第3項)
- (3) 特例業務届出者(金融商品取引法第63条第8項、第194条の7第3項)
- (4) 金融商品仲介業者(金融商品取引法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び同条第3項)
- (5) 認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第75条、第194条の7第 2項第4号及び同条第3項)
- (6) 認定金融商品取引業協会(「一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律」(平成 18 年法律第 48 号)施行前においては「公益法人金融商品 取引業協会」。金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号 及び同条第 3 項)
- (7) 投資者保護基金(金融商品取引法第79条の77、第194条の7第3項)
- (8) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第103条の4、第194条の7第3項)
- (9) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 6、 第 194 条の 7 第 3 項)
- (10) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第106条の16、第194条の7第3項)
- (11) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金融商品取引法第106条の20、

第194条の7第3項)

- (12) 金融商品取引所持株会社(金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 金融商品取引所(金融商品取引法第 151条、第 194条の7第2項第6号及び同条第3項)
- (14) 自主規制法人(金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)
- (15) 外国金融商品取引所(金融商品取引法第 155条の 9、第 194条の 7第 2項第 7号及び同条第 3項)
- (16) 金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 証券金融会社(金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第22条第1項、第225条第3項)
- (19) 投資法人の設立企画人等(投資信託及び投資法人に関する法律第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
- (20) 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (21) 投資法人の資産保管会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213条第3項、第225条第3項)
- (22) 投資法人の執行役員等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (23) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準 用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)
- (24) 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (25) 特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条 (第 217 条第 1 項)、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)
- (26) 保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、 第41条の2第2項)
- (27) 振替機関(社債等の振替に関する法律第20条第1項、第136条第2項)
- (28) その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象と されている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移転 防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証券監 視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留 意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、 特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- 口. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関 又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項(附則第 5 条により読替え))
 - (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

3. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、 常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等 に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査 業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を 慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金

融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

4. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。 以下同じ。)への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査 の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において、 必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施する など連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局(財務局等にあっては理財部又は財務部) 等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携 を図るものとする。

5. 自主規制機関との情報交換等

- (1) 認可金融商品取引業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。
- (2) 自主規制機関による検査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて 検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

2. 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査 の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

(2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的 に行う検査をいう。

3. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を 訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」とい う。)により行うものとする。

4. 検査予告

証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

5. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨 店検査着手日の前日とする。

6. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、 検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うも のとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査モニターの概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の 進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、 検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意 見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、 「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるもの とする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とする ものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対 して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

- ① 検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。
- ② 主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、 検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事 実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するか否か の検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との 関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。 さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理 上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により 検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努 めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記 録し、直ちに証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」 という。財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨を報告し、 指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

7. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、 検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求める ものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった 場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象 先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速 かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常 時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない 範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

8. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2つの方法により 実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ、実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長(以下「総務課長」という。)又は総務課長が指名する者とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。

口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、 検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任 者から意見聴取を行う。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

口. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から検査終了日(検査結果通知書交付日)の1月 後(検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日)までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

9. 講評等

- ① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。
- ② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査 対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うもの とする。

なお、証券検査課長(財務局等にあっては証券取引等監視官)が公益 又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場 合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況(以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨)を伝達する。
- ロ. 上記イ. のうち、意見相違となっている事項(以下「意見相違事項」 という。)を確認する。

- ③ 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- ④ 講評の際の出席者

イ. 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

口. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

⑤ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

10. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査に着手した時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
 - イ.確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者(検査対象先の代表者)の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

- ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。
- ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった 日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休 日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出

期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を 限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消 印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有 効とする。

- 二. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。
- ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて証券監視委において審理を行う。
- ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法 審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

11. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあっては財務局長等説明後速やかに)証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

12. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

- イ. 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、 原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ロ. 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、 公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は 控えることとする。

ハ. 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される 事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

(2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間中 (予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間)、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について

1. 趣旨等

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)は、平成19年5月15日のオー・エイチ・ティー株式(東証マザーズ上場。以下「本件銘柄」という。)の株価急落により、本件銘柄の信用取引を受託していた多数の証券会社において顧客から決済損金が入金されず、多額の立替金が発生したこと等から、立替金が発生した証券会社に対して報告徴求及び臨店検査を行い、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について検証を行った。

当委員会においては、従来より各社が内部管理態勢の強化に取り組む際の参考資料として、また、市場監視行政の透明性向上等の観点から検査指摘事例を定期的に公表しているが、本件については、今回検査を実施していない社においても、与信リスク管理態勢等に今回検査実施先と同様の問題がある可能性があり、これらの社を含む市場関係者の参考となるよう、その概要をすみやかに取りまとめ、公表することとした(なお、一部の社については、臨店検査は終了しているものの、現在検査結果を審査中であり、本報告は臨店検査において把握された問題点等を暫定的にとりまとめたものであることに留意願いたい)。

2. 検査実施先

本件銘柄の信用取引において立替金が発生したと認められる 31 社に報告を求め、 うち 19 社(委員会 10 社、財務局 9 社)に対して臨店検査を行った。

3. 検査結果の概要

- (1) 顧客管理態勢
 - ① 本人確認

各社とも、口座開設に当たって本人確認書類の受入れを適切に行っている。 しかしながら、一部の社において、顧客に対して転送不要郵便物を送付する手 続き等を行っていない事例が認められた。

② メールアドレス等による名寄せ

ほぼすべての社が、電子メールのアドレス等が同一である顧客口座の名寄せを定期的または口座開設時に行い、「なりすまし」の疑いのある口座を抽出している。しかしながら、本件関連口座以外の口座においてであるが、抽出された

口座について顧客本人への連絡等による本人の口座であることの確認が不徹底 のまま、取引が行われている事例が認められた。

③ 信用取引開始基準

- イ インターネット取引(以下「ネット取引」という。)の信用取引口座の開設 時において、高齢者等一定の基準に該当する者について、あるいはすべての 口座開設申込者に対して、電話ヒアリングを実施している社が多いが、多く の社で電話ヒアリングにおける質問が形式的なものとなっている。
- ロ 各社とも、ネット取引の信用取引開始時の書面審査において、信用取引の制度やリスク等を理解しているか等についての質問を行っているが、ほとんどの社において、その適切な回答がすべて「はい」となっている等形式的な審査となっている。他方、インターネット上の書面審査でその適切な回答がすべて「はい」とならない質問を行い、顧客の回答後、カスタマーセンターから電話により信用取引についての理解度を確認している社もあった。
- ハ 信用取引口座の開設時に、対面取引においては、自社での 1~6 か月の株式 取引経験を求めている一方で、ネット取引においては、自社での取引経験を 求めず、他社での取引経験年数の申告があれば開始できるものとなっている 社があった。

④ 取引開始後の顧客管理

- イ 本件関連顧客の取引開始後に、その取引状況等に不審を抱き電話ヒアリングを実施している社も多いが、顧客管理部門や売買管理部門が直接行うのではなくコールセンター等を経由して実施したものの、具体的な指示を行わなかったことから、買付け理由等の形式的な質問しか行っていない社があった。
- ロ 売買審査においてグループ性が強く疑われたこと等から、本件関連顧客の 面談を実施している社もあるが、当該顧客全員から本人の取引であるとの回 答があり、借名取引と断定することができなかった。

(備考)

今回の検査においては、顧客管理態勢の検証の一環として、疑わしい取引の届 出に係る態勢整備の状況及び反社会的勢力への対応状況についても併せて検証を 行った。

A 疑わしい取引の届出

- ① 疑わしい取引の届出については、各社の届出に係る判断基準に相当のバラッキがあり、また、届出件数等についても大きな差異が認められた。
- ② 今回の検査実施先のうち、本件関連口座または本件銘柄に対して立替金発生前に売買審査においてグループ性が疑われたこと等から新規信用取引停止等の措置を講じていたにもかかわらず、本件関連口座の疑わしい取引の届出が立替金の発生後となっていた社があったほか、検査基準日(検査着手日の前日)時点で本件関連口座について届出を行っていない社もあった。

また、本件関連口座以外ではほとんど届出を行っていない社も多い。当該届出をテロ、麻薬、暴力団等に関するものについてのみ行うものと理解している社があった。

B 反社会的勢力への対応

- ① 反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元管理を行う態勢が十分整備されていない社が認められた。今回の検査実施先の中には、反社会的勢力に関する情報収集を全く行っていない社もあった。
- ② 反社会的勢力との取引を防止するために、口座開設時または定期的にデータベースに基づくチェックを十分行っていない社が認められた。今回の検査実施先の中には、口座開設時に反社会的勢力のチェックを全く行っていない社もあった。

(2) 与信リスク管理態勢

本件については、今回検査を実施したほぼすべての社において、売買審査部門や外部からの情報等に基づき、本件関連口座または本件銘柄について立替金発生前に新規信用取引停止等の措置を講じているが、その実施時期には相当のバラツキが見られる。

本件の場合、本件関連顧客が、各社の上記新規信用取引停止等の措置に応じて取引する証券会社を移動させており、また、各社の措置の内容がそれぞれ異なること等から、当該措置の実施時期だけをもって与信リスク管理態勢等の適切性を判断することはできないが、一部の証券会社は、与信リスク管理態勢等に軽微でない弱点があったために、当該措置の実施が遅れてしまったと認められる。新規信用取引停止措置等の社内運用ルールが明確化されていなかった社も多い。

① 一般信用取引

イ 早期に新規信用取引停止等の措置を講じていた社においても立替金が発生 している原因のひとつが、本件関連顧客が一般信用取引を利用していたため、 既存ポジションを減少させることが困難であったことである。今回立替金が 発生した社の中には一般信用取引において発生した社がかなりある。

- ロ 今回の検査実施先の中には、一般信用取引のリスク特性に留意した与信リスク管理が不十分であったと認識し、一般信用取引に対する代用有価証券に係る規制等の改善策を実施している社があった。
- ハ なお、早期に新規信用取引停止等の措置を講じた社の中には、本件銘柄の 新規信用取引を停止したこと等から本件銘柄の信用取引はゼロであったもの の、本件銘柄を代用有価証券として受け入れていたため立替金が発生した社 があり、ある社はその改善策として、流動性等を加味して代用有価証券の掛 け目を変更する社内ルールを整備している。

② 新興市場等の流動性リスク

- イ 今回の検査実施先の中には、自己資本規制比率に基づく信用取引残高総額の管理と、委託保証金(追証)管理の観点からの口座管理以外は、顧客毎の建玉限度額の設定のみで、それ以上特段の与信リスク管理を行っていなかった社が多い。
- ロ しかしながら、今回明らかになったのは、流動性リスク等如何によっては、 信用取引に係る与信リスクがかなり大きなものとなることであり、今回の検 査実施先の中には、流動性リスク等に留意した与信リスク管理が不十分であ ったと認識し、改善策を実施・検討している社が多い。また銘柄別管理を新 たに導入した社もあった。

③ 「2 階建て取引」

イ 代用有価証券と建玉とが同一銘柄であるいわゆる「2階建て取引」が、今回 立替金が発生した口座の中にはかなりあった。その多くが、当初委託保証金 として現金を預託していたものの、当該保証金により建玉を現引きし、代用 有価証券として入庫したことから、事後的に「2階建て取引」となったものであった。

このことが、急激な株価の下落に対応するため建玉の処分を開始したものの、株価の下落により建玉及び代用有価証券の評価額の下落が同時に発生し、 多額の立替金の発生に結びついたものと考えられる。

ロ 「2 階建て取引」に対する与信リスク管理のあり方については、各社の与信 リスク管理態勢全体の中で議論する必要があるが、今回の検査実施先の中に は、株価急落時の「2階建て取引」のリスク特性に留意した与信リスク管理が 不十分であったと認識し、改善策を実施・検討している社があった。

④ 対面取引とネット取引

- イ 今回立替金の発生した口座のほとんどがネット取引口座であったが、ネット取引を取り扱う証券会社においては、平成 15 年 6 月 30 日の当委員会の建議にもあるように、対面取引とは異なる、インターネットの非対面性という特性に配慮した顧客管理態勢や与信リスク管理態勢を構築する必要があると考えられる。
- ロ しかしながら、今回の検査実施先の中には、対面取引においては原則「2階建て取引」を認めていないが、ネット取引においては認めている社があった。また、ネット取引の建玉限度額を対面取引より大きく設定している社もあった。更に、信用取引開始基準等において、ネット取引について対面取引より緩和されたものとなっている社も多い。

⑤ 顧客管理部門や売買管理部門とリスク管理部門の連携

- イ 本件に対する対応が遅れた社の中には、顧客管理部門や売買管理部門がリスク管理部門に対して取引の状況等の情報を伝達していなかった、あるいはリスク管理部門がそうした情報をリスク管理に反映させていなかった社が認められた。今回の検査実施先の中には、この点を与信リスク管理上不十分であった点として認識し、改善策を実施・検討している社も多い。
- ロ なお、今回多額の立替金を発生させた社の中には、売買審査において高い 売買関与率により複数回抽出されていたにも関わらず、それを看過していた 事例があった。

⑥ 業界内における情報の共有化

- イ 今回の検査実施先のうち早期に本件銘柄等に対応した社の多くは、同業他 社の対応状況に関する情報、東京証券取引所からの照会等を契機として、新 規信用取引停止等の措置を講じている。
- ロ 本件のような、ネット取引の非対面性等を悪用し、多数の証券会社において多数の借名口座を開設する不公正取引に対応するためには、個人情報の保護に留意した上で業界内の情報交換や共同データベースの構築、証券取引所による迅速かつ横断的な情報提供等による業界内における情報の共有化が必要と考えられる。

4. 今後の検査

- (1) 今回の検査においては、上記のような問題点が認められたものの、以下の点を 考慮し、各社に対する具体的な問題点の指摘は、内部管理態勢に明らかに問題の 認められた一部のケースに留めることとした。
 - ① 今回の検査は、顧客管理や与信リスク管理といった態勢面に重点をおいて横断的に実施した初めての検査である。
 - ② 本件を踏まえ、既に各社において、また業界内においても、改善策が実施あるいは検討されている。
 - ③ 顧客管理態勢や与信リスク管理態勢については、各社の規模・特性等に応じて整備される必要があること等から、何がミニマム・スタンダードであり、ベスト・プラクティスであるかについての判断基準が必ずしもまだ確立してない。
- (2) しかしながら、一部の証券会社においては、与信リスク管理態勢等に軽微でない弱点があったために、多額の立替金を発生させたと認められる。また、各社が 実施・検討している改善策の有効性や実効性について今後検証する必要がある。

他方、疑わしい取引の届出や反社会的勢力への対応については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針や金融商品取引業者等検査マニュアル等において規定の整備が図られている。また、自主規制機関においても、日本証券業協会が、本件銘柄の信用取引に係る会員の対応状況を踏まえ、昨年 12 月に与信リスク管理態勢等の留意事項を取りまとめ会員に通知している。東京証券取引所も、昨年 6 月及び 10 月に信用取引に係るガイドラインを見直し、日々公表銘柄のうち信用取引残高が継続的に増加している銘柄を取引参加者及び投資家に対して周知すること等としている。各証券会社においては、こうした取組み等に対応して、与信リスク管理態勢等を再度自己点検し、各社の規模・特性等に応じた管理態勢を整備していく必要があると考えられる。

従って、当委員会としては、今後、各社や自主規制機関との対話を重ね、与信リスク管理態勢等のあり方についての認識の共有化に努めるとともに、各社の与信リスク管理態勢等に軽微でない問題点があり、その業務の適切性や財務の健全性に対する影響が認められる場合には、必要に応じ、検査を通じてその改善を促していくこととしたい。

外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について

1. 趣旨等

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、昨年8月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変や外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う金融商品取引業者の破綻を踏まえ、特に、昨年11月以降、FX取引を取り扱う金融商品取引業者に対し重点的に検査を実施してきたところである。

- (1) 今般の検査においては、特に、FX 取引業者の不健全な財務状況や区分管理 (顧客から預託を受けた保証金等を自己の固有財産と区分して管理すること) の不徹底が、投資者の損害に繋がる可能性が高いことから、証券監視委は、FX 取引業者の財務の健全性やリスク管理態勢について重点的に検証を行った。
- (2) 検査の結果、証券監視委は、
 - 自己資本規制比率を嵩上げし登録を受ける等不正又は著しく不当な行為を 行い、その情状が特に重いと認められたこと、
 - 財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれが認められたこと、
 - 顧客から預託を受けた保証金等について自己の固有財産と区分して管理していない状況(区分管理違反)が認められたこと、
 - 自己資本規制比率が 120 パーセントを下回っている状況及び純財産額が最 低純財産額である 5,000 万円に満たない状況が認められたこと、
 - ・ 区分管理違反及び自己資本規制比率について当局に虚偽の届出を行ったこと、
 - システムリスク管理態勢が極めて杜撰であることが認められたこと、
 - ・ 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の 意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為が認められたこと、 から、行政処分を求める勧告をそれぞれ行っている。

なお、区分管理違反については、顧客が預託した保証金等が適切に区分管理されず、預託された保証金等が業者によって費消されているという状況も把握された。

(3)以上の検査結果を踏まえ、業者の個々の問題を明らかにするだけでなく、業態に共通する問題を明らかにすることによって、広く投資者に注意喚起する必要があると考え、FX取引業者に対する検査結果の概要を取りまとめ、公表することとした(なお、一部の業者については、現在も検査を続行中であり、本報告はこれまでの重点検査において把握された問題点等を暫定的に取りまとめたものであることに留意する必要がある)。

2. 検査実施先

73 社(委員会 5 社、関東財務局 49 社、近畿財務局 7 社、東海財務局 7 社、福岡 財務支局 3 社、北陸財務局 1 社、北海道財務局 1 社)に対して臨店検査を行った(平 成 20 年 6 月末現在)。

なお、検査先には、FX取引専業業者のみならず、旧金融先物取引業を兼業している証券会社も含まれている。

このうち 7 社については前述の重大な問題が認められたこと等から行政処分を求める勧告を行ったが、その他に 32 社に対して自己資本規制比率の算出誤りやシステム管理態勢の問題が見られたこと等から問題点の指摘を行っている。これらの業者のうち、ほとんどの業者からは今回の検査結果を踏まえた改善報告が既に提出されており、多くの業者において改善策が既に実施されている。

(参考)

FX 取引を取扱う金融商品取引業者	126 社(注 1)
検査着手件数	73 社
勧告件数	7 社
その他問題が認められた業者の件数	32 社

(注1)金融庁監督局証券課がアンケート調査対象とした業者数(なお、アンケート調査結果については、平成19年12月7日公表)。

(注2) それ以外は平成20年6月末現在の数字。

3. 検査結果の概要

(1)区分管理に係る内部管理態勢

顧客から預託を受けた保証金等(委託証拠金等)について自己の固有財産と区分して管理する方法として、預貯金(当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)、金銭信託(当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)又はカバー取引(注)先への預託等が定められている。

(注)カバー取引とは、一般に、業者が、顧客との取引により発生し得る損失を減少させるために、他の業者等(カバー取引先)を相手方として行う取引である。

FX 取引においては、他の業者等 (カバー取引先) に顧客から預託を受けた保証金を差し入れ、レバレッジの効いたカバー取引を行い、リスク移転することにより、顧客に高いレバレッジ取引を提供できるという要素もある。

① カバー取引先への預託に係る問題点

カバー取引先への預託によって顧客からの保証金等が管理される場合でありながら、実際には、同一の口座で FX 取引業者自身の保証金等と渾然一体となっており、顧客からの保証金等の額を把握しておらず、自己の固有財産と

顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。

これらの中には、顧客から預託を受けた保証金等が、当該業者の社長の友人への貸付に流用されている事例、当該業者の社長への貸付金、従業員への給与等に流用されている事例、特定の顧客の損失を穴埋めするために他の顧客の保証金等を充当している事例といった極めて杜撰な管理の状況が認められた。

また、カバー取引先に預託していた顧客の保証金等を基に、自己勘定取引 (カバー取引を除く。以下同じ。)を開始したが、当該取引に失敗し、別のカ バー取引先に預託していた顧客の保証金等を基に新たな自己勘定取引を開始 したものの、昨年8月の外国為替相場の急変により損失を拡大させた結果、 顧客から預託を受けた保証金等を費消するなどした事例が認められた。

ある業者においては、こうした損失の発覚をおそれて、架空売買により、 顧客の口座へ損失を付け替え、当社損失の隠蔽を図ったといった事例が認め られた。

他方、自己勘定取引を行っているものの、カバー取引と自己勘定取引の発注先を別にすることにより、自己と顧客の財産を適切に区分している業者もあった。

② 金銭信託に係る問題点

既に改善されてはいるが、顧客から預託を受けた保証金等を全額金銭信託しているとしているものの、当該金銭信託契約には、業者がカバー取引先との間で行うスワップ及びデリバティブ取引に係る債務についての保証が含まれ、業者が自己勘定取引で損失を被った場合にも、顧客の保証金等が上記保証債務に充当され得ることとなっているなど、信託財産が完全に保全されているとは認められない契約となっていた事例が認められた。

また、FX 取引の勧誘に際し、ホームページ等において、顧客から預託を受けた保証金等のごく一部を信託しているだけにもかかわらず、すべて信託により保全されているかのような事実と異なる表示をしている業者が認められた。

(2) 財務状況の把握・検証態勢

検査の結果、自己資本規制比率の算出が担当者任せとなっており、その検証 態勢が構築されておらず、社内監査も機能していない業者が多く認められた。

① 自己資本規制比率に係る問題点

ある業者においては、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る保証

金等の一部を、リスクウェイトの低い国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することにより、実際よりも過大となる虚偽の自己資本規制比率を算出し、当局へ届け出ているという悪質な事例が認められた。

また、そもそも自己資本規制比率の算出に係る社内規程すら制定していないこと、担当者の法令、算出方法等に対する理解が不足していること、及び社内のチェック態勢が機能していないこと等から、誤った自己資本規制比率を算出している事例が多く認められた。

さらに、自己資本規制比率の算出を業務委託先に任せていたが、当該業務委託先の担当者の法令に対する理解が不十分であった上に、自社の管理部においても当該業務委託先が算出した自己資本規制比率について十分な検証を行っていないことによる自己資本規制比率の算出誤りが認められた。

② 純財産額に係る問題点

経理処理を適切に行える人材がおらず、また経理を委ねられていた担当役員が資産の過大計上や負債の過小計上といった不適正な経理処理を行っていたことから、純財産額が最低純財産額(5,000万円)に満たない状況となっている業者が認められた。

その他、純財産額が資本金の額に満たない状況となっているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていない事例が認められた。

③ 社内監査に係る問題点

監査役が非常勤で十分な牽制機能が働いていない業者、そもそも業務監査 を実施した実績のない業者、及び監査役が商品先物取引の営業を兼職してお り、その上、社内監査規程すら定めていない業者が認められた。

(3) FX 取引に係るリスク管理態勢

① ロスカットルールの運用に係る問題点

ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、ロスカットルールの適切な運用が極めて重要である。

ある業者は、FX 取引に係る約款上、顧客の未決済建玉の評価損が取引保証金の額の一定額を超えた場合において、当該顧客が所定の期日までに追加保

証金を入金しないときは、当該業者が反対取引により決済できるというロスカットルールを定めているにもかかわらず、昨年 8 月の外国為替相場の急変時に、顧客に対するリスク管理について何ら検討することなく、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予している事例が認められた。

さらに、ロスカットルールを設けていなかったため、一部の顧客の損失を 拡大させた業者が認められた。

他方、カバー取引において追加保証金が発生した場合に、顧客からの追加保証金が入ったものの、夜間でカバー取引先に対する振込みができない場合などには、カバー先がロスカットを実行するまでに、ある程度の時間的猶予が与えられている業者があったほか、急激な相場変動に伴ってカバー取引に係るポジションが強制決済されないよう、カバー取引先に対する保証金等について、5円程度の為替変動に耐えられる額を差し入れている業者があった。

また、大幅な相場変動の際、顧客及びカバー取引先との決済が円滑に行われないような場合に備えて、銀行からの借入枠を確保し、流動性の確保に努めている業者があった。

② 自己勘定取引を行っている業者のリスク管理態勢に係る問題点

自己勘定取引を行っている業者のうち、社内規程において発注リミットやポジションリミットを設けている業者がある一方で、発注に際し、口頭で事前に社長の了解を得るのみで、発注リミット等を設けていない業者が認められた。

③ その他の問題点

リスク管理規程において、「取締役会は、リスク管理に関する基本方針や適切なリスク管理態勢を構築すること」と規定しているにもかかわらず、これらの措置を全く講じていない業者が認められた。

(4) システムリスク管理態勢

FX 取引業者の業務を円滑に遂行していく上で、適切な受発注取引システムの構築並びに維持管理は不可欠な課題である。

しかしながら、システムリスク管理態勢について、以下のように極めて杜撰 な業者が認められた。

具体的には、

・ システムリスク管理の基本方針及び具体的な基準を定めておらず、適切 なリスク管理態勢が確立されていない、

- 金融先物取引業登録以降、システム監査を一度も行っていない、
- システム障害発生時における顧客への対応手順を定めていない、
- プログラム不備に起因すると考えられるシステム障害に際し、その原因 分析を行っておらず、抜本的な改善が図られていない、
- ・ サーバーを過負荷となった状態のまま長期間放置しており、これに起因 するシステム障害が複数回発生している、
- ・ 為替レート配信元による異常レートの配信が多数回発生しているにもかかわらず、配信元に対し具体的な改善策の提示を要請することなく放置し、 根本的解決を図っていない、

といった状況であった。

対顧客との取引では、システムのプログラムミス等に起因して発生した、顧客へのレート配信の不具合、注文処理の遅延、約定すべき指値注文の未約定、ロスカットの誤作動、サーバーダウンによる障害、及び異常レートでの約定等のシステム障害が認められた。このうち、当局に対し適切に報告を行っていない事例も多く認められた。

しかしながら、これらの業者のほとんどが、その後システムプログラムの改善、サーバー台数の増加による受注能力の向上等の一定の対応策を図っている。 また、対顧客との取引において、誤ったロスカット処理や注文処理、及び異常レートにより注文が約定された結果、損失を被った顧客に対して損失を補てんしている業者があったが、これを当局に届け出ていない事例が多く認められた。

さらに、異常レートによる約定により損失を被り、苦情を申し立ててきた一部の顧客に対しては損失の補てんに応じていたものの、その他の顧客は放置している業者が認められた。

カバー取引先との取引においては、昨年 8 月の外国為替相場の急変時に、カバー取引先のシステムで一時的にシステムダウンが発生、気配提示がなされない、カバー取引先からのレートの配信が不安定になる事例等が認められている。

他方、システム障害によりカバー取引ができなくなった場合には、取引 (注文) を行わないことを顧客との約款で明記している業者があった。

(5) その他

① 顧客の課税免脱に加担する行為等

ある業者においては、FX 取引により大きな収益を上げている顧客がいたことから、当該顧客の税金対策、さらには顧客との取引拡大や当社の手数料収入の向上につなげる目的で、顧客が売買損を発生させたような取引を装い、

当該顧客の口座から海外居住者口座等に委託証拠金等を資金移転のうえ、移転先口座で FX 取引を行う取引一任勘定取引契約の締結を行った事例が認められた。

② 本人確認に係る顧客管理態勢

口座開設に当たり、運転免許証の写し等の本人確認書類の送付は受け入れているものの、顧客等又は代表者等の住居にあてて、取引に係る文書を書留郵便等による転送不要郵便等として送付していない事例が多く認められた。 また、本人確認記録を作成していない業者も認められた。

4. 今後の方針

このように、証券監視委及び財務局は、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し検査を行う、いわゆる「テーマ別検査」の一環として、これまで約半年間にわたり FX 取引業者に対し、重点的に検査を実施してきたところである。

今般の検査を通じて、相当数の FX 取引業者において、程度の差はあれ、法令違反等の事実が認められた。その中で明らかになってきたことは、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引(いわゆる高レバレッジ取引)を行うことができるという FX 取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要であるということである。その場合に留意すべき点としては、次のような事柄があげられる。

- (1)顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという FX 取引の特性等から、相場急変時には顧客のロスカットルールが適切に機能する かどうかが極めて重要なポイントとなる。仮に、適切に機能しないとすれば、 対象顧客はもちろん当該業者にも損害が及ぶおそれが高く、ひいては顧客全体 にも損害が及ぶおそれがある。このような観点から所定のロスカットルールが 適切に機能するか、そのためのシステムが円滑に作動するかどうかの検証が不可欠である。
- (2) FX 取引業者が顧客取引とは別に自己勘定取引を行っている事例が見られるが、これについても、相場急変時において、顧客から預託されている保証金等に損害を与えるリスクがある。顧客から預託されている保証金等は、法令上区分管理が義務付けられているため、区分管理を徹底し、実効性が確保されているか検証する必要がある。
- (3) 検査において、相当数の FX 取引業者において、法令等遵守意識に問題が認められた。これについての意識の徹底に努める必要があることから、検査を行う際には、証券監視委及び財務局として、今後も引き続き重点事項として検証していくこととする。

投資者サイドにおいては、FX 取引の高レバレッジという特性に鑑み、各業者の口

スカットルールや FX 取引の商品性等を含め、FX 取引業者についての情報をできる限り収集し、信頼できる FX 取引業者であるか否かを注意深く判断していただくことが重要と思われる。

証券監視委としては、今後の検査において、引き続き、このような問題点を重点 事項とする一方で、FX 取引の制度並びに運営上の問題でもあり、引き続き、金融庁 関係部局等との連携を通じて、市場に対する投資者の信頼の保持に努めてまいりた いと考えている。

以上

〇 証券検査に関する「よくある質問」

証券監視委が実施する証券検査に関し、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」を以下のとおりQ&A形式で取りまとめましたので、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から、これを公表することとします。

なお、今後寄せられる質問についても、公表が適当と判断した場合には、本Q&Aに随時 追加することとします。

Q (質問)

1. 検査対象となる業者によって検査周期が 大幅に異なっているケースがあります。ど のような基準で検査先を選定しているの ですか。

A (回答)

平成17年7月の検査権限の一元化(証券会社の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社、投資顧問業者等に対する検査権限を金融庁から証券監視委に移管。)及び平成19年9月の金融商品取引法の全面施行等に伴い、証券監視委の検査権限が大幅に拡大されました。

これに対応するために、証券監視委では、 平成 19 事務年度の証券検査基本方針(平成 19 年 7 月公表)に記載しているとおり、機動 的かつ効率的な検査を実施する観点から、市 場動向等に関心をもって情報収集・分析を行 うと同時に、検査対象先の市場における位置 付けや抱えている問題点(投資者又は市場で 影響を与える将来顕在化が想定される各種 リスク(法令違反の蓋然性や財務の健全性の ほか、経営管理態勢、内部管理態勢及びリス ク管理態勢等))など各種情報・資料を総合的 に勘案することにより、検査周期にとらわれ ることなく検査の優先度を判断し、検査対象 先を弾力的に選定しています。

なお、検査日数についても、業者によって 大幅に異なっているケースがありますが、これは、検査対象先の規模や業務内容等のほか、検査で把握した事実の分析や問題点の原 因究明等に要する時間が異なることによる ものとご理解願います。

2. テーマ別検査とは、どのような検査なのですか。

証券監視委では、検査事務年度ごとに自ら が行う証券検査を計画的に実施・管理するた

め、検査の重点項目を定めた証券検査基本方 針を策定しています。

平成 19 事務年度の証券検査基本方針においては、検査を実施する上での基本的考え方として、以下を掲げています。

- (1) 常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行う。
- (2)検査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査を行う。

さらに、こうした考え方に基づき、平成 19 事務年度の証券検査基本方針として、機動的 かつ効率的な検査を実施する観点から、投資 者又は市場に影響を与える将来顕在化が想 定される各種リスクの程度を勘案した検査 計画を策定するとともに、市場をめぐる問題 や関心事項について横断的なテーマを選定 し、共通の問題がある検査対象先に対して、 いわゆる「テーマ別検査」を行うこととして います。

平成20年2月8日に公表した「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」は、まさにこのテーマ別検査の一環であり、平成19年5月のオー・エイチ・ティー株式の株価急落により、本銘柄の信用取引を受託していた結果、多額の立替金が発生した証券会社に対して、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について横断的に検証を行ったものです。

今後も、このようなテーマ別検査は、証券 検査の中で重要な位置を占めるものと考え られます。

3. 証券監視委が検査を無予告で実施するのは何故ですか。

証券監視委の検査を無予告で行う場合、検査に必要となる資料や検査会場の準備、代表者や責任者等の出張予定など、検査対象先である金融商品取引業者等の受検準備が整わないことが考えられます。

他方、検査を予告して行う場合、このよう

な検査に対する受検準備に必要な時間は確保されますが、検査対象先の実態を的確に把握できなくなるおそれもあり、結果として、検査忌避や検査妨害といった大きな問題に発展するおそれがあります。

証券監視委では、これら検査の効率性と実 効性を比較、検討した結果、金融商品取引業 者等に対する検査に際しては、現時点では、 原則として無予告で実施することが適当と 判断しています。

4. 証券監視委による検査は、金融商品取引業者等検査マニュアルどおりの検査を行うことになるのですか。

検査マニュアルは、検査官の検査の手引書と位置付けており、検査に際して活用することとしています。しかしながら、証券監視委の検査対象となる金融商品取引業者等は、業務内容、組織、規模等が様々であり、これにより必要となる管理態勢等も大きく異なることから、検査マニュアルに記載した確認項目を機械的、画一的に検証するような検査は行わないこととしています。

検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握するうえで有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。

5. 検査モニターで出された意見は、どのように活用しているのですか。

検査モニターは、検査官の検査手法等について、検査対象先を訪問して意見を伺うというもので、原則として、実施することとしています。

証券監視委では、いただいた意見を踏まえ、主任検査官へ必要な指示を行うとともに、検査官への教育・研修や検査手法等に取り入れることで、今後の証券監視委の検査活動に役立てることとしています。

なお、検査モニターで意見をいただいたことで、当該検査対象先のその後の検査に影響が出るということはありません。

6. 検査官との意見相違事項に関し意見申出 を行った場合、どのように処理しているの ですか。

証券監視委の検査は、対話を重視することにより検査対象先との認識を一致させるよう努めているところですが、仮に、検査対象 先と検査官の間に意見相違が生じた場合、検査官の意見が一方的に検査結果に反映されてしまうことを防止するため、意見申出制度を導入しています。

申出のあった意見は、中立的かつ公正な処理を行うために、検査担当部署である証券検査課とは別の部署でその内容を精査、調査して委員会に諮ることとなります。

委員会では、検査対象先からの意見を公正 な立場で審理し、その結果を検査結果通知書 に反映させて検査対象先に通知することと なります。

7. 証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁 長官に対して、どのような判断基準によっ て行政処分を求める勧告を行うのですか。 行政処分を求める勧告は、金融庁設置法に基づき証券監視委に付与された権限ですが、証券監視委が勧告を行うか否かについては、個々の事案の重大性や悪質性に加え、当該行為の背景となった経営管理態勢や業務運営態勢の適切性等を総合的に勘案して判断することとしています。

具体的には、

- ① 違反した法令等の保護法益の重要性
- ② 行為又は状況等の悪質性
 - ア 行為の態様
 - イ 被害の程度
 - ウ 件数・期間・反復性
 - エ 反社会的勢力の関与
 - オ 行為者·関与者の認識、地位、隠蔽の 有無
- ③ 当該行為の背景となった内部管理態勢 の適切性

等を総合的に勘案しています。

当該勧告の判断要素は、金融庁が公表している「行政処分の基準」と整合性のあるものと考えています。

なお、最近の勧告及び指摘事例について

8. 金融商品取引法第51条(登録金融機関にあっては同法第51条の2)は、どのような判断基準によって適用するのですか。

は、証券監視委のホームページで公表しています。

金融商品取引法第 51 条 (登録金融機関に あっては同法第 51 条の2)を適用する場合 においても、証券監視委では勧告を伴うこと となるため、基本的に勧告の判断要素を勘案 して判断することとなります。

しかし、本条文では、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」とされ、個々の行為が法令違反に該当することを行政処分の発動要件としていません。このため、勧告の判断要素のうち、「違反した法令等の保護法益の重要性」の判断については、金融商品取引法の目的、制度趣旨に照らした判断を行うこととなり、将来リスクの顕在化の可能性や内部管理態勢等の適切性も判断要素となります。

なお、当面は、個別の判断を行うに当たり、 対象となる金融商品取引業者等に対し、具体 的・詳細な説明に努めることとし、将来的に は、本条文の発動に関する包括的な考え方を 整理し公表したいと考えています。

9. 検査結果通知書に記載されない事項については、証券監視委が検査で把握しなかった事項又は検査で把握した問題であっても不適切ではなかったものと理解してよいのでしょうか。

証券監視委では、限られた時間と人的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところですが、検査対象先の全ての業務内容等を検証できるものではなく、検査で把握できない問題点もあり得ると考えられます。

したがって、検査で把握できなかったものについて、証券監視委が適切であると認定するものではないことをご理解願います。

なお、当該問題を次回以降の検査等で把握 した場合には、証券監視委があらためて不適 切であると認定することも考えられます。

また、検査で把握した問題点については、 勧告の判断要素(上記7.①~③)に記載し た事項も踏まえつつ検査結果通知書への記 載の必要性を検討することとしており、軽微

なもの等については指摘を見送ることも考えられます。このような事案については、証券監視委が適切であったとの認定を行ったものではなく、あくまで、不適切ではあるものの、金融商品取引業者等の自主的な努力による改善が期待できると判断し指摘を見送るものです。このため、状況の変化や新たな事実を把握した場合には、次回以降の検査等であらためて指摘することも考えられ、改善に向けた自助努力を怠ることのないようにしていただきたいと思います。

10. 証券監視委では、証券検査に関する質問 や意見を受け付けてもらえるのでしょう か。

証券監視委では、検査対象先から検査手法 等に関する意見を受け付けるための検査モニター制度を導入しており、証券監視委の幹部が検査対象先を訪問して直接意見を伺う「意見徴収」と、電子メールで意見を受け付ける「意見受付」の2通りの方法で実施しております。

このほかにも、検査対象先となる金融商品取引業者等との様々な対話の場を通じて質問や意見を受け付けておりますが、個々の業者からのみならず、加入する自主規制機関等の団体を通じた質問や意見も受け付けております。

金融商品取引法における課徴金事例集

平成20年6月 証券取引等監視委員会事務局

はじめに

この事例集は、平成 17 年 4 月の課徴金制度導入以降、平成 20 年 5 月までに課徴金納付命令が決定され、決定取消しの訴えの期間が経過した 36 事例・52 件(不公正取引に係るもの 23 事例・39 件、開示書類の虚偽記載に係るもの 13 事例・件)について、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、その概要を取りまとめたものである。

具体的な事例は、不公正取引に係るもの(268ページ~305ページ)、開示書類の虚偽 記載に係るもの(308ページ~332ページ)をそれぞれ掲載している。

平成 20 年 6 月 証券取引等監視委員会事務局

I. 不公正取引に係る事例

上場会社A社の社員である違反行為者らは、A社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社A社の社員(非役員) 株式、文書、広報等の事務に従事

違反行為者② 上場会社A社の社員(非役員)

経理等の事務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

転換社債型新株予約権付社債の募集(法第166条第2項第1号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

8月11日 常務以上の役員及び常勤監査役が出席する常務会において決定 (重要事実に係る取締役会決議は8月25日であるが、実質的な決定機関・決定時期 は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

11 月 9 日午後 3 時 30 分 公表 (T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者①及び②は、いずれも、9月5日午前、A社において本件社債の発行準備に携わる実務担当者に選ばれ、そのキックオフミーティングにおいて、A社役員から当該重要事実を伝えられた。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 11月6日にA社の株券200株を54万円で売付け

違反行為者② 9月5日午後にA社の株券合計1,000株を総額306万6,000円で 売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 4万円

違反行為者② 58万円

8. その他

違反行為者①及び②は、いずれも、社員持株会から引き出して証券口座に入庫して いた株券を売付け

上場会社A社の役員である違反行為者は、A社が転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者 上場会社 A 社の役員

2. 重要事実等(適用条文)

転換社債型新株予約権付社債の募集(法第166条第2項第1号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月25日 A社社長により決定(A社社長が証券会社との打合わせの際に、発行方法、発行総額及び発行期日を決定し、その発行に向けて具体的な 準備作業にとりかかることとした。)

(重要事実に係る取締役会決議は7月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

7月20日午後4時30分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、5月25日、前記3.の証券会社との打合わせに同席した際に、A 社社長が新株予約権付社債の発行について発言するのを聞いて、当該重要事実を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

5月30日及び6月1日にA社の株券合計48株を総額470万8,800円で売付け

7. 課徴金額

5 3 万円

8. その他

持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

B社(違反行為者)の役員は、B社と業務提携契約を締結している上場会社A社がB 社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知 り、B社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社と業務提携契約を締結している会社(B社)

2. 重要事実等(適用条文)

株式の発行(法第166条第2項第1号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 10 月 4 日 A 社社長及び専務により決定(C銀行の同意を条件にB社に対して第三者割当による株式の発行を行う方針であったところ、C銀行の同意を得た。)

(重要事実に係る取締役会決議は1月6日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

1月6日午後3時40分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

B社の役員は、前年10月18日、かねてから業務提携契約の履行の一環として両社間で検討中であったA社によるB社への第三者割当による株式の発行について、A社の社長及び専務から、これを実行したい旨伝えられて、当該重要事実を知った。(法第166条第1項第4号)

6. 違反行為者の取引

B社の役員は、B社の計算において、前年 11 月 7 日に A社の株券 8,000 株を 316 万円で買い付けた。

7. 課徴金額

3 9 万円

上場会社A社の契約締結先のB社社員(違反行為者①)及びその友人(違反行為者②)は、A社が第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社の契約締結先 B 社の社員(非役員) 品質管理・技術指導等を行う管理職

違反行為者② 違反行為者①の友人

2. 重要事実等(適用条文)

株式の発行(法第166条第2項第1号イ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年 12 月 23 日まで 社長及び常務取締役 2 人から成る 3 人の合議で決定 (重要事実に係る取締役会決議は 7 月 7 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は 上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

7月7日午後3時頃 公表(T Dnet)

- 5. 重要事実等の伝達(適用条文)
 - 違反行為者① 2月4日、A社とB社の間の取引基本契約に基づき、その履行に 関して、3.記載のA社常務取締役の1人に対して技術上のアドバ イスを行う過程で、同常務取締役から当該重要事実を聞いて知った。 (法第166条第1項第4号)
 - 違反行為者② 5月25日、大学時代の友人である違反行為者①から借名口座による株券買付けを依頼された際に、当該重要事実の伝達を受けた。 (法第166条第3項)
- 6. 違反行為者の取引

違反行為者① 6月17日にA社の株券7,000株を420万円で買付け

違反行為者② 6月28日及び7月5日にA社の株券合計5,000株を総額312万 1,000円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 82万円 違反行為者② 46万円

8. その他

違反行為者①は、違反行為者②名義の証券口座(借名口座)を利用してA社株券を買い付けたが、違反行為者①が資金を提供して、その指示に従い違反行為者②が証券会社に発注し、その後両者間で精算が行われているので、違反行為者①の計算において行われたものと認定した。

上場会社A社及びA社の役員である違反行為者らは、A社が株式分割を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者(1) 上場会社 A 社の役員

違反行為者② 上場会社 A 社

2. 重要事実等(適用条文)

株式分割(法第166条第2項第1号へ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

9月7日まで A社社長により決定(A社社長が証券会社に対し株式分割を行う 意思を表示)

(重要事実に係る取締役会決議は 10 月 6 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

10月6日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者①は、9月7日までに、その職務に関し当該重要事実を知った。(法第 166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者①は、自己の計算で、9月8日から10月6日までの間にA社の株券合計6,100株を総額2,434万3,000円で買い付けた。

違反行為者①は、違反行為者②(A社)の計算で、10月3日にA社の株券合計1,000株を総額391万6,000円で買い付けた。(法第175条第7項)

7. 課徴金額

違反行為者① 213万円

違反行為者② 42万円

8. その他

- ・ 違反行為者①及び違反行為者②は、いずれも、他人名義(取引先や知人名義)の 証券口座を用いて本件買付けを行った。本件においては、①当該他人名義口座は違 反行為者らの指示で開設され、概ね本件株式の買付けしか行われていないこと、② 株式の買付けは、違反行為者らの指示に基づき実行され、口座名義人は指示される ままに機械的に発注手続きを行っていること、③株式の買付けは違反行為者らの資 金で行われていること、④当該他人名義口座による株式買付けの経済的効果は違反 行為者らに帰属していることなどから、本件買付けは、違反行為者らの計算におい て行われたものと認定した。
- ・ 違反行為者②の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

上場会社A社の契約締結先B社の社員である違反行為者は、A社とB社が合併することについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

なお、上場会社A社は事例7のB社に当たり、B社は事例7の上場会社A社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の契約締結先B社社員(非役員) 会計、決算事務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

合併(法第166条第2項第1号ヌ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月30日 A社社長により決定(B社社長との会合で大筋合意) (重要事実に係る取締役会決議は10月19日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

10月19日午前8時40分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、7月3日、B社役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームに部下を参加させるなどの協力を要請されて、当該重要事実を知った。(法第166条第1項第4号)

6. 違反行為者の取引

7月24日にA社の株券200株を98万2,000円で買付け

7. 課徴金額

20万円

上場会社A社の契約締結先B社の社員である違反行為者は、A社とB社が合併することについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

なお、上場会社A社は事例6のB社に当たり、B社は事例6の上場会社A社に当たる。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の契約締結先B社社員(非役員) 与信審査事務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

合併(法第166条第2項第1号ヌ)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月30日 A社社長により決定(B社社長との会合で大筋合意) (重要事実に係る取締役会決議は10月19日であるが、実質的な決定機関・決定時期 は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

10 月 19 日午前 8 時 40 分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、7月7日、B社の役員から合併基本合意に基づきデューディリジェンス業務等を行うプロジェクトチームへの参加を指示されて、当該重要事実を知った。 (法第 166 条第 1 項第 4 号)

6. 違反行為者の取引

9月21日及び25日にA社の株券合計500株を総額249万4,000円で買付け

7. 課徴金額

4 2 万円

8. その他

A社株券を信用取引により買付け

上場会社A社の社員である違反行為者らは、A社がB社と業務上の提携を行うこと、B社に対し第三者割当による株式の発行を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社A社の社員(非役員)

営業等の業務に従事

違反行為者② 上場会社A社の社員(非役員)

経理等の業務に従事

違反行為者③ 上場会社A社の社員(非役員)

業務管理等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業務上の提携(法第 166 条第 2 項第 1 号 3 、施行令第 28 条第 1 号) 株式の発行(法第 166 条第 2 項第 1 号 1)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年7月14日 A社社長により業務上の提携を決定(B社との業務提携に向けて関連する契約に係る社内決裁が取られている。)

4月20日 A社社長により第三者割当による株式の発行を決定(第三者割当による株式の発行を行う方向で検討する旨をB社側に言及し、具体的検討を開始)

(これらの重要事実に係る取締役会決議は6月21日であるが、実質的な決定機関・ 決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

6月21日午後4時頃 第三者割当による株式の発行の公表

(大阪証券取引所 E D - N E T)

6月22日午前8時30分頃 業務上の提携の公表(ED-NET)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者① 5月30日、社内会議において業務上の提携及び第三者割当による株式の発行の事実を知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者② 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を、6月6日、 上司からの検討の指示により第三者割当による株式の発行の事実 をそれぞれ知った。(法第166条第1項第1号)

違反行為者③ 6月1日、社内会議において業務上の提携の事実を知った。(法 第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 6月14日にA社の株券1株を119万円で買付け

違反行為者② 6月16日にA社の株券1株を120万円で買付け

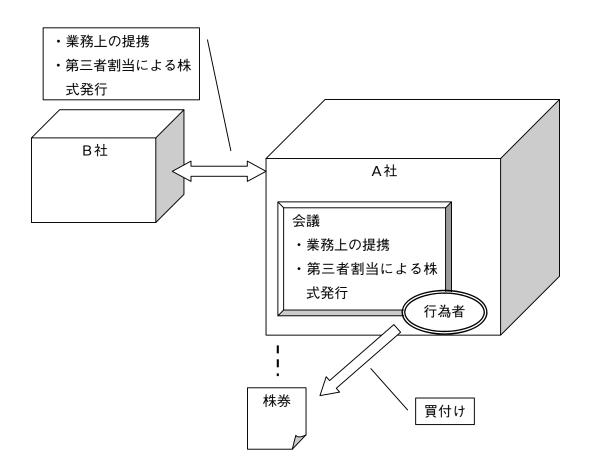
違反行為者③ 6月16日にA社の株券1株を120万円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 32万円

違反行為者② 31万円

違反行為者③ 31万円



上場会社A社の契約締結先B社の社員である違反行為者は、A社とB社が業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の契約締結先B社社員(非役員) A社との業務提携に関する事務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業務上の提携(合弁会社の設立) (法第 166 条第 2 項第 1 号 3 、施行令第 28 条第 1 号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

前年8月9日 A社役員ミーティング(取締役と常勤監査役が出席)で決定 (重要事実に係る取締役会決議は11月23日であるが、実質的な決定機関・決定時期 は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

11月24日午後1時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、11 月 3 日、A社社員から合弁事業の調印日が決定したことを知らせるメールの送信を受けて、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 1 項第 4 号)

6. 違反行為者の取引

11月16日及び17日にA社の株券合計3,000株を総額187万7,200円で買付け

7. 課徴金額

15万円

違反行為者①~⑥は、上場会社A社の契約締結先または契約締結交渉先の役員である。 これらの者は、A社がB社と業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実を 知り、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

違反行為者⑦は、上場会社A社の契約締結先G社の役員から職務上当該重要事実の伝達を受けた役員が所属するH社の他の役員であり、その職務に関し当該重要事実を知り、 当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社A社の業務委託契約の締結先D社の役員

違反行為者② 上場会社A社の業務委託契約の締結交渉先E社の役員

違反行為者③ 上場会社A社の業務委託契約の締結交渉先E社の役員

違反行為者④ 上場会社A社の業務委託契約の締結先F社の役員

違反行為者⑤ 上場会社A社の業務委託契約の締結交渉先G社の役員

違反行為者⑥ 上場会社A社の業務委託契約の締結交渉先G社の役員

違反行為者⑦ 上場会社 A 社の業務委託契約の締結交渉先 G 社の取引先 H 社の 役員

2. 重要事実等(適用条文)

A 社が B 社製品の総販売元代理店になるという業務上の提携(法第 166 条第 2 項第 1 号 3 、施行令第 28 条第 1 号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3月上旬 A社取締役及びC社社長の間で決定(A社及びB社はいずれもC社グループに属しており、A社及びC社の前記役員間で、A社及びB社の業務上の提携に向けて準備を進めることが確認された。)

(重要事実に係る取締役会決議は 4 月 20 日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

4月20日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者① 3月22日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る

業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。 (法第 166 条第 1 項第 4 号)

- 違反行為者② 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る 業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けた部 下から報告を受けて知った。(法第166条第1項第4号)
- 違反行為者③ 4月9日にA社の営業担当社員からB社製品の販売代行に係る 業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。 (法第166条第1項第4号)
- 違反行為者④ 3月30日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携 契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたF社の顧問 から聞いて知った。(法第166条第1項第4号)
- 違反行為者⑤ 4月4日頃にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程で当該重要事実の伝達を受けたG社の他の役員から聞いて知った。(法第166条第1項第4号)
- 違反行為者⑥ 4月4日にA社の顧問からB社製品の販売代行に係る業務提携 契約の締結交渉の過程で当該重要事実を聞いて知った。 (法第166条第1項第4号)
- 違反行為者⑦ B社製品の販売代行に係る業務提携契約の締結交渉の過程でA 社の顧問からG社役員に伝達され、G社役員からその主要取引先で あるH社の他の役員に職務上伝達され、4月10日に当該他の役員 から違反行為者⑦に職務上伝達された。(法第166条第3項)

6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① 4月4日及び5日にA社の株券合計2万6,000株を総額988万円 で買付け
- 違反行為者② 4月13日にA社の株券合計1万株を総額392万5,000円で買付け
- 違反行為者③ 4月13日にA社の株券5,000株を188万円で買付け
- 違反行為者④ 4月2日及び6日にA社の株券合計 6,000 株を総額 228 万円 9,000円で買付け
- 違反行為者⑤ 4月9日及び11日にA社の株券合計3,000株を総額109万9,000 円で買付け
- 違反行為者⑥ 4月6日及び12日にA社の株券合計8,000株を総額295万円で 買付け
- 違反行為者⑦ 4月11日及び12日にA社の株券合計5,000株を総額184万8,000 円で買付け

7. 課徴金額

違反行為者① 104万円 違反行為者② 27万円 違反行為者③ 22万円 違反行為者④ 23万円 違反行為者⑤ 16万円 違反行為者⑥ 41万円 違反行為者⑦ 25万円

8. その他

・ 配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者⑦は、配偶者名義の証券口座で株式の買付けを行っているが、i)当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者の指示に基づき行われたものであり、口座名義人の意思は何ら問題とされていなかったこと、ii)当該株式の買付資金は、違反行為者の資金が充てられていること、iii)内部者取引により生じた利益は、夫婦の生活資金として費消したほか、違反行為者の借財の返済に充てられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者に及び、違反行為者が「自己の計算において」行ったものと認められる。

違反行為者は、上場会社A社とB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについて決定した旨の重要事実について、B社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前にA社株券を買い付けたものである。

なお、本件のA社と事例12のA社、本件のB社と事例12のB社は、いずれも同一の会社である。

「違反行為の内容及び課徴金額」

1. 違反行為者

上場会社A社の業務提携契約締結交渉先B社の役員からの第一次情報受領者

2. 重要事実等(適用条文)

業務上の提携(法第166条第2項第1号3、施行令第28条第1号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日まで A社会長が最終決定(B社社長と業務上の提携の最終確認) (重要事実に係る取締役会決議は3月8日であるが、実質的な決定機関・決定時期は 上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

3月8日午後3時15分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

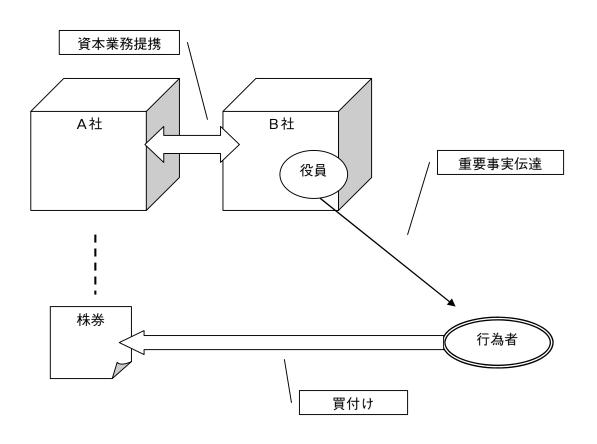
違反行為者は、3月7日、B社役員からB社がA社と資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定したとの事実の伝達を受けた。(法第166条第3項)

6. 違反行為者の取引

3月8日午前、A社の株券4,000株を665万6,000円で買付け

7. 課徴金額

4 4 万円



放送局の職員である違反行為者らは、上場会社B社の社員から同放送局の記者が職務 上伝達を受けたB社と上場会社A社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことについ て決定した旨の重要事実を同放送局の設備である報道情報端末等を通じて知り、当該重 要事実の公表前にA社株券またはB社株券を買い付けたものである。

なお、本件のA社と事例11のA社、本件のB社と事例11のB社は、いずれも同一の会社である。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

A社とB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことをB社の社員から取材した 記者が所属する放送局の職員

違反行為者① 取材等の業務に従事

違反行為者② 放送番組の企画、制作等の業務に従事

違反行為者③ ニュース原稿の編集等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業務上の提携(法第166条第2項第1号3、施行令第28条第1号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日まで A社会長及びB社社長が最終決定(相互に業務上の提携を最 終確認)

(重要事実に係るA社及びB社の取締役会決議はいずれも3月8日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

3月8日午後3時15分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達等(適用条文)

違反行為者らの所属する放送局の記者は、3月8日午後2時台、B社の社員への取材により、A社及びB社が資本提携を伴う業務上の提携を行うことを知った。この取材内容は、直ちに、放送用原稿として、同放送局の報道情報端末に入力されると共に、違反行為者③の勤務場所においては放送用原稿の概要が館内放送された。

違反行為者①及び②は、この報道情報端末に入力された放送用原稿を閲覧することにより、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

違反行為者③は、この館内放送により、当該重要事実を知った。(法第 166 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計 3,150 株を総額539万7,900円で、B社株券合計2,500株を総額327万 6,000円で、それぞれ買付け

違反行為者② 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計 3,000 株を総額515万円で買付け

違反行為者③ 3月8日午後2時台(前記5.の伝達後)、A社株券合計 1,000 株を総額171万950円で買付け

6. 課徴金額

違反行為者① 26万円

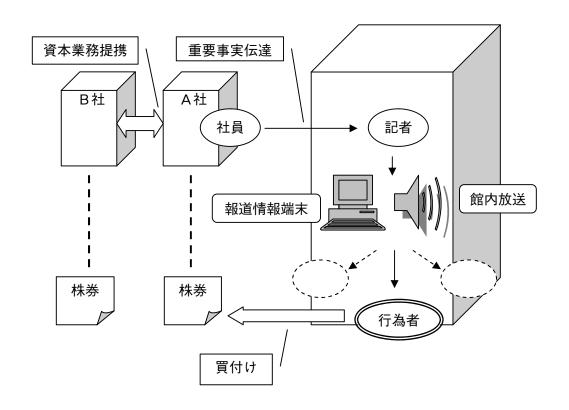
違反行為者② 17万円

違反行為者③ 6万円

7. その他

違反行為者① A社株券の一部を信用取引により買付け

違反行為者② A社株券を信用取引により買付け



上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が民事再生手続開始の申立てを行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員(非役員)

工事業務の管理等を行う管理職

2. 重要事実等(適用条文)

民事再生手続開始の申立て (法第 166 条第 2 項第 1 号 3 、施行令第 28 条第 8 号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

5月13日 役員会(取締役と監査役が出席する会議で、取締役会には当たらない。)で決定

(重要事実に係る取締役会決議は5月19日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

5月19日午後5時40分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

5月13日の役員会に出席したA社のX取締役が、同日、同役員会を欠席したA社のY取締役に民事再生手続開始の申立ての事実を伝え、Y取締役は、5月15日、当該重要事実を部下である違反行為者に伝えた。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

5月16日にA社の株券合計9,000株を総額207万1,000円で売付け

7. 課徴金額

7 2 万円

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 1 4

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が当期純利益及び配当の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社 A 社の社員(非役員)

法務、取締役会運営等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業績及び配当予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

9月2日 A社社長が当期純利益の予想値の修正の報告を受け了承

9月14日 A社社長が筆頭株主であるB社の経営陣に対し、配当予想値の修正 を表明

(これらの重要事実に係る取締役会決議は9月22日午前であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

9月22日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、9月22日午前、上記重要事実が記載された取締役会資料を見た上、 上司から取締役会において全議案が承認された旨を聞いて業績及び配当予想値の下 方修正を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

9月22日午後0時30分頃にA社の株券500株を49万4,500円で売付け

7. 課徴金額

5万円

A社の社員である違反行為者は、A社が連結当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

- 違反行為者 上場会社A社の社員(非役員) 経理等の業務に従事
- 2. 重要事実等(適用条文) 業績予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)
- 3. 重要事実等の決定機関・決定時期5月8日午前 A社の主要役員間の話し合いで了承
- 4. 重要事実等の公表 5月8日午後4時40分頃 公表(T Dnet)
- 5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、5月8日午前、自己の上司がA社役員から本日中に業績予想値の下 方修正の開示をするよう指示を受けているのを聞いて、当該重要事実を知った。(法 第166条第1項第1号)

- 6. 違反行為者の取引5月8日午後2時台にA社の株券合計1,100株を総額98万600円で売付け
- 7. 課徴金額 4万円
- 8. その他 A 社株券を信用取引により売付け

○ 事例 1 6

上場会社A社(違反行為者)の役員Xは、A社が配当の予想値の上方修正について決定した旨の重要事実を知り、A社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券(自己株式)を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

- 違反行為者
 上場会社A社
- 2. 重要事実等(適用条文) 配当予想値の上方修正(法第 166 条第 2 項第 3 号)
- 3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月9日まで A社社長により了承

(重要事実に係る取締役会決議は2月23日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

2月23日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

A社の役員 X は、2月9日までに、その職務に関し、当該重要事実を知った。(法 第 166 条第 1 項第 1 号)

6. 違反行為者の取引

A社の役員 X は、A社の計算で、2月10日から22日までの間に、A社の株券合計7万9,000株を総額3億3,295万5,000円で買付けた。(法第175条第7項)

- 7. 課徴金額
 - 3,044万円
- 8. その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

違反行為者
 上場会社A社の社員(非役員)
 経理等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業績予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3月14日 社内取締役及び監査役が出席する経営会議で了承 (重要事実に係る取締役会決議は3月15日であるが、実質的な決定機関・決定時期 は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

4月10日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、3月15日、社内会議において、A社社長から、経営会議等の決定 事項の伝達を受けて当該重要事実を知った。(法第166条第1項第1号)

6. 違反行為者の取引

3月19日にA社の株券合計1,500株を総額129万3,500円で売付け

7. 課徴金額

9万円

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

○ 事例 1 8

上場会社A社の社員である違反行為者は、A社が当期の業績予想値の下方修正を行う ことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付 けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社の社員(非役員) 営業戦略の企画立案等の業務に従事

2. 重要事実等(適用条文)

業績予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

7月26日 取締役(会長を除く)以上の役員及び経理担当が出席するリーダー 会議で了承

(重要事実に係る取締役会決議は8月7日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

8月7日午後3時30分頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、7月27日、上記リーダー会議の結果を記載した社内メールの送信を受けて当該重要事実を知った。(法第166条第1項1号)

6. 違反行為者の取引

8月6日にA社の株券合計3,400株を総額501万5,000円で売付け

7. 課徴金額

9 4 万円

8. その他

社員持株会から引き出して証券口座に入庫していた株券の売付け

上場会社A社の社員である違反行為者①並びにA社の関係会社役員である違反行為者②及び違反行為者③は、A社が当期純利益の予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

- 1. 違反行為者
 - 違反行為者① 上場会社A社の社員(非役員)

技術開発・営業支援等業務を統括管理

- 違反行為者② 上場会社A社の関係会社B社の役員
- 違反行為者③ 上場会社 A 社の関係会社 C 社の役員
- 2. 重要事実等(適用条文)

業績予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

10月4日 常勤役員会に報告・了承

4. 重要事実等の公表

10月18日午後3時頃 公表(T Dnet)

- 5. 重要事実等の伝達(適用条文)
 - 違反行為者① 10月4日、A社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。(法第 166 条第1項第1 号)
 - 違反行為者② 10月4日、A社役員から業績予想値の下方修正が記載されたメールの送信を受けて当該重要事実を知った。(法第166条第3項)
 - 違反行為者③ 10月11日、関係会社役員が集められた会議において、A社役員が業績予想値の下方修正を説明したことから当該重要事実を知った。(法第166条第3項)
- 6. 違反行為者の取引
 - 違反行為者① 10月7日にA社の株券合計 3,000 株を総額 250 万 8,000 円で売付け
 - |違反行為者② 10月6日にA社の株券合計4,000株を総額327万6,000円で売

付け

違反行為者③ 10月12日及び13日にA社の株券合計1万株を総額850万2,000 円で売付け

7. 課徴金額

違反行為者① 17万円 違反行為者② 16万円 違反行為者③ 73万円

8. その他

違反行為者らは、いずれも、ストックオプションの行使により取得したA社株券を売り付けたもの。

違反行為者は、上場会社A社の監査契約締結先の監査法人の公認会計士である。同人は、A社が当期の個別及び連結業績予想値の下方修正を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、当該重要事実の公表前にA社株券を売り付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

上場会社A社と監査契約を締結している監査法人に所属する職員(非社員) 公認会計士(当時監査法人において上場会社A社の監査業務に従事)

2. 重要事実等(適用条文)

業績予想値の下方修正(法第166条第2項第3号)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

2月28日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席 する計数管理会議で承認

(重要事実に係る取締役会決議は3月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)

4. 重要事実等の公表

3月20日午後3時頃 公表(T Dnet)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

監査法人においてA社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、 A社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3月7日、その内容をメールで違 反行為者に伝達した。(法第 166 条第 1 項第 4 号)

6. 違反行為者の取引

3月12日から20日までの間に、A社の株券合計261株を総額1,225万6,700円で 売付け

7. 課徴金額

1 3 4 万円

8. その他

- ・ 違反行為者はA社株券を信用取引により売付け
- ・ 違反行為者は、知人名義口座で、知人から借り入れた金銭を保証金としてA社株 券の信用売りを実行したものであるが、取引終了後に金銭の貸借関係及び売買損益 を精算する予定であったことから、違反行為者の「自己の計算において」行われた ものと認定した。

○ 事例 2 1

上場会社A社(違反行為者)の役員Xは、A社の子会社であるB社の解散を行うことについて決定した旨の重要事実を知り、A社の計算において、当該重要事実の公表前にA社株券(自己株式)を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

- 違反行為者
 上場会社A社
- 重要事実等(適用条文)
 子会社の解散(法第166条第2項第5号へ)
- 3. 重要事実等の決定機関・決定時期 6月21日まで B社取締役により決定(B社の解散に係る申請書をA社の役員 X に対してメールで送信)
- 4. 重要事実等の公表 7月13日午後3時頃 公表(T Dnet)
- 5. 重要事実等の伝達(適用条文) A社の役員 X は、6月23日頃、B社から送付されてきた書類に目を通してB社の 解散に係る決裁を行い、当該重要事実を知った。(法第166条第1項第1号)
- 6. 違反行為者の取引

A社の役員 X は、A社の計算で、7 月 4 日から 13 日までの間にA社の株券合計 131 万 6,000 株を総額 11 億 7,746 万 1,000 円で買付けた。(法第 175 条第 7 項)

- 7. 課徴金額
 - 4, 378万円
- 8. その他

違反行為者の行為は、いわゆる自社株買いに当たる。

違反行為者は、公開買付者A社がB社の株券の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A社の業務に従事していた者から伝達を受け、当該事実の公表前にB社株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

公開買付者A社の業務従事者からの第一次情報受領者(B社監査役)

2. 重要事実等(適用条文)

公開買付けの実施(法第167条第2項)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

3月9日 A社設立準備中の者(B社経営陣)が、A社を設立してA社によるB 社のMBO(マネジメント・バイアウト)を実施することを決定

(A社の設立前にA社としての実質的な決定があったものと認定)

4. 重要事実等の公表

5月22日 公表(本件公開買付けに係る公開買付開始公告をするとともに、公 開買付届出書を提出)

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

違反行為者は、3月26日、設立中の会社であるA社の業務従事者から当該公開買付けに関する事実を伝達された。(法第167条第3項)

6. 違反行為者の取引

5月2日から9日までの間にB社の株券合計7,000株を総額568万9,000円で買付け

7. 課徴金額

2 4 5 万円

8. その他

親戚名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者らは、公開買付者が公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、当該公開買付者の契約締結先である印刷会社 X の社員より伝達を受け、当該事実の公表前に公開買付対象者の発行する株券を買い付けたものである。

[違反行為の内容及び課徴金額]

1. 違反行為者

違反行為者① X 社社員①の高校時代の友人

違反行為者② X社社員②の元同僚

2. 重要事実等(適用条文)

公開買付けの実施(法第167条第2項)

3. 重要事実等の決定機関・決定時期

違反行為者①については(別表1)、違反行為者②については(別表2)を参照

4. 重要事実等の公表

違反行為者①については(別表1)、違反行為者②については(別表2)を参照

5. 重要事実等の伝達(適用条文)

X社は、当該公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X社社員①及び②は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。

違反行為者①は、X社社員①の高校時代の友人であり、X社社員①から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。(法第167条第3項)

違反行為者②は、X社社員②の元同僚であり、X社社員②から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。(法第 167 条第 3 項)

6. 違反行為者の取引

違反行為者① 当該事実の公表前に、合計 10 社の株券合計 1 万 1,700 株を総額 833 万 9,000 円で買付け

違反行為者② 当該事実の公表前に、合計 3 社の株券合計 2,100 株を総額 404 万500 円で買付け

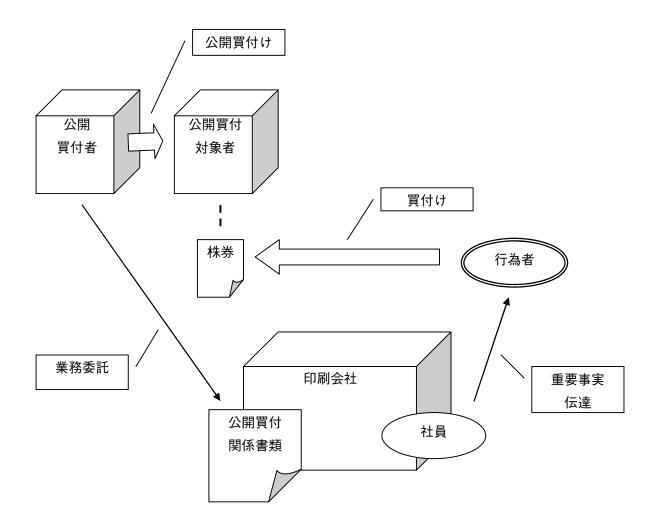
7. 課徵金額

違反行為者① 167万円 違反行為者② 76万円

8. その他

・ 違反行為者②の配偶者名義の証券口座を利用した買付け

違反行為者②の買付けのうち一部は、同人の配偶者名義の証券口座で行われたものであるが、当該口座で行われた内部者取引に係る株式売買は、違反行為者②の指示に基づき、発注手続きを行っていること、当該株式の買付資金は、違反行為者②が自由に使える特定口座から出されていること、内部者取引により生じた利益は、違反行為者②が自由に使えるよう、当該特定口座に振り替えられていることなどから、違反取引の経済的効果は違反行為者②に及び、違反行為者②が「自己の計算において」行ったものと認められる。



別表 1

(別表1一①)

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等 の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社社長	経営戦略会議 (社内取締役、 社内監査役がメ ンバー)	E 社社長
重要事実等 の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11 月 14 日	6月1日
取締役会等 決議日	11月10日	11 月 24 日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等 の伝達	11 月 7 日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付け の公表日	11月11日	11 月 25 日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者①	違反行為者①の買付状況				
買付日	11月10日	11 月 24 日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000 株	1,000 株	500 株	200 株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

(別表1一②)

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等 の決定機関	F 社取締役 2 名及び指名役 員	投資の可否を決める委員会	H社の 100%親 会社の社長	I 社の役員ミ ーティング	J社の取締役4 名
重要事実等 の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年 12月17日	6月12日まで
取締役会等 決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等 の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付け の公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為者①	違反行為者①の買付状況				
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000 株	1,000 株	2,000 株	1,000 株	2,000 株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

別表 2

公開買付者	K社	C社	L社	
重要事実等 の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執 行役専務がメンバー)	C社社長	L 社社長及び 専務取締役	
重要事実等 の決定時期	7月20日	3月1日まで	9月4日まで	
取締役会等決議日	12月15日	4月3日	10 月 2 日	
重要事実等の伝達	12月12日頃	3月20日頃	9月29日頃	
公開買付け の公表日	12月16日	4月5日	10月3日	
違反行為者②の買付	違反行為者②の買付状況			
買付日	12月13日	3月23日	10月2日	
買付株数	1,000 株	400 株	700 株	
買付価額	1,599,000円	1,992,000円	449,500円	

II. 開示書類の虚偽記載に係る事例

○ 事例 2 4

1. 対象開示書類

- (1) 継続開示書類
 - ① 第A期半期報告書
 - ② 第A期有価証券報告書
- (2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権発行に係るもの(新株予約権払込金額 1,156 万円) 第A期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	400 万円	▲1億6,000万円

虚偽記載の主要な態様: 架空売上の計上

② 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8,800 万円	▲ 4 億 5,600 万円

虚偽記載の主要な態様: 架空売上の計上

3. 課徴金額

222万9,999円

内訳 (1)① 66万6,666円

② 133万3.333円

(2) 23万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社元社員は、当社在籍中に、当社の販売先名義の注文書、受領書等の証憑類を偽造し、これら偽造した証憑類を用いることにより、現実には存在しない当該販売先からの注文があるかのように装い、架空売上を計上した。

○ 事例 2 5

1. 対象開示書類

- (1) 継続開示書類
 - ① 第 A 期有価証券報告書
 - ② 第A+1期半期報告書
 - ③ 第A+1期半期報告書の訂正報告書
 - ④ 第A+1期有価証券報告書
- (2) 発行開示書類
 - ① 有価証券届出書 新株発行に係るもの(1,500 株、株式払込金額 5 億 2,500 万円) 第A期の第1~第3四半期の損益計算書を掲載
 - ② 有価証券届出書 新株発行に係るもの(2,650株、株式払込金額1億5,370万円) 第A+1期有価証券報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A期第1~3四半期損益計算書(1.(2)①有価証券届出書に掲載) (100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1,800 万円	▲500 万円
純損益	1,500 万円	▲800 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の過大計上

○ 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
当期純利益	1 億 5,100 万円	5,600 万円
純資産額	6 億 1,500 万円	5 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え

○ 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	▲5,100万円	▲ 3 億 5,800 万円
純資産額	10億7,100万円	6 億 6,900 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上

○ 第A+1期半期報告書の訂正報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	▲ 2 億 6,300 万円	▲ 3 億 5,800 万円
純資産額	8億5,800万円	6 億 6,900 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上債権の過大計上

○ 第A+1期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
中間純損益	3億8,600万円	1 億 9,600 万円

虚偽記載の主要な態様: 前渡金の過大計上

3. 課徴金額

1,957万円

内訳 (1)① 300万円 ② 75万円 ③ 75万円 ④ 150万円 (2)① 1,050万円 ② 307万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、成果物を納品した事実がないにもかかわらず、偽装した検収書に基づいてA社に対する売上を過大に計上し、これに伴い売上債権も過大に計上された。

また、当社は、顧客に対し違約金を支払うこととなったが、その際、B社から違約金相当額のソフトウェアを購入したように偽装してその購入代金の名目でB社に資金を支払うことにより、B社からA社を通じて顧客に違約金を支払った。その結果、本来、当該違約金は特別損失として費用計上されるべきところ、B社から購入したソフトウェアとして無形固定資産に付け替えて計上され、費用が過少に計上された。

更に、当社は、大型システム開発プロジェクトに関して、顧客との折り合いが合わず、 顧客から契約解除通知を受けたにもかかわらず、当該プロジェクトに係る仕掛品を特別 損失として費用に計上せず、棚卸資産として計上し続け、棚卸資産が過大に計上された。 加えて、当社は、未回収のA社に対する架空の売上債権を回収したことにするため、 取引先のC社に前渡金の名目で弁済資金を支払ったうえ、C社からA社を通じて当社に 当該弁済資金を振り込ませ、もって売上債権が回収されたかのように偽装した。この結 果、売上債権に代わり、C社に対する前渡金が過大に計上されることとなった。

1. 対象開示書類

(1) 継続開示書類 第A+1期半期報告書

- (2) 発行開示書類
 - ① 有価証券届出書

新株発行に係るもの(990 万株、株式払込金額 9 億 9,000 万円) 第A期有価証券報告書を組込情報とする

- ② 有価証券届出書 新株発行に係るもの(3,500万株、株式払込金額35億円) 第A期有価証券報告書を組込情報とする
- ③ 有価証券届出書 新株予約権発行に係るもの(新株予約権払込金額160万円)第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする
- ④ 有価証券届出書 新株予約権付社債発行に係るもの(社債払込金額20億円)第A期有価証券報告書及び第A+1期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

○ 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	2億 400 万円	▲1億1,800万円
連結純資産額	3,400 万円	▲18 億 5,100 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上原価の付替え・繰延べ

○ 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8,700 万円	4億8,100万円

虚偽記載の主要な態様: 売上原価の付替え・繰延べ

3. 課徴金額

1億3,133万円

内訳 (1) 150万円

(2) ① 1,980万円

- ② 7,000万円
- ③ 3万円
- ④ 4,000万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、完成工事の外注費を他の未成工事に付替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費の費用計上を翌期以降に繰り延べた。

○ 事例 2 7

1. 対象開示書類

- (1) 継続開示書類 第A期半期報告書
- (2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの(189 万 3,700 株、株式払込金額 10 億 5,479 万 900 円) 第A期半期報告書を組込情報とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1億1,600万円	▲ 5 億 2,400 万円
連結純資産額	27 億円	20 億 5,900 万円

虚偽記載の主要な態様: 損失の繰延べ

3. 課徴金額

2, 259万円

内訳 (1) 150万円

(2) 2,109万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、大型システム構築プロジェクト案件について、A社とB社との間の取引を仲介してa%のマージンを得ることとなっていたところ、当該プロジェクト案件の要件定義の工程においてP円の売上を計上し、P円からa%を割り引いたQ円を売上原価として(P-Q)円の利益を計上した。

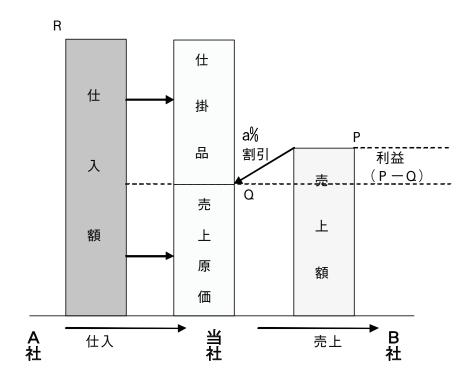
しかし、調査の結果、要件定義工程の作業工数等からすれば、P円の売上に対応する 仕入原価はR円(>P円)であり、決算期末において、R円のうちQ円が売上原価とし て、残りの(R-Q)円が仕掛品(たな卸資産)として計上されていることが判明した。

すなわち、当社は本件プロジェクト案件全体として a %のマージンを得ることになっていたが、要件定義工程に限れば、P 円の売上に対し、それを超えるR 円の仕入を行う契約になっており、当決算期においては(R - P)円の損失が生ずるはずであった。しかし、当社は、仕掛品(たな卸資産)として(R - Q)円の売上原価の計上を繰り延べたために、当決算期において同額の利益が過大に計上されることとなった。

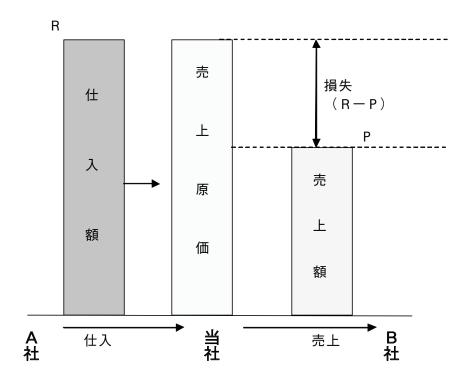
(注)要件定義:システムの開発・設計の工程に入る前に、ユーザーの要求を実現するために必

要な前提事項等を整理し、システム化する範囲や仕様を明確にする工程。

(当社の不適切な会計処理)



(正当な会計処理)



○ 事例 2 8

1. 対象開示書類(発行開示書類)

発行登録追補書類

社債発行に係るもの(社債払込金額 500 億円) 第A期有価証券報告書を参照書類とする

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	777 億 1,700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純利益	469 億 3,500 万円	352 億 6,800 万円

虚偽記載の主要な態様:

- ・ 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の 範囲に含めなかった。
- ・ 前記孫会社が発行し前記子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発 行日を偽るなどして前記子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社 債券の評価益を計上した。

3. 課徴金額

5 億円

[虚偽記載の態様の説明]

○ 子会社がその株式のすべてを所有して実質的に支配している孫会社を、連結の範囲 に含めなかったことについて

当社(A株式会社)は、その連結子会社B社が株式の全部を保有する孫会社C社を通じてK社を買収したところ、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号) 2 (6) ⑥において「財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができる。」(以下「VC条項」という。)とされているとして、C社をA社の連結の範囲に含めていなかった。しかし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 1 項は、「連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。」と

規定し、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項は、「この規則において『親会社』とは、他の会社等・・・の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関・・・を支配している会社等をいい、『子会社』とは、当該他の会社等をいう。・・・子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。」と規定している。そして、同条第4項第1号は、「他の会社等の意思決定機関を支配している会社」に該当する場合として「他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社」を掲げている。したがって、本件のように、子会社B社が孫会社C社の株式の全部を保有している場合には、原則として、当該孫会社C社は連結の範囲に含まれる。

なお、財務諸表等規則第8条第4項但書は、「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。」と規定し、他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合であっても、これを連結の範囲に含めないことができる場合を定めているが、①C社は事務所も従業員もいないペーパーカンパニーであり、②C社の役員は全てB社の役職員が兼務しており、③C社はK社を買収するためにB社に利用されていたことなど、C社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたことは明らかであり、財務諸表等規則第8条第4項但書は適用されない。

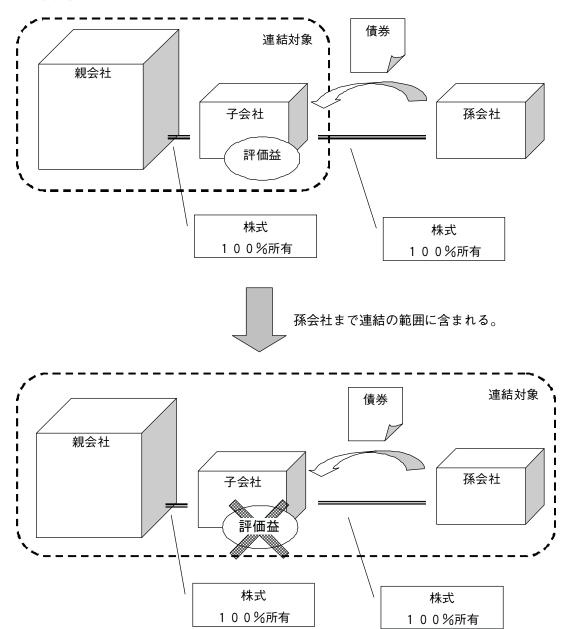
VC条項は、財務諸表等規則第8条第4項但書が規定する「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる」場合の1つの例として、「財務諸表提出会社がベンチャーキャピタルであり、株式保有に伴う議決権の所有が意思決定機関の支配に該当していても、実質的に支配していないと考えられる場合を示したもの」(「新しい連結財務諸表制度解説」(日本公認会計士協会編)62頁)にすぎない。連結の範囲に含めるか否かは、判定の対象となる会社それぞれに、その意思決定機関を実質的に支配しているか否かを個別に検討するものであり、前述のとおり本件のC社の実態に照らせば、B社がC社の意思決定機関を支配していたと認められるため、A社はC社を連結の範囲に含めなければならないと認定したものである。

○ 孫会社が発行し子会社が保有していた他社株券償還特約付社債券の発行日を偽る などして子会社の会計帳簿等を作成し、本来計上できない当該社債券の評価益を計上 したことについて

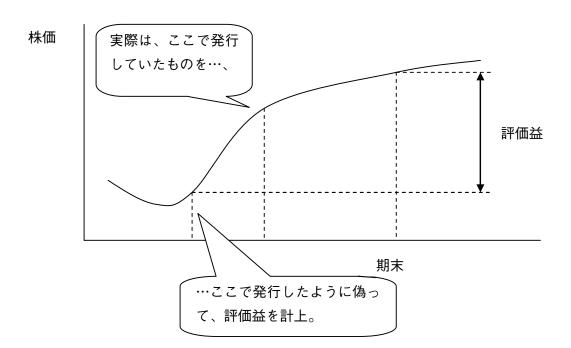
他社株券償還特約付社債券(Exchangeable Bond、以下「EB債」という。)とは、あらかじめ定められた日において、所定の条件を満たす場合には、現金で償還されるのではなく、所定の銘柄の株券で償還される条項が付された社債券のことをいう。C社からB社に発行された本件EB債は、①取得者であるB社はいつでも一定の交換価

格で K 社の株式と交換できる権利(コールオプション)を保有し、②発行者である C 社は満期償還日に現金で償還するか、K 社の株式で償還するかを選択できる権利(プットオプション)を保有するものであるところ、このような E B 債については、金融商品会計基準上、それに組み込まれたデリバティブたるオプション部分を区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理することになる。C 社は、本件 E B 債が X 日に発行されたとし、本件 E B 債と K 株式との交換価額を X 日の 2 日前の K 株式の株価 P 円と設定していたところ、B 社の決算期には K 株式の株価が Q 円まで上昇したことから、その差額をもとに本件 E B 債の評価益を計上した。しかし、調査の結果、本件 E B 債のスキームが最終的に決定されたのは X 日ではなく、K 株式の株価が Q 円近くまで上昇した後の Y 日頃であることが判明し、本件 E B 債評価益の計上が過大であると認められた。すなわち、K 株式の株価が上昇した後に E B 債のスキームを最終的に決定しながら、本件 E B 債の評価益を計上するために、あたかも株価が上昇する前の X 日に E B 債を発行したかのように発行日を遡って設定して会計帳簿等を作成し、本来計上できない E B 債評価益を不正に利益に計上したと認定したものである。

(連結の範囲)



(EB債の評価益)



- 1. 対象開示書類(継続開示書類)
 - ① 第A期半期報告書
 - ② 第A期有価証券報告書
- 2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
 - ① 第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲ 8 億 200 万円	▲ 9 億 3,900 万円
連結中間純損益	▲68 億 1,500 万円	▲69 億 5,000 万円
連結純資産額	50 億 5,100 万円	40 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の前倒し計上

② 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲ 3 億 6,000 万円	▲ 5 億 2,900 万円
連結当期純損益	▲66 億 2,400 万円	▲67 億 9,000 万円
連結純資産額	52 億 6,100 万円	42 億 5,700 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の前倒し計上

3. 課徴金額

165万9,999円

内訳 ① 55万3,333円

② 110万6,666円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の部長らは、引渡し前の工事物件について、引渡書を偽造する等して売上を前倒し計上し、また、工事物件の原価を翌期以降の他の工事物件の原価として付け替えるなどの方法により原価の計上を先送りして、利益を過大に計上した。

- 1. 対象開示書類(継続開示書類)
 - ① 第A期半期報告書
 - ② 第A期有価証券報告書
- 2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様
 - ① 第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	1,900 万円	▲ 2 億 6,100 万円
連結純資産額	4億4,300万円	▲10 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の前倒し計上

② 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 5,500 万円	▲ 1 億 4,100 万円
連結純資産額	6 億 5,900 万円	▲ 8 億 2,000 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の前倒し計上

3. 課徴金額

199万9,999円

内訳 ① 66万6,666円

② 133万3.333円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、売上の計上基準として建物引渡完了日基準を採用しているにもかかわらず、 未完工で引渡未了の物件につき、工事が完了し建物引渡済であると仮装して売上の前倒 し計上を行うこと等により、過大な利益を計上していた。

当社は、監査法人に対し、物件視察にあたっては当該売上の前倒し計上を行った物件についてあたかも引渡が完了し入居済であるかのように偽装したり、建物引取書を偽造するなどして虚偽の説明を行うことにより組織的な隠蔽工作を行っていた。

- 1. 対象開示書類(継続開示書類)
 - ① 第 A 期有価証券報告書に係る訂正報告書
 - ② 第A+1期半期報告書
 - ③ 第A+1期有価証券報告書
 - ④ 第 A + 1 期有価証券報告書に係る訂正報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期有価証券報告書に係る訂正報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	4 億 400 万円	▲ 2 億 6,100 万円

虚偽記載の主要な態様:売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

② 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	18 億 300 万円	11 億 100 万円

虚偽記載の主要な態様:売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

③ 第A+1期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 5,200 万円	▲6,900万円

虚偽記載の主要な態様:売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

④ 第A+1期有価証券報告書に係る訂正報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	8億3,600万円	▲6,900万円

虚偽記載の主要な態様:売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上

3. 課徴金額

600万円

内訳 ① 300万円

② 60万円

③ 120万円

④ 120万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の子会社は、売上原価や営業費等の各種費用について、その計上を翌期以降に繰り延べたり、その一部を不算入としたりするなどして、売上原価並びに販売費及び一般管理費を過少に計上した。

また、固定資産(営業所建物等)の減損処理について、上記の不正経理を把握しない まま立てた事業計画に基づき、十分な将来利益あるいはキャッシュフローが見込めると 判断し、減損の兆候はないものとして、減損損失を計上していなかった。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業においては、検証すべき内容が膨大でありながら十分な体制を整えず、売上原価、販売費及び一般管理費及び減損損失等の見直しが不十分であった。

- 1. 対象開示書類(継続開示書類)
 - ① 第 A 期半期報告書
 - ② 第 A 期有価証券報告書
 - ③ 第A+1期半期報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	45 億 3,200 万円	35 億円

虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上

リース収入及びリース資産の架空計上

② 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	50 億 100 万円	39 億 7,800 万円

虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上

リース収入及びリース資産の架空計上

③ 第A+1期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	35 億 8,800 万円	25 億 7,900 万円

虚偽記載の主要な態様: リース資産の減価償却費の過少計上

リース収入及びリース資産の架空計上

3. 課徴金額

349万9,999円

内訳 ① 66万6,666円

② 133万3,333円

③ 150万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社の連結子会社の役員は、利益を過大に計上するため、当該連結子会社について、

①リース資産の減価償却費の過少計上、②リース収入(売上)の架空計上を行うとともに、その見合いとして架空のリース資産を計上した。そして、同役員は、監査法人の監査にあたり、リース資産台帳の該当ページを抜き取り、リース資産の架空計上を隠蔽していた。

1. 対象開示書類(継続開示書類) 第A期有価証券報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常利益	21 億 5,100 万円	15 億 2,500 万円
連結純資産額	37億7,100万円	33 億 9,800 万円

虚偽記載の主要な態様: 退職給付引当金の過少計上

3. 課徴金額

200万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、退職給付制度について、信託銀行に退職給付債務の数理計算業務を委託していたところ、退職給付制度を改訂した際、信託銀行に提出した退職給付債務額等の算定の基礎となるデータの一部に誤りがあった。そして、信託銀行が、当該データを使用して退職給付債務額を計算したため、退職給付債務の額が過少に計算され、退職給付債務の額から年金資産の額を控除して計算する退職給付引当金が過少に計上された。

- 1. 対象開示書類(継続開示書類)
 - ① 第A期有価証券報告書
 - ② 第A期有価証券報告書の訂正報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

① 第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3 億 4,600 万円	▲6,000万円

虚偽記載の主要な態様: 架空売上及び架空仕入の計上

② 第A期有価証券報告書の訂正報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3億4,600万円	▲6,000万円

虚偽記載の主要な態様: 架空売上及び架空仕入の計上

3. 課徴金額

3 0 0 万円

内訳 ① 120万円

② 180万円

「虚偽記載の態様の説明]

当社社員は、A社に対していわゆる「貸し」を作ろうとの目論見から、A社から依頼された代金の立替払いを行ったが、その後、A社からは立替代金の支払いを受けられなかった。

また、別途A社からの依頼により、B町が進めていたITプロジェクトのためのソフトウェアをA社に先行発注したところ、B町において同プロジェクトの予算化が見送られ、当該ソフトウェアは納品できないまま在庫として残った。

当該社員は、A社から立替代金の弁済を受けられないことやソフトウェア在庫の取扱いに苦慮し、当該在庫に立替代金を上乗せして他社に転売した。その後、当該他社に他の転売先を斡旋するなどして次々と転売を繰り返し、商流の中で当社が買い取り再度他社に転売するという循環取引を4年間にわたり繰り返した。

訂正報告書に係る有価証券報告書の訂正作業は、上記架空売上及び架空仕入の計上と は関係のない事項についての変更(売上高及び仕入高についての総額表示から純額表示 への変更)を行ったものにすぎず、当該訂正報告書にも虚偽の連結当期純損益の額が記載された。

[事例]

1. 対象開示書類(継続開示書類) 第A期有価証券報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期有価証券報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	2億9,100万円	▲600 万円
連結純資産額	13 億 2,300 万円	10 億 2,400 万円

虚偽記載の主要な態様: 売上の前倒し計上

3. 課徴金額

3 0 0 万円

[虚偽記載の態様の説明]

当社は、決算期末以降に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにもかかわらず、確定受注として決算期末までに出荷・納品がなされたものとして売上を前倒し計上するとともに、これを適正な売上高とみせかけるために原始証票を含む一部の書類を偽造または改竄する等して利益を過大に計上していた。

1. 対象開示書類(継続開示書類) 第A期半期報告書

2. 虚偽記載の金額及びその主要な態様

第A期半期報告書(100万円未満切り捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2,268億7,200万円	1,746 億 4100 万円

虚偽記載の主要な態様:関係会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上

3. 課徴金額

8 3 0 万円

「虚偽記載の態様の説明〕

関係会社株式について、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号)によれば、子会社・関連会社(以下、「関係会社」という。)の株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以下に低下した場合(以下、「50%基準」という。)には減損処理をしなければならないとされている。ただし、おおむね 5 年以内に実質価額が取得原価まで回復する見込みが十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないことも認められる。

しかしながら、当社は、減損処理の要否を判定するに当たり、全ての関係会社を検討の対象とすべきところ、全ての関係会社の財務計数を把握していなかったため、月次連結決算の対象会社等のみを対象としていた。また、関係会社の純資産額(実質価額)を算定するに当たり、孫会社を有する全ての関係会社について間接投資損益を考慮すべきところ、一部の関係会社についてしか考慮していなかった。さらに、50%基準に該当しても、含み損が少額な関係会社は、回復可能性を検討することなく、重要性が低いとして減損処理を見送っていた。この結果、当社は、貸借対照表において関係会社株式を過大に計上していた。

また、関係会社損失引当金については、一般に、債務超過の関係会社に対する貸付金について、金融商品に関する会計基準等に従い関係会社の財政状況及び経営成績等を考慮のうえ、債務超過額を上限として貸倒引当金を計上し、貸付金額を超えて債務超過額がある場合には、当該超過額について関係会社損失引当金を計上することとなる。

しかし、当社は、貸倒引当金及び関係会社損失引当金の検討にあたり、債務超過に陥っている全ての関係会社を引当金の検討対象とすべきところ、当社が重要と判断した債

務超過の関係会社しか引当金の検討をしていなかった。このため、貸借対照表において 貸倒引当金及び関係会社損失引当金を過少に計上していた。